

○国立大学法人埼玉大学教職員給与規則

〔平成16年4月1日
規則第113号〕

改正	平成17. 3. 28	16規則220	平成17.11. 1	17規則16
	平成17.12. 1	17規則22	平成18. 4. 1	18規則4
	平成19. 4. 1	19規則9	平成19. 5.17	19規則55
	平成19. 8. 1	19規則69	平成20. 1.24	19規則90
	平成20. 3. 1	19規則93	平成20. 4. 1	20規則4
	平成20. 6. 1	20規則48	平成21. 4. 1	21規則1
	平成21. 5.29	21規則14	平成21.11.30	21規則56
	平成22. 3.29	22規則3	平成22. 6.24	22規則39
	平成22.11.30	22規則57	平成22.12.16	22規則59
	平成23. 3.17	22規則79	平成23. 6.29	23規則4
	平成23. 9.30	23規則8	平成24. 3.30	23規則17
	平成24. 6.28	24規則6	平成25. 3.28	24規則67
	平成25. 6.27	25規則5	平成25. 7.18	25規則7
	平成25.11.28	25規則21	平成26. 3.11	25規則31
	平成26. 3.27	25規則54	平成26.12.18	26規則23
	平成27. 3.26	26規則132	平成27. 6.25	27規則12
	平成28. 3. 3	27規則60	平成29. 1.19	28規則22
	平成29. 3.30	28規則46	平成30. 1.18	29規則17
	平成30. 3.29	29規則48	平成31. 1.17	30規則14
	令和元. 9.26	元規則27	令和2. 3.26	元規則52
	令和2. 3.27	元規則68	令和2. 9.17	2規則16
	令和3. 3.18	2規則53	令和4. 3.28	3規則66
	令和4. 6. 9	4規則5	令和4. 9.29	4規則20
	令和4.11.24	4規則30	令和5. 3.16	4規則74
	令和5.11.30	5規則38	令和6. 2.15	5規則47
	令和6.11.28	6規則38		

(目的)

第1条 この規則は、国立大学法人埼玉大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第29条第1項の規定に基づき、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）の教職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 この規則に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他の法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 教職員の給与は、基本給及び諸手当とし、それぞれ次の各号に定める区分により支給する。

(1) 基本給は、本給とする。

(2) 諸手当は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、義務教育等教員特別手当、附属幼稚園教員特別手当、教職調整額、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、研究代表者等特別手当及び期末特別手当とする。

(3) 前2号に定める本給及び諸手当のほか、学長が必要と認めるときは、給与として差額一時金又はその他の一時金を支給することができる。

(給与の支給日)

第4条 本給、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、義務教育等教員特別手当、附属幼稚園教員特別手当及び教職調整額は、その月の月額的全額を毎月17日に、特殊勤務手当、管理職員特別勤務手当、超過勤務手当、深夜勤務手当及び宿日直手当は、その月の分を翌月17日に支給する。ただし、支給定日（この項において、毎月17日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日（その日が休日に当たるときは、支給定日の翌日）に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日（その日が休日に当たるときは、支給定日の前々日）に、支給定日が国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、支給定日の翌日に支給する。

2 期末手当、勤勉手当及び期末特別手当は、6月30日及び12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、6月30日及び12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

3 研究代表者等特別手当は、12月10日に支給する。ただし、支給定日（この項において、12月10日を「支給定日」という。）が日曜日に当たるときは、支給定日の前々日に、支給定日が土曜日に当たるときは、支給定日の前日に支給する。

(給与の支払)

第5条 教職員の給与は、その全額を現金で、直接教職員に支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条に基づく協定に定めるものは、これを給与から控除して支払うものとする。

2 前項の給与は、教職員の同意を得た場合には、その者の預金又は貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(日割計算)

第6条 新たに教職員となった者には、その日から本給を支給し、本給月額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた本給を支給する。

2 教職員が離職したときは、その日までの本給を支給する。

3 教職員が死亡したときは、その月までの本給を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により本給を支給する場合であつて、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その本給額は、その月の現日数から国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する規則（以下「労働時間等規則」という。）第10条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによつて計算する。

5 前4項の規定は、本給の調整額、管理職手当、初任給調整手当、地域手当、義

務教育等教員特別手当及び教職調整額の支給について準用する。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第7条 勤務1時間当たりの給与額は、本給、本給の調整額、これらに対する地域手当、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当及び教職調整額の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間数で除して得た額とする。

(端数計算)

第8条 この規則により勤務1時間当たりの給与額を算定する場合において、その額に50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(端数の処理)

第9条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(本給の決定)

第10条 教職員の受ける本給は、所定の労働時間による労働に対する報酬であつて、職務の複雑、困難及び責任の度に基づき、かつ、勤労の強度、労働時間、労働環境その他の労働条件を考慮して、本給表に定める級及び号給により決定する。

2 本給表の種類は、次に掲げるとおりとし、各本給表の適用範囲は、それぞれ当該本給表に定めるところによる。

- (1) 一般職本給表(一) (別表第1)
- (2) 一般職本給表(二) (別表第2)
- (3) 技術職本給表 (別表第3)
- (4) 教育職本給表(一) (別表第4)
- (5) 教育職本給表(二) (別表第5)
- (6) 教育職本給表(三) (別表第6)
- (7) 医療職本給表(一) (別表第7)
- (8) 医療職本給表(二) (別表第8)
- (9) 指定職本給表 (別表第9)

(初任給)

第11条 新たに採用される者の初任給は、その者の学歴、免許・資格、業務経験等及び他の教職員との均衡を考慮して決定する。

(昇格及び降格)

第12条 勤務成績が良好な教職員については、その者の資格に応じて、上位の職務の級に昇格させることができる。

2 教職員の勤務成績が著しく不良な場合は、下位の職務の級に降格させることができる。

(昇給)

第13条 教職員（指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。）の昇給は、1月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。

2 前項の規定により教職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した教職員の昇給の号給数を4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるもの）にあつては、3号給）とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。

3 55歳を超える教職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（一般職本給表（一）の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの、技術職本給表の適用を受ける職員でその職務の級が5級であるもの及び教育職本給表（一）の適用を受ける教員でその職務の級が5級以上であるもの）にあつては、3号給）」とあるのは、「2号給」とする。

4 56歳（教育職本給表（一）の適用を受ける教員にあつては58歳）を超える教職員の昇給は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好以上である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。

5 教職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

第14条 削除

(本給の調整額)

第15条 本給の調整を行う職は、本給月額が業務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、労働時間その他の労働環境が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認められるものとして、別表第10の勤務箇所欄に掲げる勤務箇所に勤務する同表の教員欄に掲げる教員の占める職とする。

2 本給の調整額は、当該教員に適用される本給表及び職務の級に応じて別表第11に掲げる調整基本額にその者に係る別表第10の調整数欄に掲げる調整数を乗じて得た額とする。

(管理職手当)

第16条 管理又は監督の地位にある教職員のうち別に定める教職員に、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額は、当該教職員の本給月額に別表第14に掲げる職務の級及び区分に応じた額とする。

3 第1項に規定する教職員が死亡したときは、死亡した日の属する月の管理職手当の全額を支給する。

4 第1項に規定する教職員が、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しなかった場合（業務上の傷病又は通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）（以下「労災法」という。）に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により勤務しないことについて特に承認のあった場合を除く。）は、その月の管理職手当は支給しない。

5 第27条の規定（労基法第37条第4項に規定するものを除く。）は、第1項に規定する教職員には適用しない。

（初任給調整手当）

第17条 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員補充が困難であると学長が認める職（教育職本給表（一）適用者に限る。）に新たに採用された教員（医師法（昭和23年法律第201号）に規定する医師免許証又は歯科医師法（昭和23年法律第202号）に規定する歯科医師免許証を有する者に限る。）には、別表第15に掲げる期間の区分に応じた額の初任給調整手当を支給する。この場合において、大学卒業の日から採用の日までの期間が4年（臨床研修を経た場合にあつては6年、実地研修を経た場合にあつては5年）を超えることとなる教員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した3年以内の教員を除く。）については、採用の日からその超えることとなる期間（1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算出した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

2 前項により初任給調整手当を支給されている教員が、教育職本給表（一）以外を適用されることとなった場合は、当該異動の日から同手当は支給しない。

3 初任給調整手当を支給されている教員が、休職にされた場合の期間（給与の全額を支給されることとなる期間を除く。）は、別表第15に掲げる期間には算入しない。

（扶養手当）

第18条 扶養手当は、扶養親族のある教職員に対して支給する。ただし、一般職本給表（一）9級以上の適用を受ける者及び教育職本給表（一）6級の適用を受ける者に対しては、次項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその教職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 重度心身障害者

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者にあつては3,500円）とする。

4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

（地域手当）

第19条 地域手当は、埼玉県さいたま市における民間の賃金水準を基礎とし、同市における物価等を考慮して支給するものとし、その月額は、本給、本給の調整額、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に、100分の12を乗じて得た額とする。

2 国家公務員又は他の国立大学法人の職員その他これらに準ずるものと認められる者（以下「国家公務員等」という。）が、引き続き本学の教職員となった場合において、採用の事情、当該異動の日の前日における勤務地等を考慮して必要があると学長が認めるときは、当該教職員には、国家公務員の例に準じて、地域手当を支給する。

（住居手当）

第20条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する教職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている教職員（国家公務員宿舎法（昭和24年法律第117号）第13条の規定による有料宿舎（以下「国家公務員宿舎」という。）を貸与され、使用料を支払っている教職員その他これに準ずる教職員を除く。）

(2) 第22条第1項の規定により単身赴任手当を支給される教職員で、配偶者が居住するための住宅（国家公務員宿舎その他これに準ずる住宅を除く。）を借り受け、月額16,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じて、当該各号に掲げ

る額（前項各号のいずれにも該当する教職員にあっては、次の各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 次に掲げる教職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額27,000円以下の家賃を支払っている教職員 家賃の月額から16,000円を控除した額

イ 月額27,000円を超える家賃を支払っている教職員 家賃の月額から27,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2) 前項第2号に掲げる教職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

（通勤手当）

第21条 通勤手当は、次に掲げる教職員に支給する。

(1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする教職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる教職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする教職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる教職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする教職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である教職員以外の教職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第1号に掲げる教職員 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第2号に掲げる教職員 次に掲げる自動車等の使用距離の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれに定める額

ア	片道5キロメートル未満	2,000円
イ	片道5キロメートル以上10キロメートル未満	4,200円
ウ	片道10キロメートル以上15キロメートル未満	7,100円
エ	片道15キロメートル以上20キロメートル未満	10,000円
オ	片道20キロメートル以上25キロメートル未満	12,900円
カ	片道25キロメートル以上30キロメートル未満	15,800円
キ	片道30キロメートル以上35キロメートル未満	18,700円
ク	片道35キロメートル以上40キロメートル未満	21,600円
ケ	片道40キロメートル以上45キロメートル未満	24,400円
コ	片道45キロメートル以上50キロメートル未満	26,200円
サ	片道50キロメートル以上55キロメートル未満	28,000円
シ	片道55キロメートル以上60キロメートル未満	29,800円
ス	片道60キロメートル以上	31,600円

(3) 前項第3号に掲げる教職員 前2号に定める額、第1号に定める額又は前号に定める額

3 国家公務員等から人事交流により引き続き本学の教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該異動の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等に係る通勤手当 支給単位期間につき、その者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、新たに教職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる教職員で、当該適用の直前の住居からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするものその他前項の規定による通勤手当を支給される教職員との権衡上必要があると認められる教職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以

上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額が150,000円を超える教職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該教職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 通勤手当を支給される教職員につき、離職その他の事由が生じた場合には、当該教職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して算出する額を返納させるものとする。

7 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として定める期間(自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月)をいう。

(単身赴任手当)

第22条 本学の教職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった教職員で、当該異動の直前の住居から通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする教職員及び当該教職員との権衡上必要があると認められる教職員には、単身赴任手当を支給する。

2 単身赴任手当の月額は、30,000円とする。ただし、教職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100キロメートル以上である教職員にあつては、次に掲げる区分に応じて、それぞれに定める額を加算した額とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 16,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 24,000円
- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 32,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 40,000円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 46,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 52,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 58,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 64,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 70,000円

(特殊勤務手当)

第23条 著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務で、給与上特別な考慮を必要とし、かつ、その特殊性を本給で考慮することが適当でないとして認められるものに従事する教職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤

務手当を支給する。

2 特殊勤務手当の種類、支給される教職員の範囲及び支給額は別表第16に定めるところによる。

3 前項の支給額に係る作業日数は、暦日によるものとする。

(義務教育等教員特別手当)

第24条 教育学部の附属学校に勤務する教員には、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額、職務の級及び号給の別に応じて別表第17及び別表第18に掲げる額とする。ただし、附属幼稚園に勤務する教員については、別表第18に掲げる額に2分の1を乗じて得た額とする。

(附属幼稚園教員特別手当)

第24条の2 教育学部の附属幼稚園に勤務する教員には、附属幼稚園教員特別手当を支給する。

2 附属幼稚園教員特別手当の月額は、9,000円とする。

(教職調整額)

第25条 教育学部の附属学校に勤務する教員のうち、職務の級が1級又は2級である者には、その者の本給月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給を受ける者に第27条に規定する超過勤務手当を支給する場合は、当該教職調整額を当該月の超過勤務手当の内払とみなし、当該計算期間内における超過勤務手当の合計額が教職調整額を上回る場合は、当該超過勤務手当の額から教職調整額を控除した額を支給する。

3 第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第19条、第29条及び第30条の適用については教職調整額は本給とみなす。

(管理職員特別勤務手当)

第26条 指定職本給表の適用を受ける教職員及び第16条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける教職員(以下「管理職員」という。)が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により休日に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日以外の日の午後10時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該教職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、当該勤務が6時間を超える場合には、それぞれの額に100分の150を乗じて得た額とする。

- ア 指定職本給表適用者 18,000円
- イ 1種適用教職員 12,000円
- ウ 2種適用教職員 10,000円
- エ 3種適用教職員 8,500円
- オ 4種及び5種適用教職員 7,000円
- カ 6種及び7種適用教職員 6,000円

(2) 前項の規定による勤務1回につき、管理職手当の区分に応じて次に定める額とする。ただし、第1項の勤務をした後、引き続いて前項の勤務をした管理職員には、その引き続く勤務に係る同項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。

- ア 指定職本給表適用者 9,000円
- イ 1種適用教職員 6,000円
- ウ 2種適用教職員 5,000円
- エ 3種適用教職員 4,300円
- オ 4種及び5種適用教職員 3,500円
- カ 6種及び7種適用教職員 3,000円

(超過勤務手当)

第27条 労働時間等規則第7条の規定により所定の勤務日に所定労働時間を超えて勤務することを命ぜられた教職員には、所定労働時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の125（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の150）を超過勤務手当として支給する。

2 労働時間等規則第7条及び第9条の規定により同規則第10条に規定する休日（国立大学法人埼玉大学教職員の労働時間、休暇等に関する細則第5条の規定により代休となった日を含む。）において、勤務することを命ぜられた教職員には、その勤務した全時間（同細則第4条の規定により当該休日をあらかじめ他の勤務日に振り替えた場合は、当該休日に勤務を命ぜられた全時間のうち所定労働時間以外の時間に勤務した時間）に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の135（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の160）を超過勤務手当として支給する。ただし、同細則第5条の規定により代休を与えられた教職員については、同規則第3条に規定する1日の労働時間分に対して、勤務1時間当たりの給与額の100分の35

(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の60)を超過勤務手当として支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、所定労働時間を超える勤務及び休日における勤務(以下「時間外勤務」という。)の時間が、1箇月に45時間又は1年間に360時間を超えた場合には、その45時間又は360時間を超えて勤務した時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に定める区分に応じた支給割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 時間外勤務の時間が、1箇月に45時間を超えた場合の超過勤務手当の支給割合は次のとおりとする。なお、この場合の1箇月は毎月1日を起算日とする。

ア 45時間を超え60時間以下の時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合)とする。

イ 60時間を超える時間外勤務に係る超過勤務手当の支給割合を、100分の150(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合)とする。

(2) 1年間に360時間を超える時間外勤務に係る第1項又は第2項に規定する超過勤務手当の支給割合を、それぞれ100分の125又は100分の135(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、当該支給割合に100分の25を加算した割合)とする。なお、この場合の1年間は毎年4月1日を起算日とする。

(深夜勤務手当)

第27条の2 所定労働時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた教員(第16条第1項に規定する教員を除く。)には、その勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を深夜勤務手当として支給する。

(宿日直手当)

第28条 労働時間等規則第12条の規定により宿日直勤務を命ぜられ、勤務した教職員には、宿日直手当を支給する。

2 宿日直手当の額は、当該勤務を命ずる必要が生じた場合に、その都度定める。

3 第1項の勤務は第27条の勤務には含まれないものとする。

(期末手当)

第29条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教職員(無給休職者、刑事事件に関し

起訴され休職を命ぜられている者（以下「刑事休職者」という。）、停職を命ぜられている者（以下「停職者」という。）、育児休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者（以下「育児休業者」という。）、介護休業をしている者のうち基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がない者（以下「介護休業者」という。）及び大学院修学休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職（死亡を含む。以下本条から第31条までにおいて同じ。）し、又は解雇された教職員（次に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

- (1) その退職し、又は解雇された日において無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者
- (2) その退職又は解雇後、基準日までの間において国家公務員等となった者（非常勤の職である者を除き、本学の在職期間を当該機関等の職員としての在職期間に通算することとしている機関の職員に限る。）

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあつては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 再雇用職員に対する前項の規定の適用については「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあつては、退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 別表第19に掲げる教職員にあつては、前項の額に本給月額、本給の調整額の月額及びこれらに対する地域手当の月額の合計額に同表の教職員の区分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。

6 別表第20に掲げる教職員にあつては、第4項の額に本給月額に同表の職務の区

分に応じた加算率を乗じて得た額を加算する。

7 第2項の在職期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とし、次に掲げる期間を除算する。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が期末手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1) 停職者として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 国立大学法人埼玉大学教職員育児・介護休業等規則第8条の2に規定する出生時育児休業

イ 出生時育児休業以外の育児休業の期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1箇月以下である育児休業

(3) 介護休業をしている教職員として在職した期間については、その2分の1の期間

(4) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間については、その2分の1の期間

(5) 休職にされていた期間（就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。）については、その2分の1の期間

8 学長は、支給日に期末手当を支給することとされていた教職員で当該支給日の前日までに退職し、又は解雇されたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。）をされ、その判決が確定していない場合

(2) 退職し、又は解雇された日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為にかかる刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合

（勤勉手当）

第30条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教職員（休職者（就業規則第14条第1項第3号に該当し休職となった者を除く。以下この条において同じ。）、停職者、

育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者を除く。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員(次に掲げる教職員を除く。)についても同様とする。

(1) その退職し、又は解雇された日において休職者、停職者、育児休業者、介護休業者及び大学院修学休業者であった者

(2) 前条第1項第2号に掲げる教職員

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた別表第21(再雇用職員にあっては、別表第22)に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

3 第2項の勤勉手当基礎額は、それぞれ基準日現在(退職し、又は解雇された教職員にあっては、退職し、又は解雇された日現在)において教職員が受けるべき本給月額、本給の調整額の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 前項の額について前条第5項及び第6項の規定を準用する。

5 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の105(特定幹部教職員にあっては、100分の125)を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

6 第2項の勤務期間は、本給与規則の適用を受ける教職員として在職した期間とする。ただし、基準日以前6箇月以内の期間において、国家公務員等が引き続き本学の教職員となった場合に、その採用の日の直前に属していた機関が勤勉手当を支給しない場合においては、これらの機関における在職期間を本学の教職員として在職した期間に算入し、次に掲げる期間を除算する。

(1) 停職者及び非常勤職員として在職した期間

(2) 育児休業又は介護休業をしている教職員として在職した期間

(3) 大学院修学休業をしている教員として在職した期間

(4) 休職にされていた期間（就業規則第14条第1項第3号に規定する休職の期間を除く。）

(5) 第35条の規定により給与を減額された期間

(6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から休日を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

(7) 育児部分休業又は介護部分休業の承認を受けて1日の勤務時間の一部について勤務しなかった日が90日を超える場合には、その勤務しなかった期間

(8) 基準日以前6箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらずその全期間

7 前条第8項の規定は、勤勉手当に準用する。

（研究代表者等特別手当）

第30条の2 研究代表者等特別手当は、競争的研究費により実施する研究の研究代表者又は研究分担者の処遇の改善を行うことを目的に支給する。

2 研究代表者等特別手当に関し必要な事項は、別に定める。

（期末特別手当）

第31条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する指定職本給表の適用を受ける教職員（無給休職者、刑事休職者、停職者、育児休業者及び介護休業者を除く。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は解雇された教職員（第29条第1項各号に掲げる教職員を除く。）についても同様とする。

2 期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の145、12月に支給する場合においては100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該在職期間におけるその者の勤務成績を評価し、その成績に応じて、あらかじめ定める基準に基づいて、減額することができる。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

3 第2項の期末特別手当基礎額は、それぞれ基準日現在（退職し、又は解雇された教職員にあっては退職し、又は解雇された日現在）において教職員が受けるべき本給月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額（休職者（労災法適用者を除く。）以外の教職員にあっては、その額に本給月額に100分の25を乗じて得た額を加算した額）を加算した額とする。

4 第2項に規定する在職期間については、第29条第7項の規定を準用する。

5 第29条第8項の規定は、期末特別手当に準用する。

（休職者の給与）

第32条 教職員が業務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病により、就業規則第14条第1項第1号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。ただし、労災法の定めるところにより、休業補償給付または傷病補償年金がある場合には、給与の額からその補償の額を控除した残額を支給する。

2 教職員が前項の傷病以外の傷病により休職を命ぜられた場合には、その休職期間が1年に達するまでは、本給、扶養手当、地域手当、住居手当、期末手当及び期末特別手当の100分の80を支給することができる。

3 教職員が刑事事件に関し起訴され休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、扶養手当、地域手当及び住居手当の100分の60以内を支給することができる。

4 教職員が学校、研究所、病院等の公共施設において、その教職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究等の業務に従事することにより、就業規則第14条第1項第3号に基づく休職を命ぜられた場合には、その休職の期間中、本給、地域手当、扶養手当及び住居手当の100分の70並びに期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の100分の100を支給することができる。

5 教職員が前4項に掲げる休職以外の休職を命ぜられた場合におけるその休職中の給与については、その都度定める。

（育児休業者等の給与）

第 3 3 条 労働時間等規則第23条の規定により育児休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 育児休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

- (3) 教職員が育児部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第35条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(介護休業者等の給与)

第 3 4 条 労働時間等規則第24条の規定により介護休業等をする教職員の給与については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 介護休業をしている期間については、給与を支給しない。
- (2) 介護休業をしている教職員のうち、次に掲げるものに該当する教職員については前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

ア 第29条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

イ 第30条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある教職員

- (3) 教職員が介護部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、次条の規定にかかわらず、その勤務しない時間につき、第7条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(給与の減額)

第 3 5 条 教職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認があった場合を除き、第7条に規定する勤務1時間あたりの給与額にその勤務しない時間数を乗じて得た額を減額して支給する。

(本給の半減)

第 3 6 条 教職員が負傷若しくは疾病（業務上の負傷若しくは疾病及び通勤による負傷若しくは疾病を除く。）に係る療養のため又は疾病に係る就業禁止の措置により、当該療養のための病気休暇又は当該措置の開始の日から起算して90日を超

えて引き続き勤務しないときはその期間経過後の当該病気休暇又は当該措置に係る日につき、本給（本給の調整額を含む。）の半額を減ずる。

（特定の教職員についての適用除外）

第 3 7 条 第16条から第18条まで、第20条、第23条（別表第16の（5）及び（6）を除く。）及び第27条から第30条までの規定は、指定職本給表の適用を受ける教職員には適用しない。

2 第20条の規定は、再雇用職員には適用しない。

（この規則により難い場合の措置）

第 3 8 条 特別の事情によりこの規則によることが出来ない場合又はこの規則によることが著しく不相当であると学長が認める場合は、別段の取扱いをすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

（本給等の切替）

2 本給与規定の適用を受ける教職員のうち、施行日の前日において、一般職の職員の給与に関する法律（以下「給与法」という。）第6条第1項に規定する俸給表（以下「旧俸給表」という。）の適用を受けていた教職員（以下「承継教職員」という。）の施行日における第10条第2項に規定する本給表の適用については、別に発令される場合を除き、次表の旧俸給表欄に対応する本給表欄に定める本給表をそれぞれ適用する。

旧 俸 給 表	本 給 表
行政職俸給表（一）	一般職本給表（一）
行政職俸給表（二）	一般職本給表（二）
教育職俸給表（一）	教育職本給表（一）
教育職俸給表（二）	教育職本給表（二）
教育職俸給表（三）	教育職本給表（三）
医療職俸給表（二）	医療職本給表（一）
医療職俸給表（三）	医療職本給表（二）
指定職俸給表	指定職本給表

3 前項の適用を受ける教職員の施行日における本給月額は、別に発令される場合を除き、当該教職員が施行日の前日に受けていた職務の級及び号俸の号数と同一の職務の級及び号給の本給月額とする。この場合において、職務の級の最高の号俸を超える俸給月額を受けていたものは、同額の本給月額とする。

4 前項の規定により決定された本給月額、施行日の前日に受けていた俸給月額を受けるに至った日から受けていたものとみなす。

(昇給停止に関する経過措置)

5 承継教職員のうち、施行日の前日において一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(平成10年法律第120号)附則第11項から第13項までの適用を受けていた教職員の昇給については、第13条第3項の規定にかかわらず、昇給停止年齢に達した日後も従前どおり昇給させることができる。

(調整手当)

6 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条の7の適用を受けていた教職員の施行日以後における調整手当の支給については、引き続き同条の適用を受けるものとした場合に受けることとなる額を支給する。

(諸手当)

7 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第11条に規定する扶養手当、同法第11条の9に規定する住居手当、同法第12条に規定する通勤手当及び同法第12条の2に規定する単身赴任手当の支給を受けていた教職員の施行日における第18条に規定する扶養手当、第20条に規定する住居手当、第21条に規定する通勤手当及び第22条に規定する単身赴任手当の支給については、別に支給要件等に変更がある場合を除き、従前のおりとする。

(休職者等の給与)

8 承継教職員のうち、施行日の前日において給与法第23条に規定する休職者の給与の適用を受けていた教職員、国家公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第109号)第3条第1項の承認を受けて育児休業をしていた教職員及び給与法附則第7項の規定により俸給の半額を減ぜられていた教職員の施行日における給与の支給については、別に発令される場合を除き、従前のおりとする。

附 則 (平成17. 3. 28 16規則220)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

(通勤手当に関する経過措置)

2 施行日において、改正前の給与規程第21条の規定により、施行日以後の期間を含む支給単位期間にかかる通勤手当を支給されていた教職員の通勤手当は、当該支給単位期間の終了する月までの間、なお、従前の例による。

附 則 (平成17. 11. 1 17規則16)

この規程は、平成17年11月1日から施行し、平成17年9月1日から適用する。

附 則 (平成17. 12. 1 17規則22)

(施行期日)

1 この規程は、平成17年12月1日から施行する。

(職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え等)

2 施行日の前日において本給与規程別表第1から別表第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の施行日における本給月額(以下「新本給月額」という。)は、次の式により算定した額とする。

$$\frac{\text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額} \times \text{その者の施行日の前日における本給月額} - \text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}}{\text{施行日の前日におけるその者の属する職務の級における最高の号給とその1号給下位の号給との差額}} + \text{施行日におけるその者の属する職務の級における最高の号給の額}$$

3 前項の規定により新本給月額を決定される教職員に対する施行日以後における最初の本給与規程第13条第2項ただし書の規定の適用については、その者の旧本給月額を受けていた期間をその者の新本給月額を受ける期間に通算する。

(平成17年12月に支給する勤勉手当及び期末特別手当の特例措置)

4 平成17年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5項中「100分の72.5」とあるのは「100分の71.7」と、「100分の92.5」とあるのは「100分の91.7」とする。

5 平成17年12月に支給する期末特別手当の額の算定においては、第31条第2項中「100分の172.5」とあるのは「100分の171.7」とする。

附則別表第1

区	分	割合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	121.7/100
	上記以外	96.7/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	106.7/100
	上記以外	81.7/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	91.7/100
	上記以外	71.7/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.7/100
	上記以外	61.7/100
(5) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.7/100
	上記以外	36.7/100

(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((5)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	51.7/100
	上記以外	46.7/100
(7) 戒告の処分を受けた者 ((5)及び(6)に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	71.7/100
	上記以外	56.7/100

附則別表第2

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	56.7/100
	上記以外	46.7/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	46.7/100
	上記以外	36.7/100
(3) 訓告、文書による嚴重注意を受けた者 又は勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	41.7/100
	上記以外	33.7/100
(4) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.7/100
	上記以外	21.7/100
(5) 出勤停止又は減給の処分を受けた者 ((4)に該当する者を除く。)	特定幹部教職員	26.7/100
	上記以外	26.7/100
(6) 戒告の処分を受けた者 ((4)及び(5)に 該当する者を除く。)	特定幹部教職員	36.7/100
	上記以外	31.7/100

附 則 (平成18. 4. 1 18規則4)

(施行期日)

1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 施行日の前日から引き続き在職する教職員であって同日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられているものの施行日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、別に定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

3 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表の適用を受けていた教職員の施行日における号給(以下「新号給」という。)は、次項及び第6項に規定する教職員を除き、旧級、施行日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

4 第2項後段の規定により新旧を決定される教職員（第6項に規定する教職員を除く。）の新号給は、新級、旧号給及び経過期間に応じて附則別表第3に定める号給とする。

5 施行日の前日において指定職本給表の適用を受けていた教職員で、施行日以後も引き続き指定職本給表の適用を受ける教職員の新号給は、旧号給に対応する附則別表第4の新号給欄に定める号給とする。

（職務の級における最高の号給を超える本給月額の切替え）

6 施行日の前日において別表第1から第8までの本給表に定める職務の級における最高の号給を超える本給月額を受けていた教職員の新号給は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とする。

(1) 施行日の前日においてその者が受けていた本給月額（以下「旧本給月額」という。）がその者が属していた旧級に応じた附則別表第5の旧本給月額欄に掲げられている教職員 旧級、旧本給月額及びその者が旧本給月額を受けていた期間（以下「経過期間」という。）に応じて附則別表第5に定める号給

(2) 旧本給月額が附則別表第6に掲げられている教職員 その者の新級、旧本給月額及び経過期間に応じて附則別表第6に定める号給

(3) 新級が一般職本給表（一）の10級又は教育職本給表（一）の6級となる教職員のうち旧本給月額が附則別表第6に掲げられていないもの 新級の15号給

(4) 前各号に掲げる教職員以外の教職員 新級における最高の号給

（施行日前の異動者の号給の調整）

7 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

8 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員（指定職本給表の適用を受ける教職員を除く。）で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行の日において、適用される本給表、級及び号給が、それぞれ次の表の本給表欄、級欄及び号給欄に掲げるものである教職員以外の者にあつては、当該本給月額に100分の99.1を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる教職員には、本給月額のほか、その差額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）に相当する額を本給として支給する。

本 給 表	級	号 給
一般職（一）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 2 4 号給まで
	3 級	1 号給から 8 号給まで
一般職（二）	1 級	1 号給から 6 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
技術職	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職（一）	1 級	1 号給から 4 8 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 2 号給まで
教育職（二）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
教育職（三）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 4 4 号給まで
医療職（一）	1 級	1 号給から 5 2 号給まで
	2 級	1 号給から 3 2 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで
医療職（二）	1 級	1 号給から 5 6 号給まで
	2 級	1 号給から 4 0 号給まで
	3 級	1 号給から 1 6 号給まで
	4 級	1 号給から 4 号給まで

9 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

10 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

（昇給に関する経過措置）

11 平成18年4月1日から平成22年3月31日までの間における第13条の規定の適

用については、同条第2項及び第3項中「4号給」とあるのは「3号給」と、「3号給」とあるのは「2号給」と、「2号給」とあるのは「1号給」とする。
(本給の調整額に関する経過措置)

1.2 本給の調整を行う職を占める教員(次項において「本給の調整額適用教員」という。)のうち、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなる教員には、第15条第2項の規定による本給の調整額のほか、その差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に当該教員に係る調整数を乗じて得た額を本給の調整額として支給する。

(1) 平成18年4月1日から平成19年3月31日まで 100分の100

(2) 平成19年4月1日から平成20年3月31日まで 100分の75

(3) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の50

(4) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の25

1.3 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる教員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日から引き続き本給の調整額適用教員(第3号に該当する教員を除く。)である教員 同日にその者に適用されていた調整基本額(国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則(21規則56)の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))

(2) 施行日以後に新たに本給の調整額適用教員となった教員(次号に該当する教員及び施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。) 施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員になったとした場合に改正前の給与規程等の規定により同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額(国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則(21規則56)の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。))

(3) 施行日以後に本給表の適用を異にする異動をすることとなった教員(施行日以後に新たに本給表の適用を受けることとなった教員を除く。) 施行日の前日に当該異動に該当することとなったとした場合(本給表の適用を異にする異動をすることとなった日以後に新たに本給の調整額適用教員となった者については、施行日の前日に新たに本給の調整額適用教員となり、同日に本給表の適用を異にする異動をすることとなったとした場合)に同日にその者に適用されることとなる本給表、職務の級及び号給を基礎として適用されることとなる調整基本額(国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則(21規

則56の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

- (4) 施行日以後に、国家公務員、地方公務員、他の国立大学法人の教職員その他これらに準ずる者であった者から人事交流等により新たに本給表の適用を受けることとなった教員 当該教員が施行日の前日に本給表の適用を受ける教員であったものとみなして前2号の規定を適用した場合にその者に適用されることとなる調整基本額（国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該調整基本額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額とする。））

（地域手当に関する経過措置）

- 1 4 平成18年4月1日から平成19年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。
- 1 5 施行日の前日において、改正前の給与規程第19条第3項の規定の適用を受けていた教職員のうち、異動の日から2年を経過する日が施行日以後となる教職員の地域手当は、当該規定の適用を引き続き受けるものとした場合の調整手当の額を当該2年を経過する日までの間、地域手当として支給する。

附 則（平成19. 4. 1 19規則9）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

- 2 平成19年4月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の7」とする。

附 則（平成19. 5. 17 19規則55）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成19年5月17日から施行し、平成19年5月1日から適用する。
- 2 適用日の前日から引き続き管理職手当の支給を受ける者のうち、適用日における管理職手当額が、適用日の前日に受けていた管理職手当額（1箇月を超えて受けていた額に限るものとし、国立大学法人埼玉大学教職員給与規則の一部を改正する規則（21規則56）の施行日以後は、当該管理職手当額に100分の99.59を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。以下「経過措置基準額」という。）に達しないこととなる教職員には、当該管理職手当のほか、当該管理職手当と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として

支給する。

(1) 平成19年5月1日から平成20年3月31日まで 100分の100

(2) 平成20年4月1日から平成21年3月31日まで 100分の75

(3) 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで 100分の50

(4) 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで 100分の25

(地域手当に関する経過措置)

3 平成19年5月1日から平成20年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の8」とする。

附 則 (平成19. 8. 1 19規則69)

この規程は、平成19年8月1日から施行する。

附 則 (平成20. 1. 24 19規則90)

この規則は、平成20年1月24日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則 (平成20. 3. 1 19規則93)

(施行期日等)

1 この規則は、平成20年3月1日から施行し、改正後の第18条第3項、第30条第5項、別表第1から別表第8まで、別表第11及び別表第21の規定は、平成19年12月1日から適用する。

(施行日から平成20年3月31日までの間における異動者の号給の調整)

2 施行日から平成20年3月31日までの間において、改正後の給与規則の規定により、新たに本給表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず改正前の給与規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の給与規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

附 則 (平成20. 4. 1 20規則4)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 平成20年4月1日から平成20年5月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の8」とする。

附 則 (平成20. 6. 1 20規則48)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年6月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置の改正)

2 国立大学法人埼玉大学教職員給与規則(20規則4)附則第2項中「100分の8」

とあるのは、「100分の8.5」とし、平成20年4月1日から適用する。

(地域手当に関する経過措置)

- 3 平成20年6月1日から平成21年5月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の8.5」とする。

附 則 (平成21. 4. 1 21規則1)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21. 5. 29 21規則14)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年6月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

- 2 平成21年4月1日から平成22年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.5」とする。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置)

- 3 平成21年6月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の125(管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表(一)7級以上及び教育職本給表(一)5級以上の教職員(以下「特定幹部教職員」という。)にあっては、100分の110)を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇 月	100分の100
5 箇 月 以 上 6 箇 月 未 満	100分の80
3 箇 月 以 上 5 箇 月 未 満	100分の60
3 箇 月 未 満	100分の30

- (2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。

- 4 平成21年6月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1(21規則14 附則第3項関係)(再雇用職員にあっては、附則別表第2(21規則14 附則第3項関係))に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分

に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

- (2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の85）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成21. 11. 30 21規則56）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額の算定については、第29条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- (1) 期末手当の額は、期末手当基礎額に、12月に支給する場合においては100分の150（管理職手当2種以上の適用を受ける教職員で、一般職本給表（一）7級以上及び教育職本給表（一）5級以上の教職員（以下「特定幹部教職員」という。）にあっては、100分の125）を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間	割 合
6 箇月	100分の100

5 箇月以上 6 箇月未満	100分の80
3 箇月以上 5 箇月未満	100分の60
3 箇月未満	100分の30

(2) 再雇用職員に対する前号の規定の適用については「100分の150」とあるのは「100分の80」とする。

3 平成21年12月に支給する勤勉手当の額の算定については、第30条第2項及び第5項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じた附則別表第1（21規則56附則第3項関係）（再雇用職員にあっては、附則別表第2（21規則56附則第3項関係））に定める区分による成績率と基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務期間の区分に応じた次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上 6 箇月未満	100分の95
5 箇月以上 5 箇月15日未満	100分の90
4 箇月15日以上 5 箇月未満	100分の80
4 箇月以上 4 箇月15日未満	100分の70
3 箇月15日以上 4 箇月未満	100分の60
3 箇月以上 3 箇月15日未満	100分の50
2 箇月15日以上 3 箇月未満	100分の40
2 箇月以上 2 箇月15日未満	100分の30
1 箇月15日以上 2 箇月未満	100分の20
1 箇月以上 1 箇月15日未満	100分の15
15日以上 1 箇月未満	100分の10
15日未満	100分の5
零	零

(2) 勤勉手当の総額は、勤勉手当基礎額に当該教職員がそれぞれ基準日現在において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の70（特定幹部教職員にあっては、100分の95）を乗じて得た額の総額を超えない額とする。

附 則（平成22. 3. 29 22規則3）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22. 6. 24 22規則39）

（施行期日）

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成22年4月1日から平成23年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の9.7」とし、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22. 11. 30 22規則57）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22. 12. 16 22規則59）

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

2 平成30年3月31日までの間、教職員（次の本給表欄に掲げる本給表の適用を受ける教職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定教職員」という。）に対する次の各号に定める給与の支給に当たっては、当該特定教職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定教職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、平成22年4月1日前に55歳に達した特定教職員にあっては、平成23年1月1日（平成22年4月1日前に55歳に達した特定教職員以外の者が、平成23年1月1日後に特定教職員となった場合にあっては、特定教職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 本給月額 当該特定教職員の本給月額（当該特定教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定教職員の本給月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額（当該特定教職員が同条の規定の適用を受けた者である場合にあっては、当該最低の号給の本給月額からその半額を減じた額。）に達しない場合（以下この項、附則第4項及び第5項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定教職員の本給月額から当該特定教職員の属する職務の級における最低の号給の本給月額を減じた額（以下この項及び第4項において「本給月額減額基礎額」という。））

(2) 管理職手当 当該特定教職員の管理職手当にあっては、当該額に100分の1.5

を乗じて得た額

- (3) 地域手当 当該特定教職員の本給月額に対する地域手当の月額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、本給月額減額基礎額に対する地域手当の月額）
- (4) 期末手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る第29条第2項の表以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定教職員に支給される期末手当に係る同項の表に定める割合を乗じて得た額）
- (5) 勤勉手当 それぞれの基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定教職員が受けるべき本給月額減額基礎額及びこれに対する地域手当の月額の合計額（別表第19及び別表第20に掲げる教職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に同項に規定する割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定教職員に支給される勤勉手当に係る第30条第2項に規定する割合を乗じて得た額）
- (6) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該特定教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第32条第1項 前各号に定める額
- イ 第32条第2項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- ウ 第32条第3項 第1号及び第3号までに定める額に、同項の規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- エ 第32条第4項 第1号及び第3号並びに第4号までに定める額に、同項の

規定により当該特定教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

本給表	職務の級
一般職本給表(一)	6級
技術職本給表	5級
教育職本給表(一)	5級
教育職本給表(二)	4級
教育職本給表(三)	4級

- 3 前項に規定するもののほか、特定教職員以外の者が月の初日以外の日に特定教職員となった場合における同項の減ずる額の計算は、第6条第4項を準用する。
- 4 附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される教職員についての第27条及び第35条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、本給月額減額基礎額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額）に相当する額を減じた額とする。
- 5 附則第2項の規定が適用される間、第30条第5項に定める額は、同条第5項の規定にかかわらず、同条5項の規定により算出した額から、同条5項に掲げる教職員で附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される者の勤勉手当減額対象額に100分の1.23（特定幹部教職員にあつては、100分の1.53）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に100分の82（特定幹部教職員にあつては、100分の102）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

附 則（平成23. 3.17 22規則79）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
（平成23年4月1日における号給の調整）
- 2 平成23年4月1日において43歳に満たない教職員のうち、平成22年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員その他当該教職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める教職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成23. 6.29 23規則4）

(施行期日)

1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 平成22年4月1日から平成23年9月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の9.7」とする。

附 則 (平成23. 9.30 23規則8)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。

(地域手当に関する経過措置)

2 平成23年4月1日から平成24年6月30日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは「100分の10.2」とし、平成23年4月1日から適用する。

附 則 (平成24. 3.30 23規則17)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(平成24年4月1日における号給の調整)

2 平成24年4月1日において36歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。ただし、同日において30歳に満たない教職員にあって、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)でいずれかの期日に二以上該当する教職員は、2号給上位の号給とする。

附 則 (平成24. 6.28 24規則6)

1 この規則は、平成24年6月28日から施行する。

(地域手当に関する経過措置の改正)

2 平成23年10月1日施行附則(23規則8)第2項中「から平成24年6月30日」とあるのは「から平成24年3月31日」とする。

附 則 (平成24. 6.28 24規則6)

1 この規則は、平成24年7月1日から施行する。

2 平成24年7月1日から平成26年3月31日までの間(以下「特例期間」という。)においては、第10条第2項各号(教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。)に掲げる本給表の適用を受ける教職員に対する本給月額(平成1

8年4月1日施行附則第8項の規定による本給を含み、当該教職員が第36条の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同条本文の規定により半額を減ぜられた本給をいう。以下同じ。)の支給に当たっては、本給月額から、本給月額に、当該教職員に適用される次の表の左欄に掲げる本給表及び同表の中欄に掲げる職務の級に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合(以下「支給減額率」という。)を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77
	7级以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2级以上	100分の7.77
教育職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5级以上	100分の9.77
医療職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3级以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

- 3 特例期間においては、給与規則に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。
- (1) 管理職手当 当該教職員の本給の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (2) 地域手当 当該教職員の本給月額に対する地域手当の月額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額及び当該教職員の管理職手当に対する地域手当の月額に100分の10を乗じて得た額
 - (3) 期末手当 当該教職員が受けるべき期末手当基礎額から本給の調整額及び扶養手当の月額を除いて得た期末手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額
 - (4) 勤勉手当 当該教職員が受けるべき勤勉手当基礎額から本給の調整額の月額を除いて得た勤勉手当の額に、100分の9.77を乗じて得た額

- (5) 第32条第1項から第4項までの規定により支給される給与 当該教職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 第32条第1項 前項及び前各号に定める額
 - イ 第32条第2項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に100分の80を乗じて得た額
 - ウ 第32条第3項 前項及び第2号に定める額に100分の60を乗じて得た額
 - エ 第32条第4項 前項並びに第2号及び第3号に定める額に、同条第4項の規定により当該教職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額
- 4 特例期間においては、第27条及び第35条の規定する勤務1時間当たりの給与額は、第7条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、本給月額及びこれに対する地域手当の月額合計額を1年間における1月平均所定労働時間で除して得た額に当該教職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 5 特例期間においては、平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項の規定の適用を受ける教職員に対する第2項、第3項第2号から5号及び第4項の規定の適用については、第1項中「、本給月額に」とあるのは「、本給月額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第1号に定める額に相当する額を減じた額に」と、第3項第2号中「本給月額に対する地域手当の月額」とあるのは「本給月額に対する地域手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第3号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第3号中「期末手当の額」とあるのは、「期末手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第4号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第4号中「勤勉手当の額」とあるのは、「勤勉手当の額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第2項第5号に定める額に相当する額を減じた額」と、同項第5号ア中「前項及び前各号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた前項及び前各号」と、同項第5号イ中及びエ中「前項並びに第2号及び第3号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号及び第3号」と、同項5号ウ中「前項及び第2号」とあるのは「第5項の規定により読み替えられた第2号」と、第4項中「除して得た額に」とあるのは「除して得た額から平成23年1月1日施行附則(22規則59)第4項の規定により給与額から減ずることとされる額に相当する額を減じた額に」とする。
- 6 前4項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(平成25年4月1日における号給の調整)

2 平成25年4月1日において31歳以上37歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員(以下「昇給抑制教職員」という。)でいずれかの期日に二以上、昇給抑制教職員となった教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 平成25年4月1日において37歳以上39歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日に該当する教職員(その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。)の平成25年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則 (平成25. 6. 27 25規則5)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。

(特例期間に関する適用範囲の改正)

2 平成24年7月1日施行附則(24規則6)第2項中「第10条第2項各号(教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。)に」とあるのは「第10条第2項各号に」と、同項の表については次表のとおりと、第3項中「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。ただし、教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)は除く。」とあるのは、「当該各号に定める額に相当する額を減ずる。」と、同項第1号及び第2号中「100分の10」とあるのは、「100分の10(教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける教員にあっては、100分の4.45)」と、同項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の9.77(教育職本給表(二)及び教育職本給表(三)の適用を受ける教員で、その職務の級が3級以下の教員にあっては100分の1、4級の教員にあっては100分の4.34)」とする。

本給表	職務の級	割合
一般職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級から6級まで	100分の7.77

	7級以上	100分の9.77
一般職本給表(二)	3級以下	100分の4.77
	4級	100分の7.77
技術職本給表	1級	100分の4.77
	2級以上	100分の7.77
教育職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級及び4級	100分の7.77
	5級以上	100分の9.77
教育職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
教育職本給表(三)	2級以下	100分の4.77
	3級	100分の7.77
	4級	100分の9.77
医療職本給表(一)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
医療職本給表(二)	2級以下	100分の4.77
	3級以上	100分の7.77
指定職本給表	全ての号給	100分の9.77

附 則（平成25. 7.18 25規則7）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年8月1日から施行する。

（平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の特例措置）

- 2 平成25年6月に支給された期末手当及び勤勉手当に関する平成24年7月1日施行附則（24規則6）の規定の適用については、同附則第3項第3号及び第4号中「100分の9.77」とあるのは、「100分の4.77」とし、平成25年6月1日から適用する。

附 則（平成25.11.28 25規則21）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成25年12月1日から施行する。

（平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当の特例措置）

- 2 平成25年12月に支給する期末手当及び勤勉手当については、平成24年7月1日施行附則（24規則6）の規定にかかわらず、同附則第3項第3号及び第4号の額を減じないものとする。

附 則（平成26. 3.11 25規則31）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年3月11日から施行する。

（特例期間の改正）

2 平成24年7月1日施行附則（24規則6）第2項中「平成26年3月31日」とあるのは、「平成26年2月28日」とし、平成26年3月1日から適用する。

附 則（平成26. 3.27 25規則54）

（施行期日）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

（平成26年4月1日における号給の調整）

2 平成26年4月1日（以下「調整日」という。）において38歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下「昇給抑制教職員」という。）でいずれにも該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 調整日において38歳以上40歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかの期日の二以上に該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

4 調整日において40歳以上45歳に満たない教職員のうち、平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した昇給抑制教職員でいずれかに該当する教職員（その他当該教職員との権衡上必要があると認められる者を含む。）の平成26年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成26.12.18 26規則23）

（施行期日等）

1 この規則は、平成27年1月1日から施行し、平成26年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（平成26年12月に支給する勤勉手当の特例措置）

2 平成26年12月に支給する勤勉手当の額の算定においては、別表第21及び別表第22は、附則別表第1及び附則別表第2にそれぞれ読み替えて適用し、第30条第5

項中「100分の67.5」とあるのは「100分の82.5」と、「100分の87.5」とあるのは「100分の102.5」とする。

附則別表第1

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	128.5/100
	上記以外	103.0/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	115.0/100
	上記以外	89.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	99.5/100
	上記以外	79.5/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	86.0/100
	上記以外	66.5/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	81.5/100
	上記以外	66.5/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	76.5/100
	上記以外	61.5/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	55.0/100
	上記以外	51.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	40.0/100

附則別表第2

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	57.0/100
	上記以外	47.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	47.5/100
	上記以外	37.5/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	42.0/100
	上記以外	34.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	39.5/100
	上記以外	34.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0/100
	上記以外	32.5/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	26.5/100

	上記以外	26.5/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	15.5/100
	上記以外	21.5/100

附 則（平成27. 3. 26 26規則132）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2 施行日前に職務の級を異にして異動した教職員及びこれに準ずる教職員の新号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（本給の切替えに伴う経過措置）

3 施行日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22.12.16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

4 施行日の前日から引き続き本給表の適用を受ける教職員（前項に規定する教職員を除く。）について、前項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、同項の規定に準じて、本給を支給する。

5 施行日以降に新たに本給表の適用を受けることとなった教職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該教職員には、前2項の規定に準じて、本給を支給する。

6 平成30年4月1日において、引き続き附則第8項（平成18. 4. 1 規則4）に規定する本給の切替えに伴う経過措置を受ける教職員の本給月額は、前3項の規定による本給を支給される教職員との権衡上必要と認められる限度において、必要な調整を行うことができる。

（地域手当に関する経過措置）

7 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間における改正後の第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の1

3]とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 8 平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間における改正後の第22条の規定の適用については、同条第2項中「単身赴任手当の月額は、30,000円とする。」とあるのは、「単身赴任手当の月額は、26,000円とする。」とする。

附 則 (平成27. 6. 25 27規則12)

この規則は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28. 3. 3 27規則60)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成28年3月3日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。
- 2 改正後の第22条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成28年4月1日から適用する。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 3 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額(附則第2項(平成22. 12. 16規則59)の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

(地域手当に関する経過措置)

- 4 平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは、「100分の14」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置の改正)

- 5 平成27年4月1日施行附則(26規則132)第8項中「から平成30年3月31日」とあるのは「から平成28年3月31日」とする。

附 則 (平成29. 1. 19 28規則22)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年1月19日から施行し、平成28年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

(本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額

(附則第2項(平成22.12.16規則59)の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額)を本給として支給する。

附 則 (平成29. 3.30 28規則46)

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成29年3月30日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。
- 2 改正後の第18条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成29年4月1日から適用する。
(扶養手当に関する経過措置)
- 3 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については10,000円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき8,000円(教職員に配偶者がいない場合にあっては、そのうち1人については10,000円)、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円(教職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち1人については9,000円)とする。」とする。
- 4 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円とする。」とする。
- 5 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における第18条の規定の適用については、同条第1項のただし書は適用せず、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については6,500円(一般職本給表(一)8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表(一)5級以上の適用を受ける者にあっては3,500円)、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき10,000円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円(一般職本給表(一)8級以上の適用を受ける者及び教育職本給表(一)5級以上の適用を受ける者にあっては3,500円)とする。」とする。

(地域手当に関する経過措置)

6 平成28年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.2」とする。

附 則（平成30. 1. 18 29規則17）

（施行期日等）

1 この規則は、平成30年1月18日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（本給の切替えに伴う経過措置）

2 適用日の前日から引き続き同一の本給表の適用を受ける教職員で、その者の受ける本給月額が同日において受けていた本給月額に達しないこととなる教職員には、平成30年3月31日までの間、本給月額のほか、その差額に相当する額（附則第2項（平成22. 12. 16規則59）の規定により給与が減ぜられて支給される教職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を本給として支給する。

附 則（平成30. 3. 29 29規則48）

（施行期日等）

1 この規則は、平成30年3月29日から施行し、平成29年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

（地域手当に関する経過措置）

2 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第19条の規定の適用については、同条第1項中「100分の15」とあるのは「100分の14.5」とする。

（平成30年4月1日における号給の調整）

3 平成30年4月1日において37歳に満たない教職員のうち、平成27年1月1日において第13条第1項の規定により昇給した教職員（以下この項において「昇給抑制教職員」という。）その他昇給抑制教職員との権衡上必要があると認められる教職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

附 則（平成31. 1. 17 30規則14）

（施行期日等）

1 この規則は、平成31年1月17日から施行し、平成30年4月1日から適用する。ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第29条の規定については、前項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和元. 9. 26 元規則27）

この規則は、令和元年9月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2. 3. 26 元規則52）

(施行期日等)

1 この規則は、令和2年3月26日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
ただし、施行日の前日までに退職した教職員には適用しない。

2 改正後の第16条第2項及び第20条の規定については、前項の規定にかかわらず、令和2年4月1日から施行する。

(住居手当に関する経過措置)

3 前項の規定の施行の日(以下「一部施行日」という。)の前日において改正前の第20条の規定により支給されていた住居手当の月額が2,000円を超える教職員であって、一部施行日以後においても引き続き当該住居手当に係る住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っているもののうち、次の各号のいずれかに該当するものに対しては、一部施行日から令和3年3月31日までの間、改正後の第20条の規定にかかわらず、当該住居手当の月額に相当する額(当該住居手当に係る家賃の月額に変更があった場合には、当該相当する額を超えない範囲の額。第2号において「旧手当額」という。)から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

(1) 改正後の第20条第1項各号のいずれにも該当しないこととなる教職員

(2) 旧手当額から改正後の第20条第2項の規定より算出される住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる教職員

附 則 (令和2. 3. 27 元規則68)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和2. 9. 17 2規則16)

この規則は、令和2年9月17日から施行し、令和2年8月11日から適用する。

附 則 (令和3. 3. 18 2規則53)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 3. 28 3規則66)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4. 6. 9 4規則5)

この規則は、令和4年6月9日から施行し、令和4年2月1日から適用する。

附 則 (令和4. 9. 29 4規則20)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則 (令和4. 11. 24 4規則30)

この規則は、令和4年12月1日から施行する。

附 則 (令和5. 3. 16 4規則74)

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則 (令和5. 11. 30 5規則38)

この規則は、令和5年12月1日から施行する。

附 則（令和6.2.15 5規則47）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6.11.28 6規則38）

（施行期日等）

1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。ただし、改正後の第18条、第19条、第21条、第22条、第26条、別表第1から別表第9まで、別表第17及び別表第18の規定は、令和7年4月1日から施行する。

（本給月額に関する経過措置）

2 令和6年12月1日から令和7年3月31日までの間における別表第1から別表第9までの規定の適用については、附則別表第1（6規則38附則第2項関係）から附則別表第9（6規則38附則第2項関係）までの規定を適用する。

（号給の切替え）

3 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き在職する教職員であって同日においてその者の職務の級が附則別表第10（6規則38附則第3項関係）に掲げられているものの切替日における号給（以下「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて附則別表第10に定める号給とする。

（昇格等の特例）

4 切替日前における教育職本給表（一）5級への昇格（令和6年4月1日以降に行われたもので、初任給を決定する際の計算過程における昇格も含む。）がないものとし、かつ、当該昇格が切替日に行われたものとして算出された号給が、前項の規定により算出された新号給よりも有利な場合には、当該得られる号給をもって新号給とすることができる。この場合において、切替日前に行われた昇格がないものとした場合に切替日に受けることとなる号給を、切替日の前日に受けていたものとみなす。

（扶養手当に関する経過措置）

5 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第18条の適用については、改正前の同条の規定を適用し、同条第3項の規定については、「扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者にあつては支給しない）、同項第2号に該当する扶養親族については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までの扶養親族については1人につき6,500円（一般職本給表（一）8級の適用を受ける者及び教育職本給表（一）5級の適用を受ける者にあつては3,500円）とする。」とする。

(地域手当に関する経過措置)

6 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の第19条の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の14」とする。

7 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における改正後の第19条の適用については、同条第1項中「100分の12」とあるのは、「100分の13」とする。

(通勤手当に関する特例措置)

8 令和7年3月31日において改正前の第21条第3項の規定により通勤手当を支給されていた教職員であって、令和7年4月1日以後においても引き続き特別料金等を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、改正後の第21条第3項の規定の適用を受けるものとした場合に受けることとなる額を支給する。

(義務教育等教員特別手当に関する経過措置)

9 施行日から令和7年3月31日までの間における別表第17及び別表第18の規定の適用については、附則別表第11(6規則38附則第9項関係)及び附則別表第12(6規則38附則第9項関係)の規定を適用する。

附則別表第1 職務の級の切替表

本 給 表	旧 級	新 級
一般職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	
	3 級	2 級
	4 級	3 級
	5 級	
	6 級	4 級
	7 級	5 級
	8 級	6 級
	9 級	7 級
	10 級	8 級
	11 級	9 級
		10 級
一般職本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	
	5 級	4 級
技術職本給表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
教育職本給表(一)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
		6 級
教育職本給表(二) 教育職本給表(三)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
医療職本給表(一) 医療職本給表(二)	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級

附則別表第2 号給の切替表

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
	3月以上6月未満			2	1	6	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満			3	1	7	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満			4	1	8	1	1	1	1	1
	12月以上			5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1
	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
	経過期間											
12	3月未満		34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満		34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満		35	67	47	43	51	39	35	31	27	23
	9月以上12月未満		35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満		35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満		36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満		36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満		36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満		37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満		37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満		37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満		37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満		38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満		38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満		38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満		38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上		39	81	61	53	65	53	49	45	41	37
16	3月未満		39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満		39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満		39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満		39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上		40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満			85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満			86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満			87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満			88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上			89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満			89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満			90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満			91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満			92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上			93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満			93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満			93	74	61	78	66	62	58		
	6月以上9月未満			93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満			93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上			93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満				77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満				78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満				79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満				80	63	84	72	68	64		
	12月以上				81	63	85	73	69	65		
21	3月未満				81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満				82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満				83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満				84	64	88	76	72	68		
	12月以上				85	65	89	77	73	69		
22	3月未満				85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満				86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満				87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満				88	66	92	80	76			
	12月以上				89	67	93	81	77			

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		23	3月未満			89	67	93	81		
3月以上6月未満				90	67	94	82				
6月以上9月未満				91	68	95	83				
9月以上12月未満				92	68	96	84				
12月以上				93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					
	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

イ 一般職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満		1	1	5	1
	3月以上6月未満		1	1	6	1
	6月以上9月未満		1	1	7	1
	9月以上12月未満		1	1	8	1
	12月以上		1	1	9	1
2	3月未満	1	1	1	9	1
	3月以上6月未満	2	2	1	10	1
	6月以上9月未満	3	3	1	11	1
	9月以上12月未満	4	4	1	12	1
	12月以上	5	5	1	13	1
3	3月未満	5	5	1	13	1
	3月以上6月未満	6	6	2	14	1
	6月以上9月未満	7	7	3	15	1
	9月以上12月未満	8	8	4	16	1
	12月以上	9	9	5	17	1
4	3月未満	9	9	5	17	1
	3月以上6月未満	10	10	6	18	1
	6月以上9月未満	11	11	7	19	1
	9月以上12月未満	12	12	8	20	1
	12月以上	13	13	9	21	1
5	3月未満	13	13	9	21	1
	3月以上6月未満	14	14	10	22	2
	6月以上9月未満	15	15	11	23	3
	9月以上12月未満	16	16	12	24	4
	12月以上	17	17	13	25	5
6	3月未満	17	17	13	25	5
	3月以上6月未満	18	18	14	26	6
	6月以上9月未満	19	19	15	27	7
	9月以上12月未満	20	20	16	28	8
	12月以上	21	21	17	29	9
7	3月未満	21	21	17	29	9
	3月以上6月未満	22	22	18	30	10
	6月以上9月未満	23	23	19	31	11
	9月以上12月未満	24	24	20	32	12
	12月以上	25	25	21	33	13
8	3月未満	25	25	21	33	13
	3月以上6月未満	26	26	22	34	14
	6月以上9月未満	27	27	23	35	15
	9月以上12月未満	28	28	24	36	16
	12月以上	29	29	25	37	17
9	3月未満	29	29	25	37	17
	3月以上6月未満	30	30	26	38	18
	6月以上9月未満	31	31	27	39	19
	9月以上12月未満	32	32	28	40	20
	12月以上	33	33	29	41	21
10	3月未満	33	33	29	41	21
	3月以上6月未満	34	34	30	42	22
	6月以上9月未満	35	35	31	43	23
	9月以上12月未満	36	36	32	44	24
	12月以上	37	37	33	45	25
11	3月未満	37	37	33	45	25
	3月以上6月未満	38	38	34	46	26
	6月以上9月未満	39	39	35	47	27
	9月以上12月未満	40	40	36	48	28
	12月以上	41	41	37	49	29

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
12	3月未満	41	41	37	49	29
	3月以上6月未満	42	42	38	50	30
	6月以上9月未満	43	43	39	51	31
	9月以上12月未満	44	44	40	52	32
	12月以上	45	45	41	53	33
13	3月未満	45	45	41	53	33
	3月以上6月未満	46	46	42	54	34
	6月以上9月未満	47	47	43	55	35
	9月以上12月未満	48	48	44	56	36
	12月以上	49	49	45	57	37
14	3月未満	49	49	45	57	37
	3月以上6月未満	50	50	46	58	38
	6月以上9月未満	51	51	47	59	39
	9月以上12月未満	52	52	48	60	40
	12月以上	53	53	49	61	41
15	3月未満	53	53	49	61	41
	3月以上6月未満	54	54	50	62	42
	6月以上9月未満	55	55	51	63	43
	9月以上12月未満	56	56	52	64	44
	12月以上	57	57	53	65	45
16	3月未満	57	57	53	65	45
	3月以上6月未満	58	58	54	66	46
	6月以上9月未満	59	59	55	67	47
	9月以上12月未満	60	60	56	68	48
	12月以上	61	61	57	69	49
17	3月未満	61	61	57	69	49
	3月以上6月未満	62	62	58	70	50
	6月以上9月未満	63	63	59	71	51
	9月以上12月未満	64	64	60	72	52
	12月以上	65	65	61	73	53
18	3月未満	65	65	61	73	53
	3月以上6月未満	66	66	62	74	54
	6月以上9月未満	67	67	63	75	55
	9月以上12月未満	68	68	64	76	56
	12月以上	69	69	65	77	57
19	3月未満	69	69	65	77	57
	3月以上6月未満	70	70	65	78	58
	6月以上9月未満	71	71	66	79	59
	9月以上12月未満	72	72	66	80	60
	12月以上	73	73	67	81	61
20	3月未満	73	73	67	81	61
	3月以上6月未満	74	74	67	82	62
	6月以上9月未満	75	75	68	83	63
	9月以上12月未満	76	76	68	84	64
	12月以上	77	77	69	85	65
21	3月未満	77	77	69	85	65
	3月以上6月未満	78	78	70	86	66
	6月以上9月未満	79	79	71	87	67
	9月以上12月未満	80	80	72	88	68
	12月以上	81	81	73	89	69
22	3月未満	81	81	73	89	69
	3月以上6月未満	82	82	73	90	70
	6月以上9月未満	83	83	74	91	71
	9月以上12月未満	84	84	74	92	72
	12月以上	85	85	75	93	73

旧号給	旧 級					
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
23	3月未満	85	85	75	93	73
	3月以上6月未満	86	86	75	94	74
	6月以上9月未満	87	87	76	95	75
	9月以上12月未満	88	88	76	96	76
	12月以上	89	89	77	97	77
24	3月未満	89	89	77	97	77
	3月以上6月未満	90	90	77	98	78
	6月以上9月未満	91	91	78	99	79
	9月以上12月未満	92	92	78	100	80
	12月以上	93	93	79	101	81
25	3月未満	93	93	79	101	81
	3月以上6月未満	94	94	79	102	82
	6月以上9月未満	95	95	80	103	83
	9月以上12月未満	96	96	80	104	84
	12月以上	97	97	81	105	85
26	3月未満	97	97	81	105	85
	3月以上6月未満	98	98	82	106	86
	6月以上9月未満	99	99	83	107	87
	9月以上12月未満	100	100	84	108	88
	12月以上	101	101	85	109	89
27	3月未満	101	101	85	109	89
	3月以上6月未満	102	102	85	110	90
	6月以上9月未満	103	103	86	111	91
	9月以上12月未満	104	104	86	112	92
	12月以上	105	105	87	113	93
28	3月未満	105	105	87	113	
	3月以上6月未満	106	106	87	114	
	6月以上9月未満	107	107	88	115	
	9月以上12月未満	108	108	88	116	
	12月以上	109	109	89	117	
29	3月未満	109	109	89	117	
	3月以上6月未満	110	110	90	118	
	6月以上9月未満	111	111	91	119	
	9月以上12月未満	112	112	92	120	
	12月以上	113	113	93	121	
30	3月未満	113	113	93	121	
	3月以上6月未満	114	114	93	122	
	6月以上9月未満	115	115	94	123	
	9月以上12月未満	116	116	94	124	
	12月以上	117	117	95	125	
31	3月未満	117	117	95	125	
	3月以上6月未満	118	118	95	126	
	6月以上9月未満	119	119	96	127	
	9月以上12月未満	120	120	96	128	
	12月以上	121	121	97	129	
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	121	122			
	6月以上9月未満	121	123			
	9月以上12月未満	121	124			
	12月以上	121	125			
33	3月未満		125			
	3月以上6月未満		126			
	6月以上9月未満		127			
	9月以上12月未満		128			
	12月以上		129			

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1	1
	12月以上	9	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	12	4	1
	12月以上	13	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	16	8	1
	12月以上	17	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	20	12	4
	12月以上	21	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	24	16	8
	12月以上	25	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	28	20	12
	12月以上	29	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	32	24	16
	12月以上	33	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	36	28	20
	12月以上	37	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	40	32	24
	12月以上	41	41	41	33	25

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	44	36	28
	12月以上	45	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	48	40	32
	12月以上	49	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	52	44	36
	12月以上	53	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	54	46	38
	6月以上9月未満	55	55	55	47	39
	9月以上12月未満	56	56	56	48	40
	12月以上	57	57	57	49	41
16	3月未満	57	57	57	49	41
	3月以上6月未満	58	58	58	50	42
	6月以上9月未満	59	59	59	51	43
	9月以上12月未満	60	60	60	52	44
	12月以上	61	61	61	53	45
17	3月未満	61	61	61	53	45
	3月以上6月未満	62	62	62	54	46
	6月以上9月未満	63	63	63	55	47
	9月以上12月未満	64	64	64	56	48
	12月以上	65	65	65	57	49
18	3月未満	65	65	65	57	49
	3月以上6月未満	66	66	66	58	50
	6月以上9月未満	67	67	67	59	51
	9月以上12月未満	68	68	68	60	52
	12月以上	69	69	69	61	53
19	3月未満	69	69	69	61	53
	3月以上6月未満	70	70	70	62	54
	6月以上9月未満	71	71	71	63	55
	9月以上12月未満	72	72	72	64	56
	12月以上	73	73	73	65	57
20	3月未満	73	73	73	65	57
	3月以上6月未満	74	74	74	66	58
	6月以上9月未満	75	75	75	67	59
	9月以上12月未満	76	76	76	68	60
	12月以上	77	77	77	69	61
21	3月未満	77	77	77	69	61
	3月以上6月未満	78	78	78	70	62
	6月以上9月未満	79	79	79	71	63
	9月以上12月未満	80	80	80	72	64
	12月以上	81	81	81	73	65
22	3月未満	81	81	81	73	65
	3月以上6月未満	82	82	82	74	66
	6月以上9月未満	83	83	83	75	67
	9月以上12月未満	84	84	84	76	68
	12月以上	85	85	85	77	69

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	77	69
	3月以上6月未満	86	86	86	78	70
	6月以上9月未満	87	87	87	79	71
	9月以上12月未満	88	88	88	80	72
	12月以上	89	89	89	81	73
24	3月未満	89	89	89	81	
	3月以上6月未満	90	90	90	82	
	6月以上9月未満	91	91	91	83	
	9月以上12月未満	92	92	92	84	
	12月以上	93	93	93	85	
25	3月未満	93	93	93	85	
	3月以上6月未満	94	94	94	86	
	6月以上9月未満	95	95	95	87	
	9月以上12月未満	96	96	96	88	
	12月以上	97	97	97	89	
26	3月未満	97	97	97	89	
	3月以上6月未満	98	98	98	90	
	6月以上9月未満	99	99	99	91	
	9月以上12月未満	100	100	100	92	
	12月以上	101	101	101	93	
27	3月未満	101	101	101		
	3月以上6月未満	102	102	102		
	6月以上9月未満	103	103	103		
	9月以上12月未満	104	104	104		
	12月以上	105	105	105		
28	3月未満	105	105	105		
	3月以上6月未満	106	106	106		
	6月以上9月未満	107	107	107		
	9月以上12月未満	108	108	108		
	12月以上	109	109	109		
29	3月未満	109	109			
	3月以上6月未満	110	110			
	6月以上9月未満	111	111			
	9月以上12月未満	112	112			
	12月以上	113	113			
30	3月未満	113	113			
	3月以上6月未満	114	114			
	6月以上9月未満	115	115			
	9月以上12月未満	116	116			
	12月以上	117	117			
31	3月未満	117	117			
	3月以上6月未満	118	118			
	6月以上9月未満	119	119			
	9月以上12月未満	120	120			
	12月以上	121	121			
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133				
	3月以上6月未満	134				
	6月以上9月未満	135				
	9月以上12月未満	136				
	12月以上	137				
36	3月未満	137				
	3月以上6月未満	138				
	6月以上9月未満	139				
	9月以上12月未満	140				
	12月以上	141				
37	3月未満	141				
	3月以上6月未満	142				
	6月以上9月未満	143				
	9月以上12月未満	144				
	12月以上	145				
38	3月未満	145				
	3月以上6月未満	146				
	6月以上9月未満	147				
	9月以上12月未満	148				
	12月以上	149				

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1
	12月以上	5	5	5	1
3	3月未満	5	5	5	1
	3月以上6月未満	6	6	6	1
	6月以上9月未満	7	7	7	1
	9月以上12月未満	8	8	8	1
	12月以上	9	9	9	1
4	3月未満	9	9	9	1
	3月以上6月未満	10	10	10	2
	6月以上9月未満	11	11	11	3
	9月以上12月未満	12	12	12	4
	12月以上	13	13	13	5
5	3月未満	13	13	13	5
	3月以上6月未満	14	14	14	6
	6月以上9月未満	15	15	15	7
	9月以上12月未満	16	16	16	8
	12月以上	17	17	17	9
6	3月未満	17	17	17	9
	3月以上6月未満	18	18	18	10
	6月以上9月未満	19	19	19	11
	9月以上12月未満	20	20	20	12
	12月以上	21	21	21	13
7	3月未満	21	21	21	13
	3月以上6月未満	22	22	22	14
	6月以上9月未満	23	23	23	15
	9月以上12月未満	24	24	24	16
	12月以上	25	25	25	17
8	3月未満	25	25	25	17
	3月以上6月未満	26	26	26	18
	6月以上9月未満	27	27	27	19
	9月以上12月未満	28	28	28	20
	12月以上	29	29	29	21
9	3月未満	29	29	29	21
	3月以上6月未満	30	30	30	22
	6月以上9月未満	31	31	31	23
	9月以上12月未満	32	32	32	24
	12月以上	33	33	33	25
10	3月未満	33	33	33	25
	3月以上6月未満	34	34	34	26
	6月以上9月未満	35	35	35	27
	9月以上12月未満	36	36	36	28
	12月以上	37	37	37	29
11	3月未満	37	37	37	29
	3月以上6月未満	38	38	38	30
	6月以上9月未満	39	39	39	31
	9月以上12月未満	40	40	40	32
	12月以上	41	41	41	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
12	3月未満	41	41	41	33
	3月以上6月未満	42	42	42	34
	6月以上9月未満	43	43	43	35
	9月以上12月未満	44	44	44	36
	12月以上	45	45	45	37
13	3月未満	45	45	45	37
	3月以上6月未満	46	46	46	38
	6月以上9月未満	47	47	47	39
	9月以上12月未満	48	48	48	40
	12月以上	49	49	49	41
14	3月未満	49	49	49	41
	3月以上6月未満	50	50	50	42
	6月以上9月未満	51	51	51	43
	9月以上12月未満	52	52	52	44
	12月以上	53	53	53	45
15	3月未満	53	53	53	45
	3月以上6月未満	54	54	54	46
	6月以上9月未満	55	55	55	47
	9月以上12月未満	56	56	56	48
	12月以上	57	57	57	49
16	3月未満	57	57	57	49
	3月以上6月未満	58	58	58	50
	6月以上9月未満	59	59	59	51
	9月以上12月未満	60	60	60	52
	12月以上	61	61	61	53
17	3月未満	61	61	61	53
	3月以上6月未満	62	62	62	54
	6月以上9月未満	63	63	63	55
	9月以上12月未満	64	64	64	56
	12月以上	65	65	65	57
18	3月未満	65	65	65	57
	3月以上6月未満	66	66	66	58
	6月以上9月未満	67	67	67	59
	9月以上12月未満	68	68	68	60
	12月以上	69	69	69	61
19	3月未満	69	69	69	61
	3月以上6月未満	70	70	70	62
	6月以上9月未満	71	71	71	63
	9月以上12月未満	72	72	72	64
	12月以上	73	73	73	65
20	3月未満	73	73	73	65
	3月以上6月未満	74	74	74	66
	6月以上9月未満	75	75	75	67
	9月以上12月未満	76	76	76	68
	12月以上	77	77	77	69
21	3月未満	77	77	77	69
	3月以上6月未満	78	78	78	70
	6月以上9月未満	79	79	79	71
	9月以上12月未満	80	80	80	72
	12月以上	81	81	81	73
22	3月未満	81	81	81	73
	3月以上6月未満	82	82	82	74
	6月以上9月未満	83	83	83	75
	9月以上12月未満	84	84	84	76
	12月以上	85	85	85	77

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
23	3月未満	85	85	85	77
	3月以上6月未満	86	86	86	78
	6月以上9月未満	87	87	87	79
	9月以上12月未満	88	88	88	80
	12月以上	89	89	89	81
24	3月未満	89	89	89	81
	3月以上6月未満	90	90	90	82
	6月以上9月未満	91	91	91	83
	9月以上12月未満	92	92	92	84
	12月以上	93	93	93	85
25	3月未満	93	93	93	85
	3月以上6月未満	94	94	94	86
	6月以上9月未満	95	95	95	87
	9月以上12月未満	96	96	96	88
	12月以上	97	97	97	89
26	3月未満	97	97	97	89
	3月以上6月未満	98	98	98	90
	6月以上9月未満	99	99	99	91
	9月以上12月未満	100	100	100	92
	12月以上	101	101	101	93
27	3月未満	101	101	101	
	3月以上6月未満	102	102	102	
	6月以上9月未満	103	103	103	
	9月以上12月未満	104	104	104	
	12月以上	105	105	105	
28	3月未満	105	105	105	
	3月以上6月未満	106	106	106	
	6月以上9月未満	107	107	107	
	9月以上12月未満	108	108	108	
	12月以上	109	109	109	
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
34	3月未満	129	129		
	3月以上6月未満	130	130		
	6月以上9月未満	131	131		
	9月以上12月未満	132	132		
	12月以上	133	133		
35	3月未満	133			
	3月以上6月未満	134			
	6月以上9月未満	135			
	9月以上12月未満	136			
	12月以上	137			
36	3月未満	137			
	3月以上6月未満	138			
	6月以上9月未満	139			
	9月以上12月未満	140			
	12月以上	141			
37	3月未満	141			
	3月以上6月未満	142			
	6月以上9月未満	143			
	9月以上12月未満	144			
	12月以上	145			
38	3月未満	145			
	3月以上6月未満	146			
	6月以上9月未満	147			
	9月以上12月未満	148			
	12月以上	149			

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	1	1
	6月以上9月未満	7	7	1	1
	9月以上12月未満	8	8	1	1
	12月以上	9	9	1	1
4	3月未満	9	9	1	1
	3月以上6月未満	10	10	2	1
	6月以上9月未満	11	11	3	1
	9月以上12月未満	12	12	4	1
	12月以上	13	13	5	1
5	3月未満	13	13	5	1
	3月以上6月未満	14	14	6	1
	6月以上9月未満	15	15	7	1
	9月以上12月未満	16	16	8	1
	12月以上	17	17	9	1
6	3月未満	17	17	9	1
	3月以上6月未満	18	18	10	2
	6月以上9月未満	19	19	11	3
	9月以上12月未満	20	20	12	4
	12月以上	21	21	13	5
7	3月未満	21	21	13	5
	3月以上6月未満	22	22	14	6
	6月以上9月未満	23	23	15	7
	9月以上12月未満	24	24	16	8
	12月以上	25	25	17	9
8	3月未満	25	25	17	9
	3月以上6月未満	26	26	18	10
	6月以上9月未満	27	27	19	11
	9月以上12月未満	28	28	20	12
	12月以上	29	29	21	13
9	3月未満	29	29	21	13
	3月以上6月未満	30	30	22	14
	6月以上9月未満	31	31	23	15
	9月以上12月未満	32	32	24	16
	12月以上	33	33	25	17
10	3月未満	33	33	25	17
	3月以上6月未満	34	34	26	18
	6月以上9月未満	35	35	27	19
	9月以上12月未満	36	36	28	20
	12月以上	37	37	29	21
11	3月未満	37	37	29	21
	3月以上6月未満	38	38	30	22
	6月以上9月未満	39	39	31	23
	9月以上12月未満	40	40	32	24
	12月以上	41	41	33	25

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
12	3月未満	41	41	33	25
	3月以上6月未満	42	42	34	26
	6月以上9月未満	43	43	35	27
	9月以上12月未満	44	44	36	28
	12月以上	45	45	37	29
13	3月未満	45	45	37	29
	3月以上6月未満	46	46	38	30
	6月以上9月未満	47	47	39	31
	9月以上12月未満	48	48	40	32
	12月以上	49	49	41	33
14	3月未満	49	49	41	33
	3月以上6月未満	50	50	42	34
	6月以上9月未満	51	51	43	35
	9月以上12月未満	52	52	44	36
	12月以上	53	53	45	37
15	3月未満	53	53	45	37
	3月以上6月未満	54	54	46	37
	6月以上9月未満	55	55	47	37
	9月以上12月未満	56	56	48	37
	12月以上	57	57	49	37
16	3月未満	57	57	49	
	3月以上6月未満	58	58	50	
	6月以上9月未満	59	59	51	
	9月以上12月未満	60	60	52	
	12月以上	61	61	53	
17	3月未満	61	61	53	
	3月以上6月未満	62	62	54	
	6月以上9月未満	63	63	55	
	9月以上12月未満	64	64	56	
	12月以上	65	65	57	
18	3月未満	65	65	57	
	3月以上6月未満	66	66	58	
	6月以上9月未満	67	67	59	
	9月以上12月未満	68	68	60	
	12月以上	69	69	61	
19	3月未満	69	69	61	
	3月以上6月未満	70	70	62	
	6月以上9月未満	71	71	63	
	9月以上12月未満	72	72	64	
	12月以上	73	73	65	
20	3月未満	73	73	65	
	3月以上6月未満	74	74	66	
	6月以上9月未満	75	75	67	
	9月以上12月未満	76	76	68	
	12月以上	77	77	69	
21	3月未満	77	77	69	
	3月以上6月未満	78	78	70	
	6月以上9月未満	79	79	71	
	9月以上12月未満	80	80	72	
	12月以上	81	81	73	
22	3月未満	81	81	73	
	3月以上6月未満	82	82	74	
	6月以上9月未満	83	83	75	
	9月以上12月未満	84	84	76	
	12月以上	85	85	77	

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
23	3月未満	85	85	77	
	3月以上6月未満	86	86	77	
	6月以上9月未満	87	87	77	
	9月以上12月未満	88	88	77	
	12月以上	89	89	77	
24	3月未満	89	89		
	3月以上6月未満	90	90		
	6月以上9月未満	91	91		
	9月以上12月未満	92	92		
	12月以上	93	93		
25	3月未満	93	93		
	3月以上6月未満	94	94		
	6月以上9月未満	95	95		
	9月以上12月未満	96	96		
	12月以上	97	97		
26	3月未満	97	97		
	3月以上6月未満	98	98		
	6月以上9月未満	99	99		
	9月以上12月未満	100	100		
	12月以上	101	101		
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	126	126		
	6月以上9月未満	127	127		
	9月以上12月未満	128	128		
	12月以上	129	129		

旧号給	旧 級		1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間					
34	3月未満		129			
	3月以上6月未満		130			
	6月以上9月未満		131			
	9月以上12月未満		132			
	12月以上		133			
35	3月未満		133			
	3月以上6月未満		134			
	6月以上9月未満		135			
	9月以上12月未満		136			
	12月以上		137			
36	3月未満		137			
	3月以上6月未満		138			
	6月以上9月未満		139			
	9月以上12月未満		140			
	12月以上		141			
37	3月未満		141			
	3月以上6月未満		142			
	6月以上9月未満		143			
	9月以上12月未満		144			
	12月以上		145			
38	3月未満		145			
	3月以上6月未満		146			
	6月以上9月未満		147			
	9月以上12月未満		148			
	12月以上		149			
39	3月未満		149			
	3月以上6月未満		150			
	6月以上9月未満		151			
	9月以上12月未満		152			
	12月以上		153			
40	3月未満		153			
	3月以上6月未満		153			
	6月以上9月未満		153			
	9月以上12月未満		153			
	12月以上		153			

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
1	3月未満			1	1
	3月以上6月未満			1	1
	6月以上9月未満			1	1
	9月以上12月未満			1	1
	12月以上			1	1
2	3月未満	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	1	1
	12月以上	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	4	1
	12月以上	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	6	1
	6月以上9月未満	11	11	7	1
	9月以上12月未満	12	12	8	1
	12月以上	13	13	9	1
5	3月未満	13	13	9	1
	3月以上6月未満	14	14	10	1
	6月以上9月未満	15	15	11	1
	9月以上12月未満	16	16	12	1
	12月以上	17	17	13	1
6	3月未満	17	17	13	1
	3月以上6月未満	18	18	14	2
	6月以上9月未満	19	19	15	3
	9月以上12月未満	20	20	16	4
	12月以上	21	21	17	5
7	3月未満	21	21	17	5
	3月以上6月未満	22	22	18	6
	6月以上9月未満	23	23	19	7
	9月以上12月未満	24	24	20	8
	12月以上	25	25	21	9
8	3月未満	25	25	21	9
	3月以上6月未満	26	26	22	10
	6月以上9月未満	27	27	23	11
	9月以上12月未満	28	28	24	12
	12月以上	29	29	25	13
9	3月未満	29	29	25	13
	3月以上6月未満	30	30	26	14
	6月以上9月未満	31	31	27	15
	9月以上12月未満	32	32	28	16
	12月以上	33	33	29	17
10	3月未満	33	33	29	17
	3月以上6月未満	34	34	30	18
	6月以上9月未満	35	35	31	19
	9月以上12月未満	36	36	32	20
	12月以上	37	37	33	21
11	3月未満	37	37	33	21
	3月以上6月未満	38	38	34	22
	6月以上9月未満	39	39	35	23
	9月以上12月未満	40	40	36	24
	12月以上	41	41	37	25

旧号給	旧 級				
	経過期間	1 級	2 級	3 級	4 級
12	3月未満	41	41	37	25
	3月以上6月未満	42	42	38	26
	6月以上9月未満	43	43	39	27
	9月以上12月未満	44	44	40	28
	12月以上	45	45	41	29
13	3月未満	45	45	41	29
	3月以上6月未満	46	46	42	30
	6月以上9月未満	47	47	43	31
	9月以上12月未満	48	48	44	32
	12月以上	49	49	45	33
14	3月未満	49	49	45	33
	3月以上6月未満	50	50	46	34
	6月以上9月未満	51	51	47	35
	9月以上12月未満	52	52	48	36
	12月以上	53	53	49	37
15	3月未満	53	53	49	37
	3月以上6月未満	54	54	50	37
	6月以上9月未満	55	55	51	37
	9月以上12月未満	56	56	52	37
	12月以上	57	57	53	37
16	3月未満	57	57	53	
	3月以上6月未満	58	58	54	
	6月以上9月未満	59	59	55	
	9月以上12月未満	60	60	56	
	12月以上	61	61	57	
17	3月未満	61	61	57	
	3月以上6月未満	62	62	58	
	6月以上9月未満	63	63	59	
	9月以上12月未満	64	64	60	
	12月以上	65	65	61	
18	3月未満	65	65	61	
	3月以上6月未満	66	66	62	
	6月以上9月未満	67	67	63	
	9月以上12月未満	68	68	64	
	12月以上	69	69	65	
19	3月未満	69	69	65	
	3月以上6月未満	70	70	66	
	6月以上9月未満	71	71	67	
	9月以上12月未満	72	72	68	
	12月以上	73	73	69	
20	3月未満	73	73	69	
	3月以上6月未満	74	74	70	
	6月以上9月未満	75	75	71	
	9月以上12月未満	76	76	72	
	12月以上	77	77	73	
21	3月未満	77	77	73	
	3月以上6月未満	78	78	74	
	6月以上9月未満	79	79	75	
	9月以上12月未満	80	80	76	
	12月以上	81	81	77	
22	3月未満	81	81	77	
	3月以上6月未満	82	82	78	
	6月以上9月未満	83	83	79	
	9月以上12月未満	84	84	80	
	12月以上	85	85	81	

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
23	3月未満	85	85	81	
	3月以上6月未満	86	86	82	
	6月以上9月未満	87	87	83	
	9月以上12月未満	88	88	84	
	12月以上	89	89	85	
24	3月未満	89	89	85	
	3月以上6月未満	90	90	86	
	6月以上9月未満	91	91	87	
	9月以上12月未満	92	92	88	
	12月以上	93	93	89	
25	3月未満	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	92	
	12月以上	97	97	93	
26	3月未満	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	93	
	6月以上9月未満	99	99	93	
	9月以上12月未満	100	100	93	
	12月以上	101	101	93	
27	3月未満	101	101		
	3月以上6月未満	102	102		
	6月以上9月未満	103	103		
	9月以上12月未満	104	104		
	12月以上	105	105		
28	3月未満	105	105		
	3月以上6月未満	106	106		
	6月以上9月未満	107	107		
	9月以上12月未満	108	108		
	12月以上	109	109		
29	3月未満	109	109		
	3月以上6月未満	110	110		
	6月以上9月未満	111	111		
	9月以上12月未満	112	112		
	12月以上	113	113		
30	3月未満	113	113		
	3月以上6月未満	114	114		
	6月以上9月未満	115	115		
	9月以上12月未満	116	116		
	12月以上	117	117		
31	3月未満	117	117		
	3月以上6月未満	118	118		
	6月以上9月未満	119	119		
	9月以上12月未満	120	120		
	12月以上	121	121		
32	3月未満	121	121		
	3月以上6月未満	122	122		
	6月以上9月未満	123	123		
	9月以上12月未満	124	124		
	12月以上	125	125		
33	3月未満	125	125		
	3月以上6月未満	125	126		
	6月以上9月未満	125	127		
	9月以上12月未満	125	128		
	12月以上	125	129		

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級
	経過期間				
34	3月未満		129		
	3月以上6月未満		130		
	6月以上9月未満		131		
	9月以上12月未満		132		
	12月以上		133		
35	3月未満		133		
	3月以上6月未満		134		
	6月以上9月未満		135		
	9月以上12月未満		136		
	12月以上		137		
36	3月未満		137		
	3月以上6月未満		138		
	6月以上9月未満		139		
	9月以上12月未満		140		
	12月以上		141		

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	85	86	86	82	78
	6月以上9月未満	85	87	87	83	79
	9月以上12月未満	85	88	88	84	80
	12月以上	85	89	89	85	81
24	3月未満		89	89	85	
	3月以上6月未満		90	90	86	
	6月以上9月未満		91	91	87	
	9月以上12月未満		92	92	88	
	12月以上		93	93	89	
25	3月未満		93	93	89	
	3月以上6月未満		94	94	90	
	6月以上9月未満		95	95	91	
	9月以上12月未満		96	96	92	
	12月以上		97	97	93	
26	3月未満		97	97	93	
	3月以上6月未満		98	98	94	
	6月以上9月未満		99	99	95	
	9月以上12月未満		100	100	96	
	12月以上		101	101	97	
27	3月未満		101	101	97	
	3月以上6月未満		102	102	98	
	6月以上9月未満		103	103	99	
	9月以上12月未満		104	104	100	
	12月以上		105	105	101	
28	3月未満		105	105		
	3月以上6月未満		105	106		
	6月以上9月未満		105	107		
	9月以上12月未満		105	108		
	12月以上		105	109		
29	3月未満			109		
	3月以上6月未満			110		
	6月以上9月未満			111		
	9月以上12月未満			112		
	12月以上			113		
30	3月未満			113		
	3月以上6月未満			113		
	6月以上9月未満			113		
	9月以上12月未満			113		
	12月以上			113		

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
1	3月未満			1	1	1
	3月以上6月未満			1	1	1
	6月以上9月未満			1	1	1
	9月以上12月未満			1	1	1
	12月以上			1	1	1
2	3月未満	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	2	2	1	1
	6月以上9月未満	3	3	3	1	1
	9月以上12月未満	4	4	4	1	1
	12月以上	5	5	5	1	1
3	3月未満	5	5	5	1	1
	3月以上6月未満	6	6	6	2	1
	6月以上9月未満	7	7	7	3	1
	9月以上12月未満	8	8	8	4	1
	12月以上	9	9	9	5	1
4	3月未満	9	9	9	5	1
	3月以上6月未満	10	10	10	6	2
	6月以上9月未満	11	11	11	7	3
	9月以上12月未満	12	12	12	8	4
	12月以上	13	13	13	9	5
5	3月未満	13	13	13	9	5
	3月以上6月未満	14	14	14	10	6
	6月以上9月未満	15	15	15	11	7
	9月以上12月未満	16	16	16	12	8
	12月以上	17	17	17	13	9
6	3月未満	17	17	17	13	9
	3月以上6月未満	18	18	18	14	10
	6月以上9月未満	19	19	19	15	11
	9月以上12月未満	20	20	20	16	12
	12月以上	21	21	21	17	13
7	3月未満	21	21	21	17	13
	3月以上6月未満	22	22	22	18	14
	6月以上9月未満	23	23	23	19	15
	9月以上12月未満	24	24	24	20	16
	12月以上	25	25	25	21	17
8	3月未満	25	25	25	21	17
	3月以上6月未満	26	26	26	22	18
	6月以上9月未満	27	27	27	23	19
	9月以上12月未満	28	28	28	24	20
	12月以上	29	29	29	25	21
9	3月未満	29	29	29	25	21
	3月以上6月未満	30	30	30	26	22
	6月以上9月未満	31	31	31	27	23
	9月以上12月未満	32	32	32	28	24
	12月以上	33	33	33	29	25
10	3月未満	33	33	33	29	25
	3月以上6月未満	34	34	34	30	26
	6月以上9月未満	35	35	35	31	27
	9月以上12月未満	36	36	36	32	28
	12月以上	37	37	37	33	29
11	3月未満	37	37	37	33	29
	3月以上6月未満	38	38	38	34	30
	6月以上9月未満	39	39	39	35	31
	9月以上12月未満	40	40	40	36	32
	12月以上	41	41	41	37	33

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
12	3月未満	41	41	41	37	33
	3月以上6月未満	42	42	42	38	34
	6月以上9月未満	43	43	43	39	35
	9月以上12月未満	44	44	44	40	36
	12月以上	45	45	45	41	37
13	3月未満	45	45	45	41	37
	3月以上6月未満	46	46	46	42	38
	6月以上9月未満	47	47	47	43	39
	9月以上12月未満	48	48	48	44	40
	12月以上	49	49	49	45	41
14	3月未満	49	49	49	45	41
	3月以上6月未満	50	50	50	46	42
	6月以上9月未満	51	51	51	47	43
	9月以上12月未満	52	52	52	48	44
	12月以上	53	53	53	49	45
15	3月未満	53	53	53	49	45
	3月以上6月未満	54	54	54	50	46
	6月以上9月未満	55	55	55	51	47
	9月以上12月未満	56	56	56	52	48
	12月以上	57	57	57	53	49
16	3月未満	57	57	57	53	49
	3月以上6月未満	58	58	58	54	50
	6月以上9月未満	59	59	59	55	51
	9月以上12月未満	60	60	60	56	52
	12月以上	61	61	61	57	53
17	3月未満	61	61	61	57	53
	3月以上6月未満	62	62	62	58	54
	6月以上9月未満	63	63	63	59	55
	9月以上12月未満	64	64	64	60	56
	12月以上	65	65	65	61	57
18	3月未満	65	65	65	61	57
	3月以上6月未満	66	66	66	62	58
	6月以上9月未満	67	67	67	63	59
	9月以上12月未満	68	68	68	64	60
	12月以上	69	69	69	65	61
19	3月未満	69	69	69	65	61
	3月以上6月未満	70	70	70	66	62
	6月以上9月未満	71	71	71	67	63
	9月以上12月未満	72	72	72	68	64
	12月以上	73	73	73	69	65
20	3月未満	73	73	73	69	65
	3月以上6月未満	74	74	74	70	66
	6月以上9月未満	75	75	75	71	67
	9月以上12月未満	76	76	76	72	68
	12月以上	77	77	77	73	69
21	3月未満	77	77	77	73	69
	3月以上6月未満	78	78	78	74	70
	6月以上9月未満	79	79	79	75	71
	9月以上12月未満	80	80	80	76	72
	12月以上	81	81	81	77	73
22	3月未満	81	81	81	77	73
	3月以上6月未満	82	82	82	78	74
	6月以上9月未満	83	83	83	79	75
	9月以上12月未満	84	84	84	80	76
	12月以上	85	85	85	81	77

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
23	3月未満	85	85	85	81	77
	3月以上6月未満	86	86	86	82	78
	6月以上9月未満	87	87	87	83	79
	9月以上12月未満	88	88	88	84	80
	12月以上	89	89	89	85	81
24	3月未満	89	89	89	85	81
	3月以上6月未満	90	90	90	86	82
	6月以上9月未満	91	91	91	87	83
	9月以上12月未満	92	92	92	88	84
	12月以上	93	93	93	89	85
25	3月未満	93	93	93	89	
	3月以上6月未満	94	94	94	90	
	6月以上9月未満	95	95	95	91	
	9月以上12月未満	96	96	96	92	
	12月以上	97	97	97	93	
26	3月未満	97	97	97	93	
	3月以上6月未満	98	98	98	94	
	6月以上9月未満	99	99	99	95	
	9月以上12月未満	100	100	100	96	
	12月以上	101	101	101	97	
27	3月未満	101	101	101	97	
	3月以上6月未満	102	102	102	98	
	6月以上9月未満	103	103	103	99	
	9月以上12月未満	104	104	104	100	
	12月以上	105	105	105	101	
28	3月未満	105	105	105	101	
	3月以上6月未満	106	106	106	102	
	6月以上9月未満	107	107	107	103	
	9月以上12月未満	108	108	108	104	
	12月以上	109	109	109	105	
29	3月未満	109	109	109		
	3月以上6月未満	110	110	110		
	6月以上9月未満	111	111	111		
	9月以上12月未満	112	112	112		
	12月以上	113	113	113		
30	3月未満	113	113	113		
	3月以上6月未満	114	114	114		
	6月以上9月未満	115	115	115		
	9月以上12月未満	116	116	116		
	12月以上	117	117	117		
31	3月未満	117	117	117		
	3月以上6月未満	118	118	118		
	6月以上9月未満	119	119	119		
	9月以上12月未満	120	120	120		
	12月以上	121	121	121		
32	3月未満	121	121			
	3月以上6月未満	122	122			
	6月以上9月未満	123	123			
	9月以上12月未満	124	124			
	12月以上	125	125			
33	3月未満	125	125			
	3月以上6月未満	126	126			
	6月以上9月未満	127	127			
	9月以上12月未満	128	128			
	12月以上	129	129			

旧号給	旧 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	経過期間					
34	3月未満	129	129			
	3月以上6月未満	130	130			
	6月以上9月未満	131	131			
	9月以上12月未満	132	132			
	12月以上	133	133			
35	3月未満	133	133			
	3月以上6月未満	134	134			
	6月以上9月未満	135	135			
	9月以上12月未満	136	136			
	12月以上	137	137			
36	3月未満	137	137			
	3月以上6月未満	138	138			
	6月以上9月未満	139	139			
	9月以上12月未満	140	140			
	12月以上	141	141			
37	3月未満	141	141			
	3月以上6月未満	142	142			
	6月以上9月未満	143	143			
	9月以上12月未満	144	144			
	12月以上	145	145			
38	3月未満	145	145			
	3月以上6月未満	146	146			
	6月以上9月未満	147	147			
	9月以上12月未満	148	148			
	12月以上	149	149			
39	3月未満	149				
	3月以上6月未満	150				
	6月以上9月未満	151				
	9月以上12月未満	152				
	12月以上	153				
40	3月未満	153				
	3月以上6月未満	154				
	6月以上9月未満	155				
	9月以上12月未満	156				
	12月以上	157				
41	3月未満	157				
	3月以上6月未満	158				
	6月以上9月未満	159				
	9月以上12月未満	160				
	12月以上	161				

附則別表第3 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に2の職務の級が掲げられている職務の級である教職員の号給の切替表

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である教職員の新号給

旧号給	新級	9級	10級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
7	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
8	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
9	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
10	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1

旧号給	新 級	9 級	10級
	経過期間		
11	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1
12	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	2
	6月以上9月未満	23	3
	9月以上12月未満	24	4
	12月以上	25	5
13	3月未満	25	5
	3月以上6月未満	26	6
	6月以上9月未満	27	7
	9月以上12月未満	28	8
	12月以上	29	9
14	3月未満	29	9
	3月以上6月未満	30	10
	6月以上9月未満	31	11
	9月以上12月未満	32	12
	12月以上	33	13
15	3月未満	33	13
	3月以上6月未満	34	13
	6月以上9月未満	35	13
	9月以上12月未満	36	14
	12月以上	37	14

イ 旧級が教育職本給表（一）の5級である教職員の新号給

旧号給	新級	5級	6級
	経過期間		
1	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
2	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
3	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
4	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
5	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	1	1
	6月以上9月未満	1	1
	9月以上12月未満	1	1
	12月以上	1	1
6	3月未満	1	1
	3月以上6月未満	2	1
	6月以上9月未満	3	1
	9月以上12月未満	4	1
	12月以上	5	1
7	3月未満	5	1
	3月以上6月未満	6	1
	6月以上9月未満	7	1
	9月以上12月未満	8	1
	12月以上	9	1
8	3月未満	9	1
	3月以上6月未満	10	1
	6月以上9月未満	11	1
	9月以上12月未満	12	1
	12月以上	13	1
9	3月未満	13	1
	3月以上6月未満	14	1
	6月以上9月未満	15	1
	9月以上12月未満	16	1
	12月以上	17	1
10	3月未満	17	1
	3月以上6月未満	18	1
	6月以上9月未満	19	1
	9月以上12月未満	20	1
	12月以上	21	1

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
11	3月未満	21	1
	3月以上6月未満	22	1
	6月以上9月未満	23	1
	9月以上12月未満	24	1
	12月以上	25	1
12	3月未満	25	1
	3月以上6月未満	26	1
	6月以上9月未満	27	1
	9月以上12月未満	28	1
	12月以上	29	1
13	3月未満	29	1
	3月以上6月未満	30	1
	6月以上9月未満	31	1
	9月以上12月未満	32	1
	12月以上	33	1
14	3月未満	33	1
	3月以上6月未満	34	1
	6月以上9月未満	35	1
	9月以上12月未満	36	1
	12月以上	37	1
15	3月未満	37	1
	3月以上6月未満	38	1
	6月以上9月未満	39	1
	9月以上12月未満	40	1
	12月以上	41	1
16	3月未満	41	1
	3月以上6月未満	42	1
	6月以上9月未満	43	1
	9月以上12月未満	44	1
	12月以上	45	1
17	3月未満	45	1
	3月以上6月未満	46	1
	6月以上9月未満	47	1
	9月以上12月未満	48	1
	12月以上	49	1
18	3月未満	49	1
	3月以上6月未満	50	1
	6月以上9月未満	51	1
	9月以上12月未満	52	1
	12月以上	53	1
19	3月未満	53	1
	3月以上6月未満	54	1
	6月以上9月未満	55	1
	9月以上12月未満	56	1
	12月以上	57	1
20	3月未満	57	1
	3月以上6月未満	58	2
	6月以上9月未満	59	3
	9月以上12月未満	60	4
	12月以上	61	5

旧号給	新 級	5 級	6 級
	経過期間		
21	3月未満	61	5
	3月以上6月未満	62	6
	6月以上9月未満	63	7
	9月以上12月未満	64	8
	12月以上	65	9
22	3月未満	65	9
	3月以上6月未満	66	9
	6月以上9月未満	67	10
	9月以上12月未満	68	10
	12月以上	69	11
23	3月未満	69	11
	3月以上6月未満	70	11
	6月以上9月未満	71	12
	9月以上12月未満	72	12
	12月以上	73	13

附則別表第4 指定職本給表の適用を受ける教職員の号給
の切替表

旧 号 給	新 号 給
1 から 4 まで	1
5	2
6	3
7	4

附則別表第5 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である
教職員以外の教職員の新号給

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	365,400	85	85	86	86	87
	367,600	87	87	88	88	89
	369,800	89	90	91	92	93
	372,000	93	94	95	96	97
	374,200	97	98	99	100	101
	376,400	101	102	103	104	105
	378,600	105	106	107	108	109
	380,800	109	109	110	110	111
	383,000	111	111	112	112	113
5級	383,000	109	110	111	112	113
6級	418,700	89	90	91	92	93
7級	429,200	77	78	79	80	81
	432,700	81	82	83	84	85
8級	453,200	69	70	71	72	73
	456,800	73	74	75	76	77
9級	489,400	53	54	55	56	57
	493,500	57	58	59	60	61
10級	513,000	37	38	39	40	41
	517,400	41	42	43	44	45

イ 一般職本給表(二)の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	278,600	129	130	131	132	133
	280,100	133	134	135	136	137
3級	308,600	97	98	99	100	101
	310,400	101	102	103	104	105
	312,200	105	106	107	108	109
	314,000	109	109	110	110	111
4級	326,100	129	130	131	132	133
5級	350,300	93	94	95	96	97
	352,500	97	98	99	100	101

ウ 技術職本給表の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101
5級	592,800	73	74	75	76	77
	597,400	77	78	79	80	81

エ 教育職本給表（一）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	355,500	149	150	151	152	153
	357,700	153	154	155	156	157
2級	412,200	133	134	135	136	137
	415,000	137	138	139	140	141
3級	472,500	109	110	111	112	113
	475,500	113	114	115	116	117
4級	505,300	93	94	95	96	97
	508,600	97	98	99	100	101

オ 教育職本給表（二）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	457,000	129	130	131	132	133
	459,800	133	134	135	136	137

カ 教育職本給表（三）の適用を受ける教員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
2級	443,200	141	142	143	144	145
	445,600	145	146	147	148	149

キ 医療職本給表（一）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
4級	386,900	101	102	103	104	105
5級	424,900	81	82	83	84	85

ク 医療職本給表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧級	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	旧本給月額					
1級	321,000	161	162	163	164	165
	322,800	165	166	167	168	169
2級	369,600	149	150	151	152	153
3級	396,600	121	122	123	124	125
4級	408,600	105	106	107	108	109
	411,000	109	110	111	112	113
5級	428,900	85	86	87	88	89
	431,400	89	90	91	92	93

附則別表第6 旧級が一般職本給表(一)の11級又は教育職本給表(一)の5級である
教職員の新号給

ア 旧級が一般職本給表(一)の11級である職員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
580,300	9級	37	38	39	40	41
	10級	14	14	15	15	15

イ 旧級が教育職本給表(一)の5級である教員の新号給

旧本給月額	経過期間	3月未満	3月以上 6月未満	6月以上 9月未満	9月以上 12月未満	12月以上
	新級					
592,800	5級	73	74	75	76	77
	6級	13	13	14	14	15
597,400	5級	77	78	79	80	81

附則別表第1(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	110.0/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	96.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	82.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	72.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	67.5/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	63.5/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	45.5/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則14 附則第3項関係)

区 分		割 合
		6月期
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	49.0/100
	上記以外	38.5/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	30.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	35.5/100
	上記以外	27.5/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	33.5/100
	上記以外	27.5/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	31.0/100
	上記以外	25.5/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	22.0/100
	上記以外	21.5/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	13.5/100
	上記以外	17.0/100

附則別表第1(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	123.5/100
	上記以外	91.5/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	108.5/100
	上記以外	77.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	92.0/100
	上記以外	67.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	81.0/100
	上記以外	57.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	76.0/100
	上記以外	57.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	71.0/100
	上記以外	52.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	51.0/100
	上記以外	43.0/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	27.5/100
	上記以外	33.5/100

附則別表第2(21規則56 附則第3項関係)

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	60.0/100
	上記以外	50.0/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	50.0/100
	上記以外	40.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	45.0/100
	上記以外	37.0/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の矯正措置の対象となる事実があった者	特定幹部教職員	42.5/100
	上記以外	37.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	35.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受けた者	特定幹部教職員	30.0/100
	上記以外	30.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	20.0/100
	上記以外	25.0/100

附則別表第1(6規則38 附則第2項関係)

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400	415,600	465,500	529,000
2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000	418,000	468,600	531,900
3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300	420,500	471,600	535,000
4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500	422,900	474,600	538,100
5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400	424,800	477,600	541,200
6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700	426,900	480,600	543,500
7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800	429,000	483,600	546,000
8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800	431,200	486,700	548,400
9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800	433,100	489,400	550,800
10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100	435,200	492,500	552,600
11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300	437,300	495,500	554,400
12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500	439,200	498,600	556,300
13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700	440,900	501,300	558,000
14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000	442,700	503,600	559,400
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200	444,600	505,900	560,700
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500	446,500	508,200	561,800
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300	448,300	510,200	563,100
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200	450,100	511,600	564,100
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100	451,900	513,100	565,000
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900	453,600	514,500	565,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700	455,400	515,700	566,800
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500	456,900	517,100	
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300	458,300	518,600	
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100	459,800	520,100	
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700	461,200	521,200	
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200	462,500	522,300	
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700	463,800	523,500	
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200	465,000	524,700	
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700	466,000	525,700	
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000	466,700	526,600	
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300	467,400	527,500	
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500	468,100	528,400	
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700	468,800	529,200	
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000	469,500	530,100	
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300	470,100	530,800	
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500	470,700	531,300	
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700	471,200	532,000	
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500	471,800	532,600	
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300	472,400	533,400	
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100	473,000	534,000	
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700	473,500	534,500	
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300	474,000		
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900	474,400		
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500	474,700		
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200	475,000		

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000			
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400			
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100			
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600			
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000			
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400			
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800			
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200			
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600			
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000			
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300			
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600			
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000			
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300			
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600			
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900			
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800				
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100				
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400				
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600				
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900				
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200				
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500				
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700				
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000				
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300				
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500				
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700				
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000				
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300				
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500				
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700				
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000				
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300				
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500				
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700				
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000				
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300				
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500				
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700				
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500					
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800					
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000					
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200					
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500					

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800					
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000					
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200					
94		299,400	347,400							
95		299,700	347,800							
96		300,100	348,200							
97		300,300	348,400							
98		300,600	348,800							
99		301,000	349,200							
100		301,400	349,500							
101		301,600	349,800							
102		301,900	350,200							
103		302,200	350,600							
104		302,500	351,000							
105		302,700	351,500							
106		303,000	351,900							
107		303,300	352,300							
108		303,600	352,700							
109		303,800	353,200							
110		304,200	353,600							
111		304,600	353,900							
112		304,900	354,200							
113		305,100	354,700							
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
再雇用 職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

附則別表第2(6規則38 附則第2項関係)
一般職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
1	166,500	227,700	244,600	276,800
2	167,700	228,500	245,400	277,800
3	168,800	229,300	246,200	278,800
4	169,900	230,100	246,900	279,700
5	171,200	230,800	247,600	280,400
6	172,400	231,600	248,700	281,100
7	173,600	232,400	249,700	281,800
8	174,800	233,200	250,700	282,500
9	175,800	234,000	251,700	283,100
10	177,000	234,700	252,900	283,700
11	178,300	235,400	254,000	284,300
12	179,500	236,100	255,000	284,900
13	180,600	236,800	256,100	285,500
14	181,800	237,400	257,100	286,100
15	183,100	238,000	258,000	286,700
16	184,400	238,600	258,500	287,200
17	185,700	239,200	259,100	287,700
18	187,400	239,800	259,500	288,200
19	189,100	240,400	259,900	288,700
20	190,800	240,900	260,400	289,100
21	192,500	241,400	260,900	289,500
22	194,200	241,900	261,400	289,900
23	195,800	242,400	261,900	290,300
24	197,400	242,900	262,500	290,700
25	199,000	243,400	263,300	291,100
26	200,500	243,900	263,900	291,500
27	202,000	244,300	264,500	291,900
28	203,500	244,800	265,300	292,300
29	205,000	245,400	266,100	292,700
30	206,500	245,900	266,800	293,100
31	208,000	246,400	267,400	293,500
32	209,500	246,800	268,200	293,900
33	211,000	247,200	269,000	294,300
34	212,400	247,700	269,700	294,800
35	213,800	248,200	270,400	295,300
36	215,200	248,600	271,100	295,800
37	216,600	249,000	271,800	296,300
38	217,700	249,500	272,500	296,800
39	218,800	250,000	273,200	297,300
40	219,900	250,400	273,900	297,800
41	220,900	250,800	274,600	298,300
42	221,800	251,300	275,300	299,000
43	222,700	251,800	275,900	299,600
44	223,600	252,200	276,500	300,300
45	224,500	252,600	277,000	300,900

一般職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
46	225,300	253,000	277,500	301,500
47	226,100	253,400	278,000	302,100
48	226,900	253,800	278,500	302,600
49	227,700	254,200	279,000	303,100
50	228,400	254,600	279,500	303,700
51	229,100	255,000	280,000	304,300
52	229,800	255,400	280,400	304,900
53	230,500	255,800	280,800	305,500
54	231,100	256,200	281,300	306,200
55	231,700	256,600	281,700	306,900
56	232,300	257,000	282,200	307,600
57	233,000	257,300	282,600	308,200
58	233,500	257,700	283,100	308,900
59	234,000	258,100	283,600	309,600
60	234,500	258,400	284,100	310,200
61	235,000	258,700	284,600	310,800
62	235,400	259,100	285,200	311,500
63	235,800	259,500	285,800	312,200
64	236,200	259,800	286,400	312,800
65	236,600	260,100	287,000	313,300
66	236,900	260,400	287,600	313,800
67	237,200	260,700	288,200	314,400
68	237,500	260,900	288,800	315,000
69	237,800	261,100	289,300	315,600
70	238,100	261,400	289,800	316,000
71	238,400	261,700	290,300	316,500
72	238,700	261,900	290,800	317,000
73	238,900	262,100	291,300	317,300
74	239,200	262,400	291,800	317,800
75	239,500	262,700	292,200	318,300
76	239,700	262,900	292,600	318,700
77	239,900	263,100	293,000	318,900
78	240,200	263,400	293,400	319,200
79	240,500	263,700	293,800	319,400
80	240,700	263,900	294,200	319,700
81	240,900	264,100	294,600	320,000
82	241,200	264,400	295,000	320,300
83	241,500	264,700	295,400	320,600
84	241,700	264,900	295,900	320,800
85	241,900	265,100	296,200	321,000
86	242,200	265,300	296,700	321,300
87	242,500	265,600	297,200	321,600
88	242,700	265,900	297,700	321,800
89	242,900	266,100	298,000	322,000
90	243,200	266,300	298,500	322,300

一般職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
91	243,500	266,600	299,000	322,600
92	243,700	266,800	299,300	322,900
93	243,900	267,100	299,700	323,100
94	244,200	267,400	300,200	323,400
95	244,500	267,700	300,700	323,700
96	244,700	267,900	301,200	323,900
97	244,900	268,100	301,500	324,100
98	245,200	268,400	301,900	324,400
99	245,400	268,600	302,400	324,700
100	245,700	268,900	302,900	324,900
101	245,900	269,100	303,300	325,100
102	246,100	269,300	303,700	
103	246,400	269,600	304,000	
104	246,700	269,900	304,300	
105	246,900	270,100	304,600	
106	247,200	270,300	305,000	
107	247,500	270,600	305,300	
108	247,700	270,800	305,700	
109	247,900	271,100	306,000	
110	248,200	271,400	306,400	
111	248,500	271,700	306,800	
112	248,700	271,900	307,100	
113	248,900	272,100	307,300	
114	249,200	272,400	307,600	
115	249,500	272,600	307,900	
116	249,700	272,800	308,100	
117	249,900	273,100	308,300	
118	250,200	273,400	308,600	
119	250,500	273,700	308,900	
120	250,700	273,900	309,100	
121	250,900	274,100	309,300	
122		274,300	309,600	
123		274,600	309,900	
124		274,900	310,100	
125		275,100	310,300	
126		275,300	310,600	
127		275,600	310,900	
128		275,900	311,100	
129		276,100	311,300	
130		276,300	311,600	
131		276,600	311,900	
132		276,900	312,100	
133		277,100	312,300	
134		277,300		
135		277,600		

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		277,900		
137		278,100		
再雇用 職員	197,900	209,000	227,500	248,600

備考 この表は、調理師に適用する。

附則別表第3(6規則38 附則第2項関係)

技術職本給表

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800
9	237,200	275,700	333,000	378,200	437,200
10	239,000	277,700	334,900	380,700	439,100
11	240,800	279,700	336,700	383,200	441,000
12	242,600	281,700	338,500	385,600	442,900
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100
21	255,900	302,600	352,700	399,200	459,100
22	257,400	305,000	354,700	400,200	461,300
23	258,900	307,400	356,700	401,200	463,700
24	260,400	309,600	358,700	402,200	466,000
25	261,900	311,800	360,500	403,100	468,000
26	263,600	313,800	362,100	404,200	470,100
27	265,300	315,800	363,700	405,300	472,200
28	267,000	317,800	365,300	406,400	474,200
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800
36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900
39	282,600	337,000	379,400	418,500	496,800
40	283,600	338,100	380,700	419,700	498,700
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300
44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200
45	288,600	340,500	387,200	424,800	508,100

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	289,600	341,000	388,400	425,900	509,900
47	290,600	341,500	389,600	427,000	511,700
48	291,500	341,900	390,700	428,100	513,500
49	292,400	342,300	391,800	429,100	515,200
50	292,900	342,700	393,000	430,300	516,900
51	293,300	343,100	394,100	431,500	518,700
52	293,900	343,500	395,200	432,700	520,500
53	294,300	343,900	396,300	433,400	522,000
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800
59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400
74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300
77	303,900	353,600	419,800	455,000	545,800
78	304,300	354,100	420,300	455,400	546,400
79	304,700	354,600	420,700	456,000	547,000
80	305,100	355,100	421,100	456,600	547,600
81	305,400	355,600	421,400	457,300	548,200
82	305,800	356,300	421,800	458,000	
83	306,200	357,000	422,100	458,300	
84	306,600	357,700	422,500	458,900	
85	306,900	358,300	422,800	459,300	
86	307,300	358,900	423,200	459,700	
87	307,700	359,500	423,600	460,100	
88	308,100	360,100	424,000	460,400	
89	308,500	360,600	424,300	460,700	
90	308,900	361,000	424,600	461,100	

技術職本給表

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
91	309,300	361,400	425,000	461,500	
92	309,700	361,800	425,300	461,800	
93	310,100	362,200	425,600	462,100	
94	310,600	362,600	426,000	462,500	
95	311,100	363,100	426,300	462,800	
96	311,500	363,500	426,600	463,100	
97	311,900	364,100	426,900	463,400	
98	312,400	364,600	427,200	463,800	
99	312,900	365,000	427,500	464,100	
100	313,500	365,500	427,800	464,400	
101	313,800	365,900	428,100	464,700	
102	314,100	366,400	428,400		
103	314,400	366,700	428,700		
104	314,700	367,100	429,000		
105	315,000	367,600	429,300		
106	315,300	368,000	429,600		
107	315,600	368,500	429,900		
108	315,800	369,000	430,200		
109	316,100	369,400	430,500		
110	316,400	369,900	430,800		
111	316,800	370,300	431,100		
112	317,200	370,700	431,400		
113	317,500	371,100	431,700		
114	317,900	371,500	432,000		
115	318,200	371,900	432,300		
116	318,500	372,300	432,600		
117	318,700	372,700	432,800		
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,300	374,600			
123	320,600	375,100			
124	321,000	375,400			
125	321,200	375,800			
126	321,400	376,300			
127	321,700	376,800			
128	322,000	377,200			
129	322,200	377,600			
130	322,500	378,100			
131	322,900	378,600			
132	323,100	379,100			
133	323,300	379,600			
134	323,600	380,100			
135	324,000	380,600			

技術職本給表

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
136	324,200	381,100			
137	324,400	381,600			
138	324,600	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,500	383,600			
142	325,800				
143	326,100				
144	326,400				
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				
再雇用 職員	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、総括技師、主任技師、技師、専門技術員及び技術員に適用する。

附則別表第4(6規則38 附則第2項関係)

教育職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額	6 級 本給月額
1	217,800	261,400	317,100	358,300	423,100	542,000
2	220,300	263,600	319,300	360,900	425,000	545,000
3	222,700	265,700	321,500	363,500	426,800	548,100
4	225,100	267,600	323,600	366,000	428,500	551,200
5	227,500	269,400	325,700	368,400	430,200	554,200
6	229,900	270,900	327,600	370,800	432,100	556,600
7	232,400	272,400	329,400	373,300	434,000	559,100
8	234,800	273,900	331,200	375,700	435,800	561,500
9	237,200	275,700	333,000	378,200	437,200	563,800
10	239,000	277,700	334,900	380,700	439,100	565,600
11	240,800	279,700	336,700	383,200	441,000	567,500
12	242,600	281,700	338,500	385,600	442,900	569,400
13	244,300	283,700	340,300	388,000	444,300	571,100
14	245,900	285,900	341,900	389,600	446,200	572,500
15	247,500	288,000	343,500	391,100	448,100	573,800
16	249,000	290,100	345,000	392,600	450,000	575,000
17	250,500	292,000	346,500	393,600	451,700	576,300
18	251,900	294,700	348,100	395,300	453,500	577,100
19	253,200	297,400	349,700	396,700	455,300	577,800
20	254,600	300,000	351,300	398,000	457,100	578,500
21	255,900	302,600	352,700	399,200	459,100	579,300
22	257,400	305,000	354,700	400,200	461,300	
23	258,900	307,400	356,700	401,200	463,700	
24	260,400	309,600	358,700	402,200	466,000	
25	261,900	311,800	360,500	403,100	468,000	
26	263,600	313,800	362,100	404,200	470,100	
27	265,300	315,800	363,700	405,300	472,200	
28	267,000	317,800	365,300	406,400	474,200	
29	268,600	319,800	366,600	407,500	476,200	
30	270,500	321,700	368,100	408,600	478,500	
31	272,400	323,600	369,500	409,700	480,700	
32	274,300	325,500	370,800	410,800	482,600	
33	276,100	327,300	372,100	411,900	484,500	
34	277,300	329,200	373,300	413,000	486,600	
35	278,500	331,100	374,500	414,100	488,800	
36	279,600	333,000	375,600	415,300	490,800	
37	280,600	334,700	376,700	416,300	492,900	
38	281,600	335,900	378,100	417,400	494,900	
39	282,600	337,000	379,400	418,500	496,800	
40	283,600	338,100	380,700	419,700	498,700	
41	284,600	338,700	382,000	420,600	500,700	
42	285,700	339,100	383,300	421,700	502,600	
43	286,800	339,500	384,600	422,800	504,300	
44	287,700	339,900	385,900	423,800	506,200	
45	288,600	340,500	387,200	424,800	508,100	

教育職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額	6 級 本給月額
46	289,600	341,000	388,400	425,900	509,900	
47	290,600	341,500	389,600	427,000	511,700	
48	291,500	341,900	390,700	428,100	513,500	
49	292,400	342,300	391,800	429,100	515,200	
50	292,900	342,700	393,000	430,300	516,900	
51	293,300	343,100	394,100	431,500	518,700	
52	293,900	343,500	395,200	432,700	520,500	
53	294,300	343,900	396,300	433,400	522,000	
54	294,700	344,300	397,500	434,300	523,600	
55	295,000	344,700	398,700	435,200	525,300	
56	295,400	345,100	399,800	436,000	526,900	
57	295,800	345,500	400,800	436,800	528,500	
58	296,300	345,900	401,800	437,700	529,800	
59	296,800	346,300	402,800	438,600	531,100	
60	297,200	346,700	403,700	439,400	532,300	
61	297,600	347,100	404,900	440,100	533,500	
62	298,000	347,500	406,300	441,000	534,500	
63	298,400	347,900	407,700	442,000	535,500	
64	298,800	348,300	409,100	442,900	536,500	
65	299,200	348,700	409,900	443,800	537,100	
66	299,600	349,100	410,900	444,700	538,000	
67	300,000	349,500	411,900	445,700	538,900	
68	300,400	349,900	413,000	446,600	539,800	
69	300,800	350,300	413,900	447,600	540,700	
70	301,200	350,800	414,700	448,600	541,500	
71	301,600	351,200	415,500	449,500	542,200	
72	302,000	351,600	416,200	450,500	542,700	
73	302,400	351,900	416,900	451,400	543,400	
74	302,800	352,400	417,800	452,300	543,900	
75	303,200	352,800	418,600	453,200	544,700	
76	303,600	353,200	419,200	454,200	545,300	
77	303,900	353,600	419,800	455,000	545,800	
78	304,300	354,100	420,300	455,400	546,400	
79	304,700	354,600	420,700	456,000	547,000	
80	305,100	355,100	421,100	456,600	547,600	
81	305,400	355,600	421,400	457,300	548,200	
82	305,800	356,300	421,800	458,000		
83	306,200	357,000	422,100	458,300		
84	306,600	357,700	422,500	458,900		
85	306,900	358,300	422,800	459,300		
86	307,300	358,900	423,200	459,700		
87	307,700	359,500	423,600	460,100		
88	308,100	360,100	424,000	460,400		
89	308,500	360,600	424,300	460,700		
90	308,900	361,000	424,600	461,100		

教育職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額	6 級 本給月額
91	309,300	361,400	425,000	461,500		
92	309,700	361,800	425,300	461,800		
93	310,100	362,200	425,600	462,100		
94	310,600	362,600	426,000	462,500		
95	311,100	363,100	426,300	462,800		
96	311,500	363,500	426,600	463,100		
97	311,900	364,100	426,900	463,400		
98	312,400	364,600	427,200	463,800		
99	312,900	365,000	427,500	464,100		
100	313,500	365,500	427,800	464,400		
101	313,800	365,900	428,100	464,700		
102	314,100	366,400	428,400			
103	314,400	366,700	428,700			
104	314,700	367,100	429,000			
105	315,000	367,600	429,300			
106	315,300	368,000	429,600			
107	315,600	368,500	429,900			
108	315,800	369,000	430,200			
109	316,100	369,400	430,500			
110	316,400	369,900	430,800			
111	316,800	370,300	431,100			
112	317,200	370,700	431,400			
113	317,500	371,100	431,700			
114	317,900	371,500	432,000			
115	318,200	371,900	432,300			
116	318,500	372,300	432,600			
117	318,700	372,700	432,800			
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				

教育職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額	6 級 本給月額
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					
152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					
再雇用 職員	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100	541,500

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

附則別表第5(6規則38 附則第2項関係)
教育職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
1	199,900	246,300	354,600	423,900
2	202,200	247,800	356,000	425,700
3	204,500	249,200	357,400	427,500
4	206,700	250,600	358,800	429,100
5	208,900	252,000	360,200	430,600
6	211,200	253,200	361,500	432,100
7	213,400	254,400	362,800	433,900
8	215,600	255,600	364,100	435,700
9	217,800	257,000	365,300	437,400
10	220,000	258,200	366,800	439,200
11	222,200	259,500	368,300	441,100
12	224,400	260,800	369,700	442,900
13	226,600	262,100	371,000	444,600
14	228,700	264,000	372,500	446,500
15	230,800	265,800	374,000	448,300
16	232,900	267,600	375,400	450,200
17	235,000	269,300	376,800	451,900
18	236,800	271,500	378,300	453,700
19	238,500	273,700	379,700	455,500
20	240,200	275,900	381,100	457,300
21	241,900	278,100	382,500	458,900
22	243,200	280,300	384,000	460,600
23	244,500	282,500	385,500	462,500
24	245,800	284,600	386,900	464,200
25	247,000	286,600	388,200	465,900
26	248,200	288,500	389,700	467,500
27	249,400	290,400	391,200	469,000
28	250,600	292,200	392,700	470,500
29	251,700	294,000	394,100	472,000
30	252,900	295,900	395,600	473,300
31	254,100	297,700	397,100	474,600
32	255,300	299,400	398,600	475,900
33	256,400	301,100	400,000	477,100
34	257,700	302,900	401,600	477,800
35	259,000	304,600	403,200	478,500
36	260,300	306,200	404,700	479,200
37	261,700	307,800	405,900	479,800
38	263,100	309,500	407,300	
39	264,400	311,300	408,700	
40	265,700	313,000	410,000	
41	267,000	314,300	411,600	
42	268,000	316,200	413,000	
43	269,000	318,000	414,300	
44	269,900	319,700	415,700	
45	270,600	321,400	417,100	

教育職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
46	271,400	323,300	418,400	
47	272,200	325,000	419,900	
48	273,000	326,700	421,400	
49	273,800	328,400	423,000	
50	274,600	330,200	424,400	
51	275,300	332,000	426,000	
52	276,100	333,700	427,500	
53	276,900	335,400	429,200	
54	277,700	336,700	430,700	
55	278,500	338,000	432,300	
56	279,300	339,300	433,900	
57	280,000	340,800	435,400	
58	280,600	342,400	436,900	
59	281,400	343,900	438,100	
60	282,300	345,500	439,300	
61	283,100	347,000	440,500	
62	283,700	348,600	441,800	
63	284,500	350,200	443,000	
64	285,200	351,700	444,200	
65	286,200	353,200	445,300	
66	287,000	354,800	446,500	
67	287,800	356,400	447,700	
68	288,500	357,900	448,900	
69	289,200	359,400	450,100	
70	290,000	361,000	451,300	
71	290,800	362,600	452,500	
72	291,500	364,100	453,700	
73	292,200	365,600	454,800	
74	292,900	367,200	455,400	
75	293,600	368,800	455,900	
76	294,200	370,300	456,400	
77	294,800	371,800	456,900	
78	295,500	373,200		
79	296,200	374,600		
80	296,800	375,900		
81	297,400	377,200		
82	298,100	378,600		
83	298,800	380,000		
84	299,500	381,300		
85	300,200	382,400		
86	301,000	383,800		
87	301,700	385,100		
88	302,400	386,400		
89	303,100	387,600		
90	304,000	388,900		

教育職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
91	304,800	390,000		
92	305,600	391,200		
93	306,100	392,400		
94	306,900	393,500		
95	307,700	394,700		
96	308,500	395,900		
97	309,200	397,300		
98	310,000	398,300		
99	310,800	399,300		
100	311,500	400,300		
101	312,300	401,200		
102	313,200	402,200		
103	314,100	403,300		
104	314,900	404,400		
105	315,500	405,100		
106	316,300	406,000		
107	317,100	406,900		
108	317,900	407,800		
109	318,600	408,600		
110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		
117	322,200	414,300		
118	322,700	414,800		
119	323,100	415,200		
120	323,600	415,500		
121	324,100	415,800		
122	324,500	416,100		
123	325,000	416,400		
124	325,500	416,600		
125	326,100	416,800		
126	326,400	417,100		
127	326,700	417,400		
128	327,000	417,600		
129	327,200	417,800		
130	327,500	418,100		
131	327,800	418,400		
132	328,000	418,600		
133	328,200	418,800		
134	328,400	419,100		
135	328,600	419,400		

教育職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
136	328,900	419,600		
137	329,200	419,800		
138	329,400	420,100		
139	329,700	420,400		
140	330,000	420,600		
141	330,200	420,800		
142	330,400	421,100		
143	330,700	421,400		
144	330,900	421,600		
145	331,200	421,800		
146	331,400			
147	331,700			
148	332,000			
149	332,200			
150	332,400			
151	332,700			
152	333,000			
153	333,200			
再雇用 職員	238,500	279,100	336,600	421,900

- 備考 (一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。
(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

附則別表第6(6規則38 附則第2項関係)
教育職本給表(三)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
1	199,900	220,700	323,900	413,600
2	202,200	223,100	326,000	415,100
3	204,500	225,500	328,100	416,600
4	206,700	227,900	330,200	418,000
5	208,900	230,300	332,200	419,300
6	211,200	232,700	334,300	420,700
7	213,400	235,100	336,400	422,100
8	215,600	237,500	338,500	423,500
9	217,800	239,900	340,500	424,900
10	220,000	241,500	342,600	426,300
11	222,200	243,100	344,700	427,700
12	224,400	244,700	346,700	429,000
13	226,600	246,300	348,700	430,300
14	228,700	247,800	350,200	431,700
15	230,800	249,200	351,700	433,100
16	232,900	250,600	353,200	434,500
17	235,000	252,000	354,600	435,700
18	236,800	253,200	356,000	437,000
19	238,500	254,400	357,400	438,200
20	240,200	255,600	358,800	439,500
21	241,900	257,000	360,200	440,600
22	243,200	258,200	361,500	441,700
23	244,500	259,500	362,800	442,900
24	245,800	260,800	364,100	444,100
25	247,000	262,100	365,300	445,400
26	248,100	264,000	366,600	446,600
27	249,200	265,800	367,800	447,600
28	250,300	267,600	369,000	448,700
29	251,500	269,300	370,200	449,900
30	252,800	271,500	371,400	450,700
31	254,000	273,700	372,600	451,500
32	255,200	275,900	373,700	452,400
33	256,300	278,100	374,800	453,300
34	257,500	280,300	376,000	453,800
35	258,700	282,500	377,200	454,300
36	259,900	284,600	378,300	454,800
37	261,100	286,600	379,400	455,300
38	262,300	288,500	380,600	
39	263,500	290,400	381,800	
40	264,700	292,200	382,900	
41	265,900	294,000	384,000	
42	267,000	295,900	385,200	
43	268,100	297,700	386,400	
44	269,200	299,400	387,500	
45	270,200	301,100	388,600	

教育職本給表(三)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
46	271,000	302,900	389,800	
47	271,800	304,600	391,000	
48	272,600	306,200	392,200	
49	273,300	307,800	393,400	
50	274,100	309,500	394,700	
51	274,800	311,300	395,900	
52	275,500	313,000	397,100	
53	276,300	314,300	398,300	
54	277,100	316,200	399,600	
55	277,900	318,000	400,600	
56	278,600	319,700	401,700	
57	279,300	321,400	402,900	
58	280,100	323,300	404,100	
59	280,900	325,000	405,300	
60	281,600	326,700	406,500	
61	282,200	328,400	407,600	
62	282,900	330,200	408,600	
63	283,600	332,000	409,900	
64	284,200	333,700	411,100	
65	284,900	335,400	412,300	
66	285,600	336,700	413,400	
67	286,300	338,000	414,500	
68	287,000	339,300	415,600	
69	287,700	340,800	416,600	
70	288,500	342,300	417,800	
71	289,200	343,800	419,000	
72	289,900	345,300	420,200	
73	290,400	346,700	420,800	
74	291,100	348,200	421,600	
75	291,800	349,700	422,300	
76	292,400	351,200	422,800	
77	293,000	352,600	423,100	
78	293,700	354,100	423,400	
79	294,300	355,600	423,800	
80	294,900	357,100	424,200	
81	295,500	358,500	424,500	
82	296,100	359,800	424,900	
83	296,700	361,100	425,200	
84	297,300	362,300	425,500	
85	297,800	363,500	425,800	
86	298,300	364,700	426,200	
87	298,800	365,900	426,500	
88	299,300	367,000	426,800	
89	299,700	368,100	427,100	
90	300,300	369,200	427,400	

教育職本給表(三)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
91	300,800	370,300	427,700	
92	301,300	371,400	427,900	
93	301,600	372,500	428,100	
94	302,100	373,700		
95	302,600	374,800		
96	303,000	375,900		
97	303,400	376,900		
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		

教育職本給表(三)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		
143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		
151		409,400		
152		409,600		
153		409,800		
154		410,100		
155		410,400		
156		410,600		
157		410,800		
再雇用 職員	229,700	276,000	330,000	411,900

- 備考 (一) この表は、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の教員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

附則別表第7(6規則38 附則第2項関係)
医療職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
1	188,600	227,400	258,500	278,600	303,500
2	190,700	228,700	259,700	279,400	305,000
3	192,800	230,000	260,800	280,200	306,500
4	194,900	231,300	261,900	281,000	308,000
5	196,900	232,500	263,000	281,800	309,500
6	198,900	233,600	263,800	282,600	310,900
7	200,900	234,600	264,600	283,400	312,300
8	202,700	235,600	265,400	284,100	313,700
9	204,500	236,700	266,200	284,800	315,000
10	206,400	237,900	267,000	285,500	316,400
11	208,300	239,200	267,800	286,200	317,800
12	210,400	240,500	268,600	287,000	319,200
13	212,100	241,800	269,400	287,800	320,600
14	214,100	243,100	270,200	288,600	322,200
15	216,300	244,400	271,000	289,400	323,700
16	218,400	245,600	271,800	290,100	325,200
17	220,500	246,800	272,600	290,800	326,700
18	221,600	248,000	273,400	291,900	328,300
19	222,700	249,200	274,200	293,000	329,800
20	223,800	250,400	275,000	294,200	331,300
21	224,900	251,500	275,800	295,400	332,800
22	225,800	252,400	276,600	296,600	334,400
23	226,700	253,200	277,400	297,800	335,900
24	227,600	254,000	278,200	299,000	337,400
25	228,500	254,800	279,000	300,200	338,900
26	229,400	255,600	279,900	301,400	340,500
27	230,300	256,400	280,800	302,600	342,100
28	231,200	257,200	281,600	303,800	343,600
29	232,100	258,000	282,400	305,000	344,900
30	233,000	258,800	283,300	306,200	346,400
31	233,900	259,600	284,200	307,300	347,900
32	234,800	260,400	285,000	308,500	349,400
33	235,600	261,200	285,800	309,800	350,900
34	236,400	262,000	286,900	311,000	352,400
35	237,200	262,700	287,900	312,200	353,900
36	238,000	263,500	288,900	313,400	355,300
37	238,800	264,400	289,900	314,600	356,700
38	239,600	265,200	291,000	315,700	358,300
39	240,400	266,000	292,000	316,900	359,800
40	241,200	266,800	293,000	318,100	361,300
41	241,800	267,600	294,000	319,300	362,500
42	242,400	268,400	295,000	320,600	363,600
43	243,000	269,200	296,000	321,900	364,800
44	243,500	270,000	297,000	323,100	365,900
45	244,000	270,700	298,000	324,000	366,900

医療職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
46	244,600	271,500	299,200	325,200	367,700
47	245,100	272,300	300,300	326,400	368,700
48	245,500	273,100	301,400	327,600	369,800
49	245,900	273,800	302,500	328,700	370,800
50	246,400	274,600	303,600	329,700	371,800
51	246,900	275,300	304,700	330,700	372,800
52	247,400	276,000	305,800	331,600	373,700
53	247,700	276,700	306,900	332,500	374,500
54	248,000	277,400	308,000	333,500	375,300
55	248,300	278,100	309,100	334,500	376,200
56	248,600	278,800	310,200	335,400	377,000
57	248,900	279,500	311,200	335,900	377,500
58	249,200	280,200	312,200	336,800	378,300
59	249,500	280,900	313,200	337,500	379,100
60	249,800	281,500	314,200	338,400	379,900
61	250,100	282,100	315,200	339,100	380,300
62	250,400	282,800	316,200	339,400	381,000
63	250,700	283,500	317,200	339,900	381,700
64	251,000	284,100	318,100	340,500	382,300
65	251,300	284,700	319,000	341,100	382,700
66	251,600	285,400	319,800	341,800	383,200
67	251,900	286,100	320,500	342,500	383,800
68	252,200	286,700	321,200	343,100	384,400
69	252,500	287,300	321,800	343,800	384,800
70	252,800	288,000	322,500	344,300	385,300
71	253,100	288,700	323,100	344,900	385,800
72	253,300	289,300	323,700	345,500	386,300
73	253,500	289,900	324,300	345,800	386,900
74	253,800	290,400	324,500	346,400	387,400
75	254,100	290,800	325,000	346,900	388,000
76	254,300	291,200	325,500	347,400	388,600
77	254,500	291,600	326,100	347,900	389,100
78	254,800	291,900	326,600	348,400	389,600
79	255,100	292,200	327,100	348,900	390,100
80	255,300	292,500	327,500	349,300	390,600
81	255,500	292,800	328,100	349,600	390,900
82	255,800	293,100	328,600	349,900	391,400
83	256,100	293,400	329,000	350,100	391,800
84	256,300	293,700	329,500	350,400	392,200
85	256,500	293,900	330,000	350,900	392,600
86		294,100	330,400	351,200	
87		294,300	330,600	351,500	
88		294,500	330,900	351,800	
89		294,900	331,300	352,200	
90		295,100	331,700	352,500	

医療職本給表(一)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
91		295,300	332,000	352,800	
92		295,500	332,300	353,100	
93		295,900	332,600	353,500	
94		296,100	332,800	353,800	
95		296,300	333,200	354,100	
96		296,600	333,500	354,400	
97		296,900	333,700	354,700	
98		297,100	334,000	355,100	
99		297,300	334,300	355,500	
100		297,600	334,600	355,900	
101		297,900	334,800	356,400	
102		298,100	335,100	356,800	
103		298,300	335,400	357,200	
104		298,600	335,600	357,600	
105		298,900	335,800	358,100	
106			336,000		
107			336,400		
108			336,600		
109			336,800		
110			337,200		
111			337,600		
112			338,000		
113			338,200		
再雇用 職員	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、栄養士及び薬剤師に適用する。

附則別表第8(6規則38 附則第2項関係)
医療職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
1	207,700	240,600	277,600	293,000	310,300
2	209,600	242,800	278,700	293,600	311,500
3	211,400	245,000	279,800	294,200	312,700
4	213,100	247,200	280,800	294,700	313,800
5	214,800	249,400	281,800	295,200	314,900
6	216,700	250,400	282,300	295,800	316,000
7	218,500	251,300	282,800	296,400	317,100
8	220,200	252,200	283,300	296,900	318,200
9	221,900	253,100	283,800	297,400	319,300
10	223,900	254,300	284,300	298,000	320,300
11	225,800	255,400	284,800	298,600	321,300
12	227,700	256,300	285,300	299,100	322,300
13	229,600	257,100	285,800	299,600	323,300
14	231,600	257,800	286,300	300,200	324,500
15	233,600	258,500	286,800	300,800	325,700
16	235,600	259,400	287,300	301,300	326,900
17	237,600	260,500	287,800	301,800	328,000
18	239,600	261,600	288,300	302,500	329,200
19	241,700	262,700	288,800	303,200	330,300
20	243,700	263,800	289,300	303,900	331,400
21	245,600	264,900	289,800	304,600	332,500
22	246,800	266,000	290,300	305,500	333,700
23	248,000	267,100	290,800	306,400	334,800
24	249,100	268,200	291,300	307,300	335,900
25	250,200	269,200	291,800	308,100	337,000
26	251,100	270,300	292,300	309,000	338,200
27	252,000	271,400	292,800	309,900	339,300
28	252,900	272,400	293,300	310,800	340,400
29	253,700	273,400	293,800	311,600	341,500
30	254,500	274,100	294,400	312,500	342,700
31	255,200	274,800	295,200	313,400	343,800
32	255,900	275,500	296,000	314,300	344,900
33	256,700	276,200	296,700	315,100	346,000
34	257,500	276,800	297,500	316,200	347,300
35	258,300	277,300	298,300	317,300	348,600
36	259,000	277,800	299,100	318,400	349,900
37	259,700	278,300	299,800	319,500	351,100
38	260,600	278,900	300,600	320,600	352,600
39	261,500	279,400	301,400	321,700	354,100
40	262,300	279,900	302,100	322,800	355,600
41	263,100	280,300	302,900	323,900	356,800
42	264,000	280,800	303,700	325,100	358,300
43	264,800	281,300	304,500	326,200	359,700
44	265,600	281,800	305,300	327,300	361,100
45	266,400	282,300	306,000	328,100	362,500

医療職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
46	267,100	282,800	307,000	329,200	363,500
47	267,800	283,300	308,000	330,300	364,900
48	268,400	283,800	308,900	331,300	366,200
49	269,000	284,300	309,800	332,300	367,500
50	269,500	284,800	310,800	333,300	368,900
51	270,000	285,300	311,800	334,300	370,200
52	270,400	285,800	312,700	335,300	371,500
53	270,800	286,300	313,600	336,500	373,000
54	271,300	286,800	314,600	337,800	374,200
55	271,800	287,300	315,600	339,000	375,300
56	272,200	287,800	316,600	340,200	376,500
57	272,600	288,300	317,400	341,100	377,600
58	273,000	289,100	318,400	342,300	378,500
59	273,400	289,900	319,400	343,400	379,500
60	273,800	290,600	320,300	344,700	380,400
61	274,200	291,300	321,200	345,700	381,000
62	274,600	292,200	322,200	346,600	381,800
63	275,000	293,100	323,200	347,700	382,600
64	275,400	293,900	324,100	348,900	383,400
65	275,800	294,700	325,000	350,000	384,100
66	276,200	295,600	326,200	351,200	384,800
67	276,600	296,400	327,400	352,400	385,500
68	277,000	297,200	328,600	353,400	386,100
69	277,400	298,000	329,300	354,400	386,700
70	277,900	298,900	330,400	355,400	387,300
71	278,400	299,800	331,500	356,500	388,000
72	278,800	300,700	332,400	357,600	388,600
73	279,200	301,600	333,500	358,400	389,300
74	279,800	302,500	334,200	359,500	389,800
75	280,400	303,400	335,300	360,600	390,400
76	280,900	304,300	336,400	361,600	390,900
77	281,400	305,100	337,500	362,300	391,300
78	282,000	306,100	338,700	363,100	391,900
79	282,600	307,100	339,800	363,900	392,400
80	283,100	308,000	340,900	364,600	392,700
81	283,600	308,500	342,000	365,200	393,000
82	284,100	309,400	343,100	365,700	393,500
83	284,600	310,300	344,100	366,200	393,900
84	285,100	311,100	345,200	366,700	394,200
85	285,600	311,900	346,100	367,300	394,500
86	286,100	312,900	347,100	367,800	395,000
87	286,600	313,900	348,000	368,300	395,500
88	287,100	314,900	349,000	368,800	395,900
89	287,600	315,800	349,900	369,200	396,200
90	288,100	316,900	350,700	369,600	396,600

医療職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
91	288,600	317,900	351,500	370,200	397,100
92	289,100	318,900	352,300	370,700	397,500
93	289,600	319,700	352,900	371,000	397,900
94	290,200	320,400	353,500	371,500	
95	290,800	321,100	354,100	371,900	
96	291,400	321,700	354,700	372,200	
97	292,000	322,200	355,100	372,800	
98	292,500	322,500	355,500	373,300	
99	293,000	323,100	356,000	373,800	
100	293,500	323,700	356,400	374,300	
101	294,000	324,100	356,900	374,900	
102	294,500	324,700	357,300	375,400	
103	295,000	325,300	357,800	375,900	
104	295,400	325,800	358,200	376,300	
105	295,800	326,200	358,500	376,900	
106	296,300	326,700	359,000	377,400	
107	296,800	327,200	359,400	377,900	
108	297,100	327,700	359,700	378,400	
109	297,300	328,100	360,100	379,000	
110	297,600	328,500	360,600	379,400	
111	297,800	328,800	361,100	379,900	
112	298,100	329,100	361,600	380,400	
113	298,400	329,400	362,100	381,000	
114	298,600	329,800	362,600		
115	298,900	330,100	363,100		
116	299,100	330,400	363,500		
117	299,400	330,600	363,900		
118	299,700	330,900	364,300		
119	300,000	331,200	364,800		
120	300,300	331,400	365,300		
121	300,600	331,600	365,700		
122	301,000	331,900	366,200		
123	301,300	332,200	366,700		
124	301,600	332,500	367,200		
125	301,800	332,700	367,500		
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			

医療職本給表(二)

級 号給	1 級 本給月額	2 級 本給月額	3 級 本給月額	4 級 本給月額	5 級 本給月額
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			
151	309,300	341,600			
152	309,600	342,000			
153	310,000	342,300			
154	310,200				
155	310,400				
156	310,700				
157	311,000				
158	311,300				
159	311,600				
160	311,900				
161	312,300				
162	312,600				
163	312,900				
164	313,200				
165	313,600				
166	313,900				
167	314,200				
168	314,500				
169	314,900				
再雇用 職員	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

附則別表第9(6規則38 附則第2項関係)
指定職本給表

号 給	本 給 月 額
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000

備考 この表は、学長が指定する者に適用する。

附則別表第10(6規則38 附則第3項関係) 号給の切替表

ア 一般職本給表(一)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

イ 一般職本給表(二)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43
48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93
98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	
103	87	99	
104	88	100	
105	89	101	
106	90	102	
107	91	103	
108	92	104	
109	93	105	
110	94	106	
111	95	107	
112	96	108	
113	97	109	

旧号給	新 号 給		
	1級	3級	4級
114	98	110	
115	99	111	
116	100	112	
117	101	113	
118	102	114	
119	103	115	
120	104	116	
121	105	117	
122		118	
123		119	
124		120	
125		121	
126		122	
127		123	
128		124	
129		125	
130		126	
131		127	
132		128	
133		129	

ウ 技術職本給表の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	2
28	16	12	2
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	3
32	20	16	3
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	4
36	24	20	4
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	5
40	28	24	5
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	6
44	32	28	6
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	7
48	36	32	7
49	37	33	8
50	38	34	8
51	39	35	8
52	40	36	8
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	9
56	44	40	9

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	10
60	48	44	10
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	11
64	52	48	11
65	53	49	11
66	54	50	12
67	55	51	12
68	56	52	12
69	57	53	12
70	58	54	12
71	59	55	13
72	60	56	13
73	61	57	13
74	62	58	13
75	63	59	13
76	64	60	14
77	65	61	14
78	66	62	14
79	67	63	14
80	68	64	14
81	69	65	15
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78	74	
91	79	75	
92	80	76	
93	81	77	
94	82	78	
95	83	79	
96	84	80	
97	85	81	
98	86	82	
99	87	83	
100	88	84	
101	89	85	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		
106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

エ 教育職本給表(一)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	2
11	1	1	1	2
12	1	1	1	2
13	1	1	1	2
14	2	1	1	3
15	3	1	1	3
16	4	1	1	3
17	5	1	1	3
18	6	2	1	3
19	7	3	1	4
20	8	4	1	4
21	9	5	1	4
22	10	6	1	
23	11	7	1	
24	12	8	1	
25	13	9	2	
26	14	10	2	
27	15	11	2	
28	16	12	2	
29	17	13	3	
30	18	14	3	
31	19	15	3	
32	20	16	3	
33	21	17	4	
34	22	18	4	
35	23	19	4	
36	24	20	4	
37	25	21	5	
38	26	22	5	
39	27	23	5	
40	28	24	5	
41	29	25	6	
42	30	26	6	
43	31	27	6	
44	32	28	6	
45	33	29	7	
46	34	30	7	
47	35	31	7	
48	36	32	7	
49	37	33	8	
50	38	34	8	
51	39	35	8	
52	40	36	8	
53	41	37	9	
54	42	38	9	
55	43	39	9	
56	44	40	9	

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
57	45	41	10	
58	46	42	10	
59	47	43	10	
60	48	44	10	
61	49	45	11	
62	50	46	11	
63	51	47	11	
64	52	48	11	
65	53	49	11	
66	54	50	12	
67	55	51	12	
68	56	52	12	
69	57	53	12	
70	58	54	12	
71	59	55	13	
72	60	56	13	
73	61	57	13	
74	62	58	13	
75	63	59	13	
76	64	60	14	
77	65	61	14	
78	66	62	14	
79	67	63	14	
80	68	64	14	
81	69	65	15	
82	70	66		
83	71	67		
84	72	68		
85	73	69		
86	74	70		
87	75	71		
88	76	72		
89	77	73		
90	78	74		
91	79	75		
92	80	76		
93	81	77		
94	82	78		
95	83	79		
96	84	80		
97	85	81		
98	86	82		
99	87	83		
100	88	84		
101	89	85		
102	90			
103	91			
104	92			
105	93			
106	94			
107	95			
108	96			
109	97			
110	98			
111	99			
112	100			
113	101			

旧号給	新 号 給			
	3級	4級	5級	6級
114	102			
115	103			
116	104			
117	105			

オ 教育職本給表(二)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	2	2
19	3	3
20	4	4
21	5	5
22	6	6
23	7	7
24	8	8
25	9	9
26	10	10
27	11	11
28	12	12
29	13	13
30	14	14
31	15	15
32	16	16
33	17	17
34	18	18
35	19	19
36	20	20
37	21	21
38	22	
39	23	
40	24	
41	25	
42	26	
43	27	
44	28	
45	29	
46	30	
47	31	
48	32	
49	33	
50	34	
51	35	
52	36	
53	37	
54	38	
55	39	
56	40	

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
57	41	
58	42	
59	43	
60	44	
61	45	
62	46	
63	47	
64	48	
65	49	
66	50	
67	51	
68	52	
69	53	
70	54	
71	55	
72	56	
73	57	
74	58	
75	59	
76	60	
77	61	

カ 教育職本給表(三)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	
39	27	
40	28	
41	29	
42	30	
43	31	
44	32	
45	33	
46	34	
47	35	
48	36	
49	37	
50	38	
51	39	
52	40	
53	41	
54	42	
55	43	
56	44	

旧号給	新 号 給	
	3級	4級
57	45	
58	46	
59	47	
60	48	
61	49	
62	50	
63	51	
64	52	
65	53	
66	54	
67	55	
68	56	
69	57	
70	58	
71	59	
72	60	
73	61	
74	62	
75	63	
76	64	
77	65	
78	66	
79	67	
80	68	
81	69	
82	70	
83	71	
84	72	
85	73	
86	74	
87	75	
88	76	
89	77	
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	

キ 医療職本給表(一)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	
87	83	83	
88	84	84	
89	85	85	
90	86	86	
91	87	87	
92	88	88	
93	89	89	
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102		
107	103		
108	104		
109	105		
110	106		
111	107		
112	108		
113	109		

ク 医療職本給表(二)の適用を受ける教職員

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	2	2	1
7	3	3	1
8	4	4	1
9	5	5	1
10	6	6	2
11	7	7	3
12	8	8	4
13	9	9	5
14	10	10	6
15	11	11	7
16	12	12	8
17	13	13	9
18	14	14	10
19	15	15	11
20	16	16	12
21	17	17	13
22	18	18	14
23	19	19	15
24	20	20	16
25	21	21	17
26	22	22	18
27	23	23	19
28	24	24	20
29	25	25	21
30	26	26	22
31	27	27	23
32	28	28	24
33	29	29	25
34	30	30	26
35	31	31	27
36	32	32	28
37	33	33	29
38	34	34	30
39	35	35	31
40	36	36	32
41	37	37	33
42	38	38	34
43	39	39	35
44	40	40	36
45	41	41	37
46	42	42	38
47	43	43	39
48	44	44	40
49	45	45	41
50	46	46	42
51	47	47	43
52	48	48	44
53	49	49	45
54	50	50	46
55	51	51	47
56	52	52	48

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
57	53	53	49
58	54	54	50
59	55	55	51
60	56	56	52
61	57	57	53
62	58	58	54
63	59	59	55
64	60	60	56
65	61	61	57
66	62	62	58
67	63	63	59
68	64	64	60
69	65	65	61
70	66	66	62
71	67	67	63
72	68	68	64
73	69	69	65
74	70	70	66
75	71	71	67
76	72	72	68
77	73	73	69
78	74	74	70
79	75	75	71
80	76	76	72
81	77	77	73
82	78	78	74
83	79	79	75
84	80	80	76
85	81	81	77
86	82	82	78
87	83	83	79
88	84	84	80
89	85	85	81
90	86	86	82
91	87	87	83
92	88	88	84
93	89	89	85
94	90	90	
95	91	91	
96	92	92	
97	93	93	
98	94	94	
99	95	95	
100	96	96	
101	97	97	
102	98	98	
103	99	99	
104	100	100	
105	101	101	
106	102	102	
107	103	103	
108	104	104	
109	105	105	
110	106	106	
111	107	107	
112	108	108	
113	109	109	

旧号給	新 号 給		
	3級	4級	5級
114	110		
115	111		
116	112		
117	113		
118	114		
119	115		
120	116		
121	117		
122	118		
123	119		
124	120		
125	121		

附則別表第11(6規則38 附則第9項関係) 第24条(義務教育等教員特別手当)関係
教育職本給表(二)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	6,300	12,800	17,100
5~8	6,600	13,200	17,500
9~12	7,000	13,600	17,900
13~16	7,300	14,000	18,300
17~20	7,600	14,400	18,700
21~24	7,900	14,800	19,000
25~28	8,300	15,100	19,400
29~32	8,900	15,500	19,600
33~36	9,300	15,900	19,900
37	9,700	16,300	20,200
38~40	9,700	16,300	
41~44	10,500	16,700	
45~48	10,900	17,100	
49~52	11,300	17,400	
53~56	12,100	17,700	
57~60	12,500	18,000	
61~64	12,900	18,300	
65~68	13,300	18,500	
69~72	13,700	18,700	
73~76	14,000	18,900	
77	14,400	19,100	
78~80	14,400		
81~84	14,700		
85~88	15,000		
89~92	15,400		
93~96	15,700		
97~100	16,000		
101~104	16,300		
105~108	16,500		
109~112	16,800		
113~116	17,000		
117~120	17,200		
121~124	17,400		
125~145	17,600		

附則別表第12(6規則38 附則第9項関係) 第24条(義務教育等教員特別手当)関係
教育職本給表(三)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	5,400	10,700	17,100
5~8	5,700	11,100	17,500
9~12	6,000	11,500	17,900
13~16	6,300	12,400	18,300
17~20	6,600	12,800	18,700
21~24	7,000	13,200	19,000
25~28	7,300	13,600	19,400
29~32	7,600	14,000	19,600
33~36	7,900	14,400	19,900
37	8,300	14,800	20,200
38~40	8,300	14,800	
41~44	8,900	15,100	
45~48	9,300	15,500	
49~52	9,700	15,900	
53~56	10,500	16,300	
57~60	10,900	16,700	
61~64	11,300	17,100	
65~68	12,100	17,400	
69~72	12,500	17,700	
73~76	12,900	18,000	
77~80	13,300	18,300	
81~84	13,700	18,500	
85~88	14,000	18,700	
89~92	14,400	18,900	
93	14,700	19,100	
94~96	14,700		
97~100	15,000		
101~104	15,400		
105~108	15,700		
109~112	16,000		
113~116	16,300		
117~120	16,500		
121~124	16,800		
125~128	17,000		
129~132	17,200		
133~136	17,400		
137~157	17,600		

別表第1

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300	510,200	550,800
2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800	517,100	558,000
3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800	522,300	564,100
4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500	526,600	569,100
5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500	530,100	573,100
6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000	533,400	576,100
7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000	536,400	578,600
8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500	538,900	580,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500	540,900	
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200			
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700			
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200			
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700			
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000			
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300			
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500			
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700			
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000			
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300			
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500			
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700			
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500			
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300			
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100			
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700			
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300			
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900			
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500			
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200			
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000			
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400			
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100			
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600			
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000			
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400			
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800			
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200			
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600			
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000			
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300			
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600			
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000			
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300			
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600			
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900			

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700				
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000				
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300				
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500				
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800				
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100				
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400				
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600				
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900				
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200				
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500				
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700				
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000				
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300				
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500				
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700				
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000				
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300				
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500				
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700				
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000				
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300				
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500				
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700				
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000				
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300				
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500				
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700				
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500					
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800					
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000					
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200					
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500					
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800					
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000					
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200					
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500					
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800					
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000					
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200					
86	256,000	297,100	346,000							
87	256,300	297,400	346,400							
88	256,600	297,700	346,800							
89	256,900	298,000	347,000							
90	257,200	298,300	347,400							

一般職本給表(一)

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	257,500	298,600	347,800							
92	257,800	299,000	348,200							
93	258,100	299,200	348,400							
94		299,400	348,800							
95		299,700	349,200							
96		300,100	349,500							
97		300,300	349,800							
98		300,600	350,200							
99		301,000	350,600							
100		301,400	351,000							
101		301,600	351,500							
102		301,900	351,900							
103		302,200	352,300							
104		302,500	352,700							
105		302,700	353,200							
106		303,000	353,600							
107		303,300	353,900							
108		303,600	354,200							
109		303,800	354,700							
110		304,200								
111		304,600								
112		304,900								
113		305,100								
114		305,300								
115		305,600								
116		306,000								
117		306,200								
118		306,400								
119		306,700								
120		307,000								
121		307,400								
122		307,600								
123		307,900								
124		308,200								
125		308,500								
再雇用 職員	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200	448,000	528,700

備考 この表は、他の本給表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	185,700	227,700	247,600	280,400
2	187,400	228,500	248,700	281,100
3	189,100	229,300	249,700	281,800
4	190,800	230,100	250,700	282,500
5	192,500	230,800	251,700	283,100
6	194,200	231,600	252,900	283,700
7	195,800	232,400	254,000	284,300
8	197,400	233,200	255,000	284,900
9	199,000	234,000	256,100	285,500
10	200,500	234,700	257,100	286,100
11	202,000	235,400	258,000	286,700
12	203,500	236,100	258,500	287,200
13	205,000	236,800	259,100	287,700
14	206,500	237,400	259,500	288,200
15	208,000	238,000	259,900	288,700
16	209,500	238,600	260,400	289,100
17	211,000	239,200	260,900	289,500
18	212,400	239,800	261,400	289,900
19	213,800	240,400	261,900	290,300
20	215,200	240,900	262,500	290,700
21	216,600	241,400	263,300	291,100
22	217,700	241,900	263,900	291,500
23	218,800	242,400	264,500	291,900
24	219,900	242,900	265,300	292,300
25	220,900	243,400	266,100	292,700
26	221,800	243,900	266,800	293,100
27	222,700	244,300	267,400	293,500
28	223,600	244,800	268,200	293,900
29	224,500	245,400	269,000	294,300
30	225,300	245,900	269,700	294,800
31	226,100	246,400	270,400	295,300
32	226,900	246,800	271,100	295,800
33	227,700	247,200	271,800	296,300
34	228,400	247,700	272,500	296,800
35	229,100	248,200	273,200	297,300
36	229,800	248,600	273,900	297,800
37	230,500	249,000	274,600	298,300
38	231,100	249,500	275,300	299,000
39	231,700	250,000	275,900	299,600
40	232,300	250,400	276,500	300,300
41	233,000	250,800	277,000	300,900
42	233,500	251,300	277,500	301,500
43	234,000	251,800	278,000	302,100
44	234,500	252,200	278,500	302,600
45	235,000	252,600	279,000	303,100

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	235,400	253,000	279,500	303,700
47	235,800	253,400	280,000	304,300
48	236,200	253,800	280,400	304,900
49	236,600	254,200	280,800	305,500
50	236,900	254,600	281,300	306,200
51	237,200	255,000	281,700	306,900
52	237,500	255,400	282,200	307,600
53	237,800	255,800	282,600	308,200
54	238,100	256,200	283,100	308,900
55	238,400	256,600	283,600	309,600
56	238,700	257,000	284,100	310,200
57	238,900	257,300	284,600	310,800
58	239,200	257,700	285,200	311,500
59	239,500	258,100	285,800	312,200
60	239,700	258,400	286,400	312,800
61	239,900	258,700	287,000	313,300
62	240,200	259,100	287,600	313,800
63	240,500	259,500	288,200	314,400
64	240,700	259,800	288,800	315,000
65	240,900	260,100	289,300	315,600
66	241,200	260,400	289,800	316,000
67	241,500	260,700	290,300	316,500
68	241,700	260,900	290,800	317,000
69	241,900	261,100	291,300	317,300
70	242,200	261,400	291,800	317,800
71	242,500	261,700	292,200	318,300
72	242,700	261,900	292,600	318,700
73	242,900	262,100	293,000	318,900
74	243,200	262,400	293,400	319,200
75	243,500	262,700	293,800	319,400
76	243,700	262,900	294,200	319,700
77	243,900	263,100	294,600	320,000
78	244,200	263,400	295,000	320,300
79	244,500	263,700	295,400	320,600
80	244,700	263,900	295,900	320,800
81	244,900	264,100	296,200	321,000
82	245,200	264,400	296,700	321,300
83	245,400	264,700	297,200	321,600
84	245,700	264,900	297,700	321,800
85	245,900	265,100	298,000	322,000
86	246,100	265,300	298,500	322,300
87	246,400	265,600	299,000	322,600
88	246,700	265,900	299,300	322,900
89	246,900	266,100	299,700	323,100
90	247,200	266,300	300,200	323,400

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	247,500	266,600	300,700	323,700
92	247,700	266,800	301,200	323,900
93	247,900	267,100	301,500	324,100
94	248,200	267,400	301,900	324,400
95	248,500	267,700	302,400	324,700
96	248,700	267,900	302,900	324,900
97	248,900	268,100	303,300	325,100
98	249,200	268,400	303,700	
99	249,500	268,600	304,000	
100	249,700	268,900	304,300	
101	249,900	269,100	304,600	
102	250,200	269,300	305,000	
103	250,500	269,600	305,300	
104	250,700	269,900	305,700	
105	250,900	270,100	306,000	
106		270,300	306,400	
107		270,600	306,800	
108		270,800	307,100	
109		271,100	307,300	
110		271,400	307,600	
111		271,700	307,900	
112		271,900	308,100	
113		272,100	308,300	
114		272,400	308,600	
115		272,600	308,900	
116		272,800	309,100	
117		273,100	309,300	
118		273,400	309,600	
119		273,700	309,900	
120		273,900	310,100	
121		274,100	310,300	
122		274,300	310,600	
123		274,600	310,900	
124		274,900	311,100	
125		275,100	311,300	
126		275,300	311,600	
127		275,600	311,900	
128		275,900	312,100	
129		276,100	312,300	
130		276,300		
131		276,600		
132		276,900		
133		277,100		
134		277,300		
135		277,600		

一般職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		277,900		
137		278,100		
再雇用 職員	197,900	209,000	227,500	248,600

備考 この表は、調理師に適用する。

別表第3

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800
18	251,900	294,700	368,100	413,000	
19	253,200	297,400	369,500	414,100	
20	254,600	300,000	370,800	415,300	
21	255,900	302,600	372,100	416,300	
22	257,400	305,000	373,300	417,400	
23	258,900	307,400	374,500	418,500	
24	260,400	309,600	375,600	419,700	
25	261,900	311,800	376,700	420,600	
26	263,600	313,800	378,100	421,700	
27	265,300	315,800	379,400	422,800	
28	267,000	317,800	380,700	423,800	
29	268,600	319,800	382,000	424,800	
30	270,500	321,700	383,300	425,900	
31	272,400	323,600	384,600	427,000	
32	274,300	325,500	385,900	428,100	
33	276,100	327,300	387,200	429,100	
34	277,300	329,200	388,400	430,300	
35	278,500	331,100	389,600	431,500	
36	279,600	333,000	390,700	432,700	
37	280,600	334,700	391,800	433,400	
38	281,600	335,900	393,000	434,300	
39	282,600	337,000	394,100	435,200	
40	283,600	338,100	395,200	436,000	
41	284,600	338,700	396,300	436,800	
42	285,700	339,100	397,500	437,700	
43	286,800	339,500	398,700	438,600	
44	287,700	339,900	399,800	439,400	
45	288,600	340,500	400,800	440,100	

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	289,600	341,000	401,800	441,000	
47	290,600	341,500	402,800	442,000	
48	291,500	341,900	403,700	442,900	
49	292,400	342,300	404,900	443,800	
50	292,900	342,700	406,300	444,700	
51	293,300	343,100	407,700	445,700	
52	293,900	343,500	409,100	446,600	
53	294,300	343,900	409,900	447,600	
54	294,700	344,300	410,900	448,600	
55	295,000	344,700	411,900	449,500	
56	295,400	345,100	413,000	450,500	
57	295,800	345,500	413,900	451,400	
58	296,300	345,900	414,700	452,300	
59	296,800	346,300	415,500	453,200	
60	297,200	346,700	416,200	454,200	
61	297,600	347,100	416,900	455,000	
62	298,000	347,500	417,800	455,400	
63	298,400	347,900	418,600	456,000	
64	298,800	348,300	419,200	456,600	
65	299,200	348,700	419,800	457,300	
66	299,600	349,100	420,300	458,000	
67	300,000	349,500	420,700	458,300	
68	300,400	349,900	421,100	458,900	
69	300,800	350,300	421,400	459,300	
70	301,200	350,800	421,800	459,700	
71	301,600	351,200	422,100	460,100	
72	302,000	351,600	422,500	460,400	
73	302,400	351,900	422,800	460,700	
74	302,800	352,400	423,200	461,100	
75	303,200	352,800	423,600	461,500	
76	303,600	353,200	424,000	461,800	
77	303,900	353,600	424,300	462,100	
78	304,300	354,100	424,600	462,500	
79	304,700	354,600	425,000	462,800	
80	305,100	355,100	425,300	463,100	
81	305,400	355,600	425,600	463,400	
82	305,800	356,300	426,000	463,800	
83	306,200	357,000	426,300	464,100	
84	306,600	357,700	426,600	464,400	
85	306,900	358,300	426,900	464,700	
86	307,300	358,900	427,200		
87	307,700	359,500	427,500		
88	308,100	360,100	427,800		
89	308,500	360,600	428,100		
90	308,900	361,000	428,400		

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	309,300	361,400	428,700		
92	309,700	361,800	429,000		
93	310,100	362,200	429,300		
94	310,600	362,600	429,600		
95	311,100	363,100	429,900		
96	311,500	363,500	430,200		
97	311,900	364,100	430,500		
98	312,400	364,600	430,800		
99	312,900	365,000	431,100		
100	313,500	365,500	431,400		
101	313,800	365,900	431,700		
102	314,100	366,400	432,000		
103	314,400	366,700	432,300		
104	314,700	367,100	432,600		
105	315,000	367,600	432,800		
106	315,300	368,000			
107	315,600	368,500			
108	315,800	369,000			
109	316,100	369,400			
110	316,400	369,900			
111	316,800	370,300			
112	317,200	370,700			
113	317,500	371,100			
114	317,900	371,500			
115	318,200	371,900			
116	318,500	372,300			
117	318,700	372,700			
118	319,000	373,100			
119	319,400	373,500			
120	319,800	373,900			
121	320,000	374,200			
122	320,300	374,600			
123	320,600	375,100			
124	321,000	375,400			
125	321,200	375,800			
126	321,400	376,300			
127	321,700	376,800			
128	322,000	377,200			
129	322,200	377,600			
130	322,500	378,100			
131	322,900	378,600			
132	323,100	379,100			
133	323,300	379,600			
134	323,600	380,100			
135	324,000	380,600			

技術職本給表

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	324,200	381,100			
137	324,400	381,600			
138	324,600	382,100			
139	324,800	382,600			
140	325,100	383,100			
141	325,500	383,600			
142	325,800				
143	326,100				
144	326,400				
145	326,800				
146	327,100				
147	327,300				
148	327,600				
149	328,000				
150	328,300				
151	328,600				
152	328,800				
153	329,100				
154	329,400				
155	329,700				
156	330,000				
157	330,200				
再雇用 職員	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100

備考 この表は、総括技師、主任技師、技師、専門技術員及び技術員に適用する。

別表第4

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	217,800	261,400	340,300	393,600	466,000	563,800
2	220,300	263,600	341,900	395,300	474,200	571,100
3	222,700	265,700	343,500	396,700	482,600	577,100
4	225,100	267,600	345,000	398,000	490,800	582,100
5	227,500	269,400	346,500	399,200	498,700	586,100
6	229,900	270,900	348,100	400,200	506,200	589,100
7	232,400	272,400	349,700	401,200	513,500	591,400
8	234,800	273,900	351,300	402,200	520,500	593,400
9	237,200	275,700	352,700	403,100	526,900	
10	239,000	277,700	354,700	404,200	532,300	
11	240,800	279,700	356,700	405,300	537,100	
12	242,600	281,700	358,700	406,400	541,500	
13	244,300	283,700	360,500	407,500	544,700	
14	245,900	285,900	362,100	408,600	547,600	
15	247,500	288,000	363,700	409,700	550,400	
16	249,000	290,100	365,300	410,800	552,800	
17	250,500	292,000	366,600	411,900	554,800	
18	251,900	294,700	368,100	413,000		
19	253,200	297,400	369,500	414,100		
20	254,600	300,000	370,800	415,300		
21	255,900	302,600	372,100	416,300		
22	257,400	305,000	373,300	417,400		
23	258,900	307,400	374,500	418,500		
24	260,400	309,600	375,600	419,700		
25	261,900	311,800	376,700	420,600		
26	263,600	313,800	378,100	421,700		
27	265,300	315,800	379,400	422,800		
28	267,000	317,800	380,700	423,800		
29	268,600	319,800	382,000	424,800		
30	270,500	321,700	383,300	425,900		
31	272,400	323,600	384,600	427,000		
32	274,300	325,500	385,900	428,100		
33	276,100	327,300	387,200	429,100		
34	277,300	329,200	388,400	430,300		
35	278,500	331,100	389,600	431,500		
36	279,600	333,000	390,700	432,700		
37	280,600	334,700	391,800	433,400		
38	281,600	335,900	393,000	434,300		
39	282,600	337,000	394,100	435,200		
40	283,600	338,100	395,200	436,000		
41	284,600	338,700	396,300	436,800		
42	285,700	339,100	397,500	437,700		
43	286,800	339,500	398,700	438,600		
44	287,700	339,900	399,800	439,400		
45	288,600	340,500	400,800	440,100		

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	289,600	341,000	401,800	441,000		
47	290,600	341,500	402,800	442,000		
48	291,500	341,900	403,700	442,900		
49	292,400	342,300	404,900	443,800		
50	292,900	342,700	406,300	444,700		
51	293,300	343,100	407,700	445,700		
52	293,900	343,500	409,100	446,600		
53	294,300	343,900	409,900	447,600		
54	294,700	344,300	410,900	448,600		
55	295,000	344,700	411,900	449,500		
56	295,400	345,100	413,000	450,500		
57	295,800	345,500	413,900	451,400		
58	296,300	345,900	414,700	452,300		
59	296,800	346,300	415,500	453,200		
60	297,200	346,700	416,200	454,200		
61	297,600	347,100	416,900	455,000		
62	298,000	347,500	417,800	455,400		
63	298,400	347,900	418,600	456,000		
64	298,800	348,300	419,200	456,600		
65	299,200	348,700	419,800	457,300		
66	299,600	349,100	420,300	458,000		
67	300,000	349,500	420,700	458,300		
68	300,400	349,900	421,100	458,900		
69	300,800	350,300	421,400	459,300		
70	301,200	350,800	421,800	459,700		
71	301,600	351,200	422,100	460,100		
72	302,000	351,600	422,500	460,400		
73	302,400	351,900	422,800	460,700		
74	302,800	352,400	423,200	461,100		
75	303,200	352,800	423,600	461,500		
76	303,600	353,200	424,000	461,800		
77	303,900	353,600	424,300	462,100		
78	304,300	354,100	424,600	462,500		
79	304,700	354,600	425,000	462,800		
80	305,100	355,100	425,300	463,100		
81	305,400	355,600	425,600	463,400		
82	305,800	356,300	426,000	463,800		
83	306,200	357,000	426,300	464,100		
84	306,600	357,700	426,600	464,400		
85	306,900	358,300	426,900	464,700		
86	307,300	358,900	427,200			
87	307,700	359,500	427,500			
88	308,100	360,100	427,800			
89	308,500	360,600	428,100			
90	308,900	361,000	428,400			

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	309,300	361,400	428,700			
92	309,700	361,800	429,000			
93	310,100	362,200	429,300			
94	310,600	362,600	429,600			
95	311,100	363,100	429,900			
96	311,500	363,500	430,200			
97	311,900	364,100	430,500			
98	312,400	364,600	430,800			
99	312,900	365,000	431,100			
100	313,500	365,500	431,400			
101	313,800	365,900	431,700			
102	314,100	366,400	432,000			
103	314,400	366,700	432,300			
104	314,700	367,100	432,600			
105	315,000	367,600	432,800			
106	315,300	368,000				
107	315,600	368,500				
108	315,800	369,000				
109	316,100	369,400				
110	316,400	369,900				
111	316,800	370,300				
112	317,200	370,700				
113	317,500	371,100				
114	317,900	371,500				
115	318,200	371,900				
116	318,500	372,300				
117	318,700	372,700				
118	319,000	373,100				
119	319,400	373,500				
120	319,800	373,900				
121	320,000	374,200				
122	320,300	374,600				
123	320,600	375,100				
124	321,000	375,400				
125	321,200	375,800				
126	321,400	376,300				
127	321,700	376,800				
128	322,000	377,200				
129	322,200	377,600				
130	322,500	378,100				
131	322,900	378,600				
132	323,100	379,100				
133	323,300	379,600				
134	323,600	380,100				
135	324,000	380,600				

教育職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	324,200	381,100				
137	324,400	381,600				
138	324,600	382,100				
139	324,800	382,600				
140	325,100	383,100				
141	325,500	383,600				
142	325,800					
143	326,100					
144	326,400					
145	326,800					
146	327,100					
147	327,300					
148	327,600					
149	328,000					
150	328,300					
151	328,600					
152	328,800					
153	329,100					
154	329,400					
155	329,700					
156	330,000					
157	330,200					
再雇用 職員	240,100	288,000	299,000	321,200	406,100	541,500

備考 この表は、教授、准教授、講師及び助教に適用する。

別表第5

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	199,900	246,300	376,800	451,900
2	202,200	247,800	378,300	453,700
3	204,500	249,200	379,700	455,500
4	206,700	250,600	381,100	457,300
5	208,900	252,000	382,500	458,900
6	211,200	253,200	384,000	460,600
7	213,400	254,400	385,500	462,500
8	215,600	255,600	386,900	464,200
9	217,800	257,000	388,200	465,900
10	220,000	258,200	389,700	467,500
11	222,200	259,500	391,200	469,000
12	224,400	260,800	392,700	470,500
13	226,600	262,100	394,100	472,000
14	228,700	264,000	395,600	473,300
15	230,800	265,800	397,100	474,600
16	232,900	267,600	398,600	475,900
17	235,000	269,300	400,000	477,100
18	236,800	271,500	401,600	477,800
19	238,500	273,700	403,200	478,500
20	240,200	275,900	404,700	479,200
21	241,900	278,100	405,900	479,800
22	243,200	280,300	407,300	
23	244,500	282,500	408,700	
24	245,800	284,600	410,000	
25	247,000	286,600	411,600	
26	248,200	288,500	413,000	
27	249,400	290,400	414,300	
28	250,600	292,200	415,700	
29	251,700	294,000	417,100	
30	252,900	295,900	418,400	
31	254,100	297,700	419,900	
32	255,300	299,400	421,400	
33	256,400	301,100	423,000	
34	257,700	302,900	424,400	
35	259,000	304,600	426,000	
36	260,300	306,200	427,500	
37	261,700	307,800	429,200	
38	263,100	309,500	430,700	
39	264,400	311,300	432,300	
40	265,700	313,000	433,900	
41	267,000	314,300	435,400	
42	268,000	316,200	436,900	
43	269,000	318,000	438,100	
44	269,900	319,700	439,300	
45	270,600	321,400	440,500	

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	271,400	323,300	441,800	
47	272,200	325,000	443,000	
48	273,000	326,700	444,200	
49	273,800	328,400	445,300	
50	274,600	330,200	446,500	
51	275,300	332,000	447,700	
52	276,100	333,700	448,900	
53	276,900	335,400	450,100	
54	277,700	336,700	451,300	
55	278,500	338,000	452,500	
56	279,300	339,300	453,700	
57	280,000	340,800	454,800	
58	280,600	342,400	455,400	
59	281,400	343,900	455,900	
60	282,300	345,500	456,400	
61	283,100	347,000	456,900	
62	283,700	348,600		
63	284,500	350,200		
64	285,200	351,700		
65	286,200	353,200		
66	287,000	354,800		
67	287,800	356,400		
68	288,500	357,900		
69	289,200	359,400		
70	290,000	361,000		
71	290,800	362,600		
72	291,500	364,100		
73	292,200	365,600		
74	292,900	367,200		
75	293,600	368,800		
76	294,200	370,300		
77	294,800	371,800		
78	295,500	373,200		
79	296,200	374,600		
80	296,800	375,900		
81	297,400	377,200		
82	298,100	378,600		
83	298,800	380,000		
84	299,500	381,300		
85	300,200	382,400		
86	301,000	383,800		
87	301,700	385,100		
88	302,400	386,400		
89	303,100	387,600		
90	304,000	388,900		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	304,800	390,000		
92	305,600	391,200		
93	306,100	392,400		
94	306,900	393,500		
95	307,700	394,700		
96	308,500	395,900		
97	309,200	397,300		
98	310,000	398,300		
99	310,800	399,300		
100	311,500	400,300		
101	312,300	401,200		
102	313,200	402,200		
103	314,100	403,300		
104	314,900	404,400		
105	315,500	405,100		
106	316,300	406,000		
107	317,100	406,900		
108	317,900	407,800		
109	318,600	408,600		
110	319,000	409,400		
111	319,400	410,200		
112	319,900	411,000		
113	320,400	411,600		
114	320,800	412,300		
115	321,300	413,000		
116	321,700	413,700		
117	322,200	414,300		
118	322,700	414,800		
119	323,100	415,200		
120	323,600	415,500		
121	324,100	415,800		
122	324,500	416,100		
123	325,000	416,400		
124	325,500	416,600		
125	326,100	416,800		
126	326,400	417,100		
127	326,700	417,400		
128	327,000	417,600		
129	327,200	417,800		
130	327,500	418,100		
131	327,800	418,400		
132	328,000	418,600		
133	328,200	418,800		
134	328,400	419,100		
135	328,600	419,400		

教育職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	328,900	419,600		
137	329,200	419,800		
138	329,400	420,100		
139	329,700	420,400		
140	330,000	420,600		
141	330,200	420,800		
142	330,400	421,100		
143	330,700	421,400		
144	330,900	421,600		
145	331,200	421,800		
146	331,400			
147	331,700			
148	332,000			
149	332,200			
150	332,400			
151	332,700			
152	333,000			
153	333,200			
再雇用 職員	238,500	279,100	336,600	421,900

備考 (一) この表は、附属特別支援学校の教員に適用する。

(二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

別表第6

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	199,900	220,700	348,700	435,700
2	202,200	223,100	350,200	437,000
3	204,500	225,500	351,700	438,200
4	206,700	227,900	353,200	439,500
5	208,900	230,300	354,600	440,600
6	211,200	232,700	356,000	441,700
7	213,400	235,100	357,400	442,900
8	215,600	237,500	358,800	444,100
9	217,800	239,900	360,200	445,400
10	220,000	241,500	361,500	446,600
11	222,200	243,100	362,800	447,600
12	224,400	244,700	364,100	448,700
13	226,600	246,300	365,300	449,900
14	228,700	247,800	366,600	450,700
15	230,800	249,200	367,800	451,500
16	232,900	250,600	369,000	452,400
17	235,000	252,000	370,200	453,300
18	236,800	253,200	371,400	453,800
19	238,500	254,400	372,600	454,300
20	240,200	255,600	373,700	454,800
21	241,900	257,000	374,800	455,300
22	243,200	258,200	376,000	
23	244,500	259,500	377,200	
24	245,800	260,800	378,300	
25	247,000	262,100	379,400	
26	248,100	264,000	380,600	
27	249,200	265,800	381,800	
28	250,300	267,600	382,900	
29	251,500	269,300	384,000	
30	252,800	271,500	385,200	
31	254,000	273,700	386,400	
32	255,200	275,900	387,500	
33	256,300	278,100	388,600	
34	257,500	280,300	389,800	
35	258,700	282,500	391,000	
36	259,900	284,600	392,200	
37	261,100	286,600	393,400	
38	262,300	288,500	394,700	
39	263,500	290,400	395,900	
40	264,700	292,200	397,100	
41	265,900	294,000	398,300	
42	267,000	295,900	399,600	
43	268,100	297,700	400,600	
44	269,200	299,400	401,700	
45	270,200	301,100	402,900	

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	271,000	302,900	404,100	
47	271,800	304,600	405,300	
48	272,600	306,200	406,500	
49	273,300	307,800	407,600	
50	274,100	309,500	408,600	
51	274,800	311,300	409,900	
52	275,500	313,000	411,100	
53	276,300	314,300	412,300	
54	277,100	316,200	413,400	
55	277,900	318,000	414,500	
56	278,600	319,700	415,600	
57	279,300	321,400	416,600	
58	280,100	323,300	417,800	
59	280,900	325,000	419,000	
60	281,600	326,700	420,200	
61	282,200	328,400	420,800	
62	282,900	330,200	421,600	
63	283,600	332,000	422,300	
64	284,200	333,700	422,800	
65	284,900	335,400	423,100	
66	285,600	336,700	423,400	
67	286,300	338,000	423,800	
68	287,000	339,300	424,200	
69	287,700	340,800	424,500	
70	288,500	342,300	424,900	
71	289,200	343,800	425,200	
72	289,900	345,300	425,500	
73	290,400	346,700	425,800	
74	291,100	348,200	426,200	
75	291,800	349,700	426,500	
76	292,400	351,200	426,800	
77	293,000	352,600	427,100	
78	293,700	354,100	427,400	
79	294,300	355,600	427,700	
80	294,900	357,100	427,900	
81	295,500	358,500	428,100	
82	296,100	359,800		
83	296,700	361,100		
84	297,300	362,300		
85	297,800	363,500		
86	298,300	364,700		
87	298,800	365,900		
88	299,300	367,000		
89	299,700	368,100		
90	300,300	369,200		

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	300,800	370,300		
92	301,300	371,400		
93	301,600	372,500		
94	302,100	373,700		
95	302,600	374,800		
96	303,000	375,900		
97	303,400	376,900		
98	303,900	377,900		
99	304,400	378,800		
100	304,800	379,700		
101	305,200	380,500		
102	305,600	381,500		
103	306,000	382,400		
104	306,300	383,300		
105	306,500	384,100		
106	306,800	385,000		
107	307,100	385,900		
108	307,300	386,800		
109	307,500	387,600		
110	307,700	388,600		
111	308,000	389,500		
112	308,300	390,400		
113	308,500	391,000		
114	308,700	391,900		
115	308,900	392,800		
116	309,200	393,700		
117	309,500	394,500		
118	309,700	395,200		
119	310,000	396,000		
120	310,300	396,800		
121	310,500	397,400		
122	310,700	398,100		
123	310,900	398,800		
124	311,200	399,400		
125	311,500	400,000		
126		400,700		
127		401,200		
128		401,800		
129		402,400		
130		403,000		
131		403,500		
132		404,000		
133		404,300		
134		404,600		
135		404,900		

教育職本給表(三)

級	1 級	2 級	3 級	4 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136		405,200		
137		405,500		
138		405,800		
139		406,100		
140		406,400		
141		406,700		
142		407,000		
143		407,300		
144		407,600		
145		407,800		
146		408,100		
147		408,400		
148		408,600		
149		408,800		
150		409,100		
151		409,400		
152		409,600		
153		409,800		
154		410,100		
155		410,400		
156		410,600		
157		410,800		
再雇用 職員	229,700	276,000	330,000	411,900

- 備考 (一) この表は、附属中学校、附属小学校及び附属幼稚園の教員に適用する。
- (二) この表の適用を受ける教職員のうち、その職務の級が3級である者の本給月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第7

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000
2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400
3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800
4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200
5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600
6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200
7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700
8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200
9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700
10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300
11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800
12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300
13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800
14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400
15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900
16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400
17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900
18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500
19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100
20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600
21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900
22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400
23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900
24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400
25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900
26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400
27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900
28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300
29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700
30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300
31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800
32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300
33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500
34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600
35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800
36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900
37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900
38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700
39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700
40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800
41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800
42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800
43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800
44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700
45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300
47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200
48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000
49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500
50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300
51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100
52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900
53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300
54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000
55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700
56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300
57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700
58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200
59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800
60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400
61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800
62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300
63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800
64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300
65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900
66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400
67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000
68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600
69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100
70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600
71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100
72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600
73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900
74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400
75	254,100	290,800	327,100	348,900	391,800
76	254,300	291,200	327,500	349,300	392,200
77	254,500	291,600	328,100	349,600	392,600
78	254,800	291,900	328,600	349,900	
79	255,100	292,200	329,000	350,100	
80	255,300	292,500	329,500	350,400	
81	255,500	292,800	330,000	350,900	
82	255,800	293,100	330,400	351,200	
83	256,100	293,400	330,600	351,500	
84	256,300	293,700	330,900	351,800	
85	256,500	293,900	331,300	352,200	
86		294,100	331,700	352,500	
87		294,300	332,000	352,800	
88		294,500	332,300	353,100	
89		294,900	332,600	353,500	
90		295,100	332,800	353,800	

医療職本給表(一)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91		295,300	333,200	354,100	
92		295,500	333,500	354,400	
93		295,900	333,700	354,700	
94		296,100	334,000	355,100	
95		296,300	334,300	355,500	
96		296,600	334,600	355,900	
97		296,900	334,800	356,400	
98		297,100	335,100	356,800	
99		297,300	335,400	357,200	
100		297,600	335,600	357,600	
101		297,900	335,800	358,100	
102		298,100	336,000		
103		298,300	336,400		
104		298,600	336,600		
105		298,900	336,800		
106			337,200		
107			337,600		
108			338,000		
109			338,200		
再雇用 職員	193,000	219,600	248,100	261,700	287,300

備考 この表は、栄養士及び薬剤師に適用する。

別表第8

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300
2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300
3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300
4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300
5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300
6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500
7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700
8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900
9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000
10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200
11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300
12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400
13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500
14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700
15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800
16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900
17	237,600	260,500	289,800	304,600	337,000
18	239,600	261,600	290,300	305,500	338,200
19	241,700	262,700	290,800	306,400	339,300
20	243,700	263,800	291,300	307,300	340,400
21	245,600	264,900	291,800	308,100	341,500
22	246,800	266,000	292,300	309,000	342,700
23	248,000	267,100	292,800	309,900	343,800
24	249,100	268,200	293,300	310,800	344,900
25	250,200	269,200	293,800	311,600	346,000
26	251,100	270,300	294,400	312,500	347,300
27	252,000	271,400	295,200	313,400	348,600
28	252,900	272,400	296,000	314,300	349,900
29	253,700	273,400	296,700	315,100	351,100
30	254,500	274,100	297,500	316,200	352,600
31	255,200	274,800	298,300	317,300	354,100
32	255,900	275,500	299,100	318,400	355,600
33	256,700	276,200	299,800	319,500	356,800
34	257,500	276,800	300,600	320,600	358,300
35	258,300	277,300	301,400	321,700	359,700
36	259,000	277,800	302,100	322,800	361,100
37	259,700	278,300	302,900	323,900	362,500
38	260,600	278,900	303,700	325,100	363,500
39	261,500	279,400	304,500	326,200	364,900
40	262,300	279,900	305,300	327,300	366,200
41	263,100	280,300	306,000	328,100	367,500
42	264,000	280,800	307,000	329,200	368,900
43	264,800	281,300	308,000	330,300	370,200
44	265,600	281,800	308,900	331,300	371,500
45	266,400	282,300	309,800	332,300	373,000

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
46	267,100	282,800	310,800	333,300	374,200
47	267,800	283,300	311,800	334,300	375,300
48	268,400	283,800	312,700	335,300	376,500
49	269,000	284,300	313,600	336,500	377,600
50	269,500	284,800	314,600	337,800	378,500
51	270,000	285,300	315,600	339,000	379,500
52	270,400	285,800	316,600	340,200	380,400
53	270,800	286,300	317,400	341,100	381,000
54	271,300	286,800	318,400	342,300	381,800
55	271,800	287,300	319,400	343,400	382,600
56	272,200	287,800	320,300	344,700	383,400
57	272,600	288,300	321,200	345,700	384,100
58	273,000	289,100	322,200	346,600	384,800
59	273,400	289,900	323,200	347,700	385,500
60	273,800	290,600	324,100	348,900	386,100
61	274,200	291,300	325,000	350,000	386,700
62	274,600	292,200	326,200	351,200	387,300
63	275,000	293,100	327,400	352,400	388,000
64	275,400	293,900	328,600	353,400	388,600
65	275,800	294,700	329,300	354,400	389,300
66	276,200	295,600	330,400	355,400	389,800
67	276,600	296,400	331,500	356,500	390,400
68	277,000	297,200	332,400	357,600	390,900
69	277,400	298,000	333,500	358,400	391,300
70	277,900	298,900	334,200	359,500	391,900
71	278,400	299,800	335,300	360,600	392,400
72	278,800	300,700	336,400	361,600	392,700
73	279,200	301,600	337,500	362,300	393,000
74	279,800	302,500	338,700	363,100	393,500
75	280,400	303,400	339,800	363,900	393,900
76	280,900	304,300	340,900	364,600	394,200
77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	288,100	316,900	353,500	371,500	

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	291,400	321,700	356,400	374,300	
97	292,000	322,200	356,900	374,900	
98	292,500	322,500	357,300	375,400	
99	293,000	323,100	357,800	375,900	
100	293,500	323,700	358,200	376,300	
101	294,000	324,100	358,500	376,900	
102	294,500	324,700	359,000	377,400	
103	295,000	325,300	359,400	377,900	
104	295,400	325,800	359,700	378,400	
105	295,800	326,200	360,100	379,000	
106	296,300	326,700	360,600	379,400	
107	296,800	327,200	361,100	379,900	
108	297,100	327,700	361,600	380,400	
109	297,300	328,100	362,100	381,000	
110	297,600	328,500	362,600		
111	297,800	328,800	363,100		
112	298,100	329,100	363,500		
113	298,400	329,400	363,900		
114	298,600	329,800	364,300		
115	298,900	330,100	364,800		
116	299,100	330,400	365,300		
117	299,400	330,600	365,700		
118	299,700	330,900	366,200		
119	300,000	331,200	366,700		
120	300,300	331,400	367,200		
121	300,600	331,600	367,500		
122	301,000	331,900			
123	301,300	332,200			
124	301,600	332,500			
125	301,800	332,700			
126	302,000	333,000			
127	302,300	333,400			
128	302,700	333,600			
129	302,900	333,800			
130	303,200	334,000			
131	303,600	334,400			
132	304,000	334,600			
133	304,200	334,900			
134	304,500	335,300			
135	304,800	335,700			

医療職本給表(二)

級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
号給	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額	本給月額
136	305,100	336,100			
137	305,300	336,400			
138	305,600	336,800			
139	305,900	337,200			
140	306,200	337,600			
141	306,400	337,900			
142	306,800	338,300			
143	307,200	338,600			
144	307,500	339,000			
145	307,700	339,300			
146	307,900	339,700			
147	308,200	340,100			
148	308,600	340,500			
149	308,800	340,800			
150	309,000	341,200			
151	309,300	341,600			
152	309,600	342,000			
153	310,000	342,300			
154	310,200				
155	310,400				
156	310,700				
157	311,000				
158	311,300				
159	311,600				
160	311,900				
161	312,300				
162	312,600				
163	312,900				
164	313,200				
165	313,600				
166	313,900				
167	314,200				
168	314,500				
169	314,900				
再雇用 職員	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300

備考 この表は、看護師及び准看護師に適用する。

別表第9

指定職本給表

号 給	本 給 月 額
1	716,000
2	772,000
3	829,000
4	908,000

備考 この表は、学長が指定する者に適用する。

別表第10 第15条(本給の調整額)関係

勤務箇所	教 員	調整数
1 大学	(1) 大学院の研究科の授業を常時担当する教育職本給表(一)2級以上の教員(以下この表において「大学院担当教員」という。)のうち大学院研究科の博士課程を担当する者で、主任として学生に対する研究指導に従事し、大学院博士課程(前期2年及び後期3年の区分を設ける博士課程にあつては後期3年の課程、この区分を設けない博士課程にあつては区分を設ける博士課程の後期3年の課程に対応した期間)の学生を担当する主任指導教員のうち、4人以上の学生を担当する者	3
	(2) 大学院担当教員のうち、大学院研究科の博士課程を担当する者((1)に掲げる者を除く。)	2
	(3) 大学院担当教員((1)及び(2)に掲げる者を除く。)	
	(4) 大学院研究科に在学する学生の指導に常時従事する教育職本給表(一)2級の教員	1
2 附属小学校	主幹教諭	1
3 附属中学校	主幹教諭	1
4 附属特別支援学校	(1) 特殊教育に直接従事することを本務とする教頭及び教諭 (2) 養護教諭	2

別表第11 第15条第2項関係

ア 教育職本給表(一)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	10,500円	
3級	11,900円	
4級	12,700円	
5級	15,000円	
6級	16,300円	

イ 教育職本給表(二)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,100円	ただし、1号給11,083円
3級	12,200円	
4級	13,100円	

ウ 教育職本給表(三)

職務の級	調 整 基 本 額	
2級	11,000円	ただし、1号給9,931円、2号給10,039円、 3号給10,147円、4号給10,255円、5号給10,363円、 6号給10,471円、7号給10,579円、8号給10,687円、 9号給10,795円、10号給10,867円、11号給10,939円
3級	11,800円	
4級	12,700円	

別表第12 削除

別表第13 削除

別表第14 第16条(管理職手当)関係

ア 一般職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
10 級	1 種	139,300
9 級	1 種	130,300
8 級	1 種	117,100
	2 種	94,000
7 級	2 種	88,500
6 級	5 種	62,300
5 級	5 種	59,500
	7 種	31,700

イ 技術職本給表

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	6 種	57,300
	7 種	36,700
3 級	7 種	30,700

ウ 教育職本給表(一)

職務の級	区 分	手当額 (円)
6 級	2 種	114,000
	3 種	99,800
	4 種	92,700
	5 種	85,500
	6 種	71,300
5 級	3 種	93,500
	4 種	86,800
	5 種	80,200
	6 種	66,800
	7 種	42,800
4 級	5 種	68,800
	6 種	57,300
	7 種	36,700

エ 教育職本給表(二)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	6 種	56,900
3 級	6 種	54,200
2 級	7 種	33,400

オ 教育職本給表(三)

職務の級	区 分	手当額 (円)
4 級	5 種	65,100
	6 種	54,300
3 級	5 種	64,500
	6 種	53,700
2 級	6 種	51,000

カ 一般職本給表(一)再雇用職員

職務の級	区 分	手当額 (円)
9 級	1 種	112,900
8 級	1 種	99,800
	2 種	79,800
7 級	2 種	72,900
6 級	5 種	48,200
5 級	5 種	44,300

別表第15 第17条(初任給調整手当)関係

期間の区分	支給額 (円)
1年未満	51,600
1年以上2年未満	51,600
2年以上3年未満	51,600
3年以上4年未満	51,600
4年以上5年未満	51,600
5年以上6年未満	51,600
6年以上7年未満	49,800
7年以上8年未満	48,000
8年以上9年未満	46,200
9年以上10年未満	44,400
10年以上11年未満	42,600
11年以上12年未満	40,800
12年以上13年未満	39,000
13年以上14年未満	37,200
14年以上15年未満	35,800
15年以上16年未満	34,400
16年以上17年未満	33,000
17年以上18年未満	31,600
18年以上19年未満	30,200
19年以上20年未満	28,800
20年以上21年未満	27,400
21年以上22年未満	26,800
22年以上23年未満	26,200
23年以上24年未満	25,200
24年以上25年未満	24,600
25年以上26年未満	24,000
26年以上27年未満	23,400
27年以上28年未満	22,800
28年以上29年未満	22,000
29年以上30年未満	21,700
30年以上31年未満	21,300
31年以上32年未満	20,700
32年以上33年未満	19,800
33年以上34年未満	18,900
34年以上35年未満	18,200
備考:この表において期間の区分欄に掲げる年数は、 採用の日以後の期間を示す。	

別表第16 第23条(特殊勤務手当)関係

特殊勤務手当の種類	支給対象教職員及び業務	支給額																		
(1)高所作業手当	施設管理課に所属する職員が、地上15メートル以上の建築物又は建造物上の墜落の危険が著しい箇所で行う営繕工事の監督の作業に従事したとき	作業した日1日につき200円(当該作業が地上30メートル以上の箇所で行われたときは、300円)ただし、作業した日1日について4時間に満たない場合は、100分の60を乗じて得た額とする																		
(2)教員特殊業務手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員で職務の級が教育職本給表(二)又は(三)の1級及び2級のものが次に掲げる業務に従事した場合において、当該業務が心身に著しい負担を与えると認められる程度に及ぶときに支給する	アの業務 3,200円 イ、ウの業務 3,000円 エ、オ、カの業務 1,700円 キの業務 1,200円 クの業務 900円																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="564 824 1043 898">業 務</th> <th data-bbox="1050 824 1465 898">心身に著しい負担を与えると認められる程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="564 898 1043 1088">ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務</td> <td data-bbox="1050 898 1465 1088">①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1088 1043 1200">イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務</td> <td data-bbox="1050 1088 1465 1200"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1200 1043 1312">ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務</td> <td data-bbox="1050 1200 1465 1312"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1312 1043 1469">エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの</td> <td data-bbox="1050 1312 1465 1469">その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1469 1043 1592">オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの</td> <td data-bbox="1050 1469 1465 1592"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1592 1043 1715">カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの</td> <td data-bbox="1050 1592 1465 1715">業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1715 1043 1906">キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの</td> <td data-bbox="1050 1715 1465 1906">業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="564 1906 1043 2029">ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの</td> <td data-bbox="1050 1906 1465 2029">業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。</td> </tr> </tbody> </table>	業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度	ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。	イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務		ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務		エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。	オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの		カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。	キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。	ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。	
業 務	心身に著しい負担を与えると認められる程度																			
ア 学校の管理下において行う非常災害時の業務(イ、ウに同じ。)で、非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務	①休日については、業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度とする。以下同じ。)又はこれと同程度であること。 ②その他の日については、業務に従事した時間が所定労働時間以外の時間のうち、午後5時から午後11時まで若しくは午前2時から午前8時まで又はこれらと同程度であること。																			
イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急等の業務																				
ウ 児童又は生徒に対する救急の補導業務																				
エ 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの	その日において業務に従事した時間(就寝時間等は含まない。)が8時間程度であること。																			
オ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの																				
カ 対外運動競技等において、児童又は生徒を引率して行う指導業務で、休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。																			
キ 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が引き続き4時間程度であること。																			
ク 入学試験における受験生の監督、採点又は合格判断の業務で休日に行うもの	業務に従事した時間が終日に及ぶ程度(日中8時間程度)であること。																			

(3) 教育実習等指導手当	附属幼稚園、附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校の教員が本学の計画に基づく学生の教育実習の指導業務(本学の教育実習の指導の計画に基づき、あらかじめ特定の指導課程の担当を命ぜられた教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭又は養護教諭がその計画に基づいて行う教育実習の指導業務)等に従事したとき	1日 720円						
(4) 教育業務連絡指導手当	附属小学校、附属中学校及び附属特別支援学校に勤務する指導教諭又は教諭のうち、主任等で次に掲げる職務を担当する指導教諭又は教諭が、当該担当業務に従事したときに支給する <table border="1" data-bbox="550 884 1043 1176"> <tr> <td data-bbox="550 884 703 958">附属小学校</td> <td data-bbox="703 884 1043 958">教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 958 703 1064">附属中学校</td> <td data-bbox="703 958 1043 1064">教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1064 703 1176">附属特別支援学校</td> <td data-bbox="703 1064 1043 1176">教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任</td> </tr> </table> (適用除外) 6学級未満の学校に置かれる研究主任、教育実習主任	附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任	附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任	附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任	1日 200円
附属小学校	教務主任、学年主任、研究主任、教育実習主任							
附属中学校	教務主任、学年主任、生徒指導主事、研究主任、教育実習主任							
附属特別支援学校	教務主任、生徒指導主事、進路指導主事、研究主任、教育実習主任							
(5) 大学入学共通テスト手当	大学入学共通テストに係る業務に従事した教職員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(6) 入学試験手当	大学入学共通テスト以外の本学の入学試験に係る業務に従事した教員に支給する	試験実施の都度定める単価に、従事した業務ごとに定める点数を乗じて得た額						
(7) 防疫等作業手当	新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため緊急に行う措置に係る作業に従事した教職員に支給する。	1日 3,000円						

別表第17 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

教育職本給表(二)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1～4	6,300	14,400	18,700
5～8	6,600	14,800	19,000
9～12	7,000	15,100	19,400
13～16	7,300	15,500	19,600
17～20	7,600	15,900	19,900
21～24	7,900	16,300	20,200
25～28	8,300	16,700	
29～32	8,900	17,100	
33～36	9,300	17,400	
37	9,700	17,700	
38～40	9,700	17,700	
41～44	10,500	18,000	
45～48	10,900	18,300	
49～52	11,300	18,500	
53～56	12,100	18,700	
57～60	12,500	18,900	
61～64	12,900	19,100	
65～68	13,300		
69～72	13,700		
73～76	14,000		
77	14,400		
78～80	14,400		
81～84	14,700		
85～88	15,000		
89～92	15,400		
93～96	15,700		
97～100	16,000		
101～104	16,300		
105～108	16,500		
109～112	16,800		
113～116	17,000		
117～120	17,200		
121～124	17,400		
125～145	17,600		

別表第18 第24条(義務教育等教員特別手当)関係

教育職本給表(三)

職務の級 号給	2級	3級	4級
	円	円	円
1~4	5,400	12,400	18,700
5~8	5,700	12,800	19,000
9~12	6,000	13,200	19,400
13~16	6,300	13,600	19,600
17~20	6,600	14,000	19,900
21~24	7,000	14,400	20,200
25~28	7,300	14,800	
29~32	7,600	15,100	
33~36	7,900	15,500	
37	8,300	15,900	
38~40	8,300	15,900	
41~44	8,900	16,300	
45~48	9,300	16,700	
49~52	9,700	17,100	
53~56	10,500	17,400	
57~60	10,900	17,700	
61~64	11,300	18,000	
65~68	12,100	18,300	
69~72	12,500	18,500	
73~76	12,900	18,700	
77~80	13,300	18,900	
81~84	13,700	19,100	
85~88	14,000		
89~92	14,400		
93	14,700		
94~96	14,700		
97~100	15,000		
101~104	15,400		
105~108	15,700		
109~112	16,000		
113~116	16,300		
117~120	16,500		
121~124	16,800		
125~128	17,000		
129~132	17,200		
133~136	17,400		
137~157	17,600		

別表第19 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～8級	100分の20	
	7級・6級	100分の15	
	5級・4級	100分の10	
	3級	100分の5	
一般職(二)	4級・3級	100分の5	
技術職	5級	100分の15	
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	
	1級	100分の5	基準日現在の本給が69号給以上である者
教育職(一)	6級	100分の20	
	5級	100分の20	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)5級適用者数の50%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	5級	100分の15	
	4級	100分の15	毎年6月1日現在の教育職本給表(一)4級適用者数の25%を定数として、学長が職責等を考慮して指定する者
	4級・3級	100分の10	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が5年(修士課程修了)以上である者
	1級	100分の5	基準日現在の経験年数が20年(大学4卒)以上である者
教育職(二)	4級	100分の15	
	3級	100分の10	
教育職(三)	2級	100分の10	基準日現在の経験年数が30年(大学4卒)以上である者
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が12年(大学4卒)以上である者
医療職(一)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者
医療職(二)	5級	100分の10	
	4級・3級	100分の5	
	2級	100分の5	基準日現在の経験年数が15年(短大3卒)以上である者

別表第20 第29条(期末手当)関係

本給表	職務の級	管理職手当の区分	加算率	適用基準
一般職(一)	10級～7級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	
教育職(一)	6級・5級	1種	100分の25	
		2種	100分の15	
		3種	100分の10	

別表第21 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が特に優秀な者	特定幹部教職員	148.0/100
	上記以外	124.0/100
(2) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	133.5/100
	上記以外	112.5/100
(3) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	121.0/100
	上記以外	101.0/100
(4) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	94.5/100
	上記以外	75.0/100
(5) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	80.0/100
	上記以外	65.0/100
(6) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	75.0/100
	上記以外	60.0/100
(7) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	53.0/100
	上記以外	49.5/100
(8) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	32.5/100
	上記以外	39.0/100

別表第22 第30条(勤勉手当)関係

区 分		割 合
(1) 勤務成績が優秀な者	特定幹部教職員	67.5/100
	上記以外	57.5/100
(2) 勤務成績が良好な者	特定幹部教職員	58.0/100
	上記以外	48.0/100
(3) 勤務成績が良好でない者	特定幹部教職員	47.25/100
	上記以外	38.75/100
(4) 訓告、文書による嚴重注意等の 矯正措置の対象となる事実があ った者	特定幹部教職員	40.0/100
	上記以外	34.0/100
(5) 戒告の処分を受けた者	特定幹部教職員	37.0/100
	上記以外	32.0/100
(6) 出勤停止又は減給の処分を受け た者	特定幹部教職員	26.5/100
	上記以外	27.0/100
(7) 停職の処分を受けた者	特定幹部教職員	16.0/100
	上記以外	21.5/100